

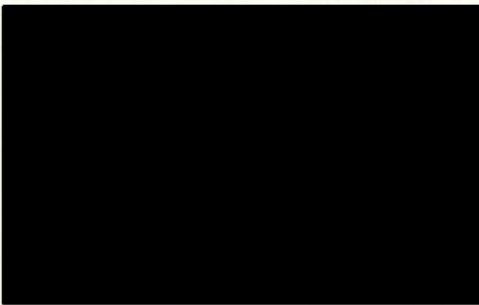
# 第一章 総括

## 第 1 回審理調書

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                        | 平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号事件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 審理の期日<br>及び場所              | 令和元年 6 月 5 日午後 3 時 総務省会議室 (10 階 1002 会議室)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 主任審理官及<br>び補佐審理官<br>の氏名    | 主任審理官： 長屋 文裕<br>補佐審理官： 中沢 淳一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 審理の期日に<br>出頭した者の<br>住所及び氏名 | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき (代表取締役 檜 悟)</p> <p>徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27 番地の 8</p> <p>代表取締役 檜 悟</p> <p>代理人 (弁護士) 中田 祐児</p> <p>同 島尾 大次</p> <p>代理人 (常務取締役) 檜 広之</p> <p>代理人 (社員) <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span></p> <p>2 総務大臣</p> <p>東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号</p> <p>代理人 (弁護士) 森 亮二</p> <p>指定職員 (情報流通行政局衛星・地域放送課長)</p> <p>井幡 晃三</p> <p>同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長)</p> <p>田邊 光男</p> <p>同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐)</p> <p>津田 康平</p> <p>同 (情報流通行政局総務課情報通信政策総合研究官)</p> <p>本間 祐一</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 (代表取締役社長 伝川 幹)</p> <p>大阪市中央区域見 2 丁目 2 番 33 号</p> <p>代理人 (弁護士) 關 健一</p> <p>代理人 (社員) <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span></p> <p>同 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span></p> <p>同 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span></p> |



|                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>審理の期日に<br/>出頭しなかつ<br/>た審査請求人<br/>等の住所及び<br/>氏名</p> | <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>審査請求人等<br/>の陳述の要旨</p>                              | <p>I 準備書面等の陳述</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>準備書面 (I) のとおり陳述。</li> <li>2 総務大臣<br/>準備書面 (I) のとおり陳述。</li> <li>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>準備書面 (I) のとおり陳述。</li> </ol> <p>II 今後の陳述予定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>総務大臣及び参加人から提出された準備書面 (I) を受けて、必要な範囲で反論を行う。<br/>なお、主任審理官は、次の２点について記載することを検討するよう求めた。<br/>① 審査請求人による「改めて再放送同意の協議を始めようとしている」という主張（審査請求人準備書面 (I) 52 頁 7～9 行目）に対する参加人の主張（「特段新たな再放送同意の申込みを審査請求人に求めているわけではなく、同意することを明示した上で、その手続きとして（以下略）」（参加人準備書面 (I) 4 頁下から 8～1 行目））についての反論。<br/>② 仮に、総務大臣が審査請求人に対し意見表明、弁明、主張立証の機会を与えたとしたら、審査請求人が行ったであろう主張はどのようなものか（審査請求人準備書面 (I) 60 頁）。</li> <li>2 総務大臣<br/>審査請求人から提出される追加の準備書面を受けて、必要に応じて再反論する予定。</li> <li>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>審査請求人から提出される追加の準備書面を受けて、必要に応じて再反論する予定。</li> </ol> <p>III その他（書類送達方法の合意等）</p> <p>当事者及び参加人は、今後、他の当事者及び参加人に対し準備書面、証拠説明書及び書証を送付するときは、ファクシミリ送信又は郵送による直送方式によることに同意した。</p> |

|                        |                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 証拠書類等の<br>取調べ          | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>証拠説明書のとおり甲第1号証から第76号証までを提出。</p> <p>2 総務大臣<br/>証拠説明書のとおり乙第1号証から第19号証までを提出。</p> <p>3 参加人 読賣テレビ放送株式会社<br/>証拠説明書のとおり丙第1号証及び第2号証を提出。</p> |
| 参考人審問の<br>結果           | なし                                                                                                                                                         |
| その他参考と<br>なるべき事項       | なし                                                                                                                                                         |
| 次回の予定<br>及び期日<br>並びに場所 | <p>審理を続行する。</p> <p>次回期日は、令和元年9月11日午前11時 総務省会議室（10階1002会議室）</p> <p>準備書面等の提出期限は、審査請求人にとっては7月31日まで、総務大臣及び参加人にとっては8月30日まで。</p>                                 |
| 主任審理官等<br>の署名・押印       | <p>主任審理官</p> <p>補佐審理官</p> <p>総務省電波監理審議会 事務官</p>                         |

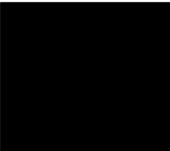
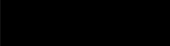
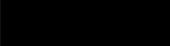
## 第2回審理調書

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件名                 | 平成31年2月8日付け付議第1号事件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 審理の期日及び場所          | 令和元年9月11日午前11時 総務省会議室（10階1002会議室）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 主任審理官及び補佐審理官の氏名    | 主任審理官： 長屋 文裕<br>補佐審理官： 藤田 和重                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 審理の期日に出頭した者の住所及び氏名 | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき（代表取締役 檜 悟）<br/>徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8<br/>代表取締役 檜 悟<br/>代理人（弁護士） 中田 祐児<br/>同 島尾 大次<br/>代理人（社員） </p> <p>2 総務大臣<br/>東京都千代田区霞が関2丁目1番2号<br/>代理人（弁護士） 森 亮二<br/>指定職員（情報流通行政局衛星・地域放送課長）<br/>吉田 恭子<br/>同（情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長）<br/>井上 淳<br/>同（情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐）<br/>津田 康平</p> <p>3 参加人 読売テレビ放送株式会社（代表取締役社長 伝川 幹）<br/>大阪市中央区城見2丁目2番33号<br/>代理人（弁護士） 關 健一<br/>代理人（社員） <br/>同 <br/>同 </p> |

|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審理の期日に<br>出頭しなかつ<br>た審査請求人<br>等の住所及び<br>氏名 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 審査請求人等<br>の陳述の要旨                           | <p>I 準備書面等の陳述</p> <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>準備書面 (2) のとおり陳述。</p> <p>2 総務大臣<br/>準備書面 (2) のとおり陳述。</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>準備書面 (2) のとおり陳述。</p> <p>II 今後の陳述予定</p> <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>総務大臣から提出された準備書面 (2) 及び乙第 21 号証に対し、反論を行う。</p> <p>2 総務大臣<br/>審査請求人から提出される準備書面等を受けて、さらに主張することがあるか<br/>検討する。</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>審査請求人から提出される準備書面等を受けて、さらに主張することがあるか<br/>検討する。</p> <p>III その他<br/>なし</p> |
| 証拠書類等の<br>取調べ                              | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>なし</p> <p>2 総務大臣<br/>証拠説明書のとおり乙第 20 号証及び第 21 号証を提出。</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 参考人審問の<br>結果                               | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| その他参考と<br>なるべき事項                           | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 次回の予定<br>及び期日<br>並びに場所                     | <p>審理を続行する。</p> <p>次回期日は、令和元年 12 月 11 日午後 3 時 総務省会議室 (10 階 1002 会議室)</p> <p>準備書面等の提出期限は、審査請求人にとっては 11 月 15 日まで、総務大臣及び参加</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |

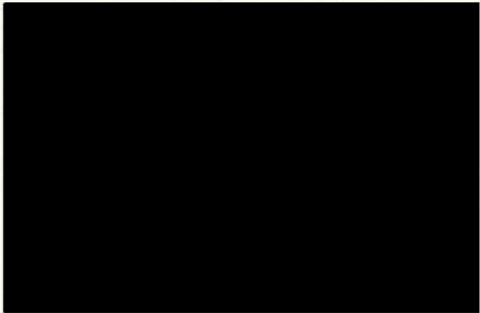
|                  |                               |                                                                                    |
|------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 人によっては、提出する場合は次回期日に間に合うように提出。 |                                                                                    |
| 主任審理官等<br>の署名・押印 | 主任審理官                         |  |
|                  | 補佐審理官                         |                                                                                    |
|                  | 総務省電波監理審議会 事務官                |                                                                                    |

### 第3回審理調書

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                        | 平成31年2月8日付け付議第1号事件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 審理の期日<br>及び場所              | 令和元年12月11日午後3時 総務省会議室（10階1002会議室）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 主任審理官及<br>び補佐審理官<br>の氏名    | 主任審理官： 長屋 文裕<br>補佐審理官： 藤田 和重                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 審理の期日に<br>出頭した者の<br>住所及び氏名 | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき（代表取締役 檜 悟）<br/>徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8<br/>代表取締役 檜 悟<br/>代理人（弁護士） 中田 祐児<br/>同 島尾 大次<br/>同 柴谷 亮<br/>代理人（常務取締役） 檜 広之<br/>代理人（社員） </p> <p>2 総務大臣<br/>東京都千代田区霞が関2丁目1番2号<br/>代理人（弁護士） 森 亮二<br/>指定職員（情報流通行政局衛星・地域放送課長）<br/>吉田 恭子<br/>同 （情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長）<br/>井上 淳<br/>同 （情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐）<br/>津田 康平</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社（代表取締役社長 伝川 幹）<br/>大阪市中央区城見2丁目2番33号<br/>代理人（弁護士） 關 健一<br/>代理人（社員） <br/>同 <br/>同 </p> |

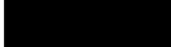
|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審理の期日に<br>出頭しなかつ<br>た審査請求人<br>等の住所及び<br>氏名 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 審査請求人等<br>の陳述の要旨                           | <p>I 準備書面等の陳述</p> <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>準備書面 (3) のとおり陳述。</p> <p>2 総務大臣<br/>準備書面 (3) のとおり陳述。</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>陳述なし。</p> <p>II 今後の陳述予定</p> <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>総務大臣宛行政文書開示請求に係る応答を踏まえて、本件処分の手続的適否について補充の主張があるか検討する。</p> <p>2 総務大臣<br/>審査請求人から補充の主張があった場合は、提出された準備書面等を受けて、さらに反論があるか検討する。</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>審査請求人から補充の主張があった場合は、提出された準備書面等を受けて、さらに反論があるか検討する。</p> <p>III その他<br/>主任審理官から、本件事案を全体として見ると議論はかなり出尽くしているものと認識しており、仮に審査請求人から本件処分の手続的適否について補充の主張があり、それに対して総務大臣及び参加人から反論があった場合でも、次回期日において審理を終結できる見込みは小さくないものと現時点では認識している旨の発言があった。</p> |
| 証拠書類等の<br>取調べ                              | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>なし</p> <p>2 総務大臣<br/>証拠説明書のとおりに乙第22号証を提出。なお、証拠書類の作成者の氏名を「岡田基」から「岡田基一」に訂正。</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

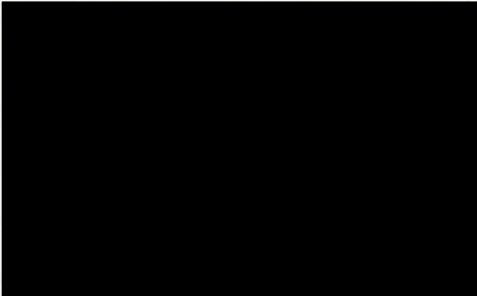


|                |                                                                                                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参考人審問の結果       | なし                                                                                                                                             |
| その他参考となるべき事項   | 参加人から本店所在地の変更があったため登記簿謄本等を添付して、その届出を行う旨の発言があった。                                                                                                |
| 次回の予定及び期日並びに場所 | <p>審理を続行する。</p> <p>次回期日は、令和2年3月13日午前11時 総務省会議室（10階1002会議室）</p> <p>準備書面等の提出期限は、審査請求人にとっては、提出する場合は2月3日まで、総務大臣及び参加人にとっては、提出する場合は3月6日まで。</p>       |
| 主任審理官等の署名・押印   | <div>主任審理官</div> <div>補佐審理官</div> <div>総務省電波監理審議会 事務官</div>  |



## 第4回審理調書

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                        | 平成31年2月8日付け付議第1号事件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 審理の期日<br>及び場所              | 令和2年3月13日午前11時 総務省会議室（10階1002会議室）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 主任審理官及<br>び補佐審理官<br>の氏名    | 主任審理官： 長屋 文裕<br>補佐審理官： 藤田 和重                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 審理の期日に<br>出頭した者の<br>住所及び氏名 | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき（代表取締役 檜 悟）<br/>徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8<br/>代理人（弁護士） 島尾 大次<br/>代理人（常務取締役） 檜 広之<br/>代理人（社員） </p> <p>2 総務大臣<br/>東京都千代田区霞が関2丁目1番2号<br/>代理人（弁護士） 森 亮二<br/>指定職員（情報流通行政局衛星・地域放送課長）<br/>吉田 恭子<br/>同 （情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長）<br/>井上 淳<br/>同 （情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐）<br/>津田 康平</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社（代表取締役社長 伝川 幹）<br/>大阪府中央区城見2丁目2番33号<br/>代理人（弁護士） 關 健一<br/>代理人（社員） <br/>同 <br/>同 </p> |

|                                            |                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審理の期日に<br>出頭しなかつ<br>た審査請求人<br>等の住所及び<br>氏名 | なし                                                                                                                                                                                      |
| 審査請求人等<br>の陳述の要旨                           | <p>I 準備書面等の陳述</p> <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>陳述なし。</p> <p>2 総務大臣<br/>陳述なし。</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>陳述なし。</p> <p>II 今後の陳述予定</p> <p>どの当事者も追加の陳述の予定はなく、本期日をもって審理を終結することに<br/>異論はなかった。</p> |
| 証拠書類等の<br>取調べ                              | <p>1 審査請求人 株式会社ひのき<br/>なし</p> <p>2 総務大臣<br/>なし</p> <p>3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社<br/>なし</p>                                                                                                      |
| 参考人審問の<br>結果                               | なし                                                                                                                                                                                      |
| その他参考と<br>なるべき事項                           | なし                                                                                                                                                                                      |
| 次回の予定<br>及び期日<br>並びに場所                     | 審理を終結した。                                                                                                                                                                                |
| 主任審理官等<br>の署名・押印                           | <p>主任審理官</p> <p>補佐審理官</p> <p>総務省電波監理審議会 事務官</p>                                                     |

## 第二章 事 案





付 議 第 1 号  
平成 3 1 年 2 月 8 日

電波監理審議会

会長 吉田 進 殿

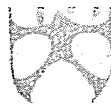
総務大臣 石田 真敏



付 議 書

総務大臣が平成 3 0 年 1 0 月 2 5 日付け総情域第 8 2 号により行った、株式会社ひのき（代表取締役 檜 悟）からの放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 1 4 4 条第 1 項の規定に基づく裁定申請に対する裁定の拒否処分（別紙 1 のとおり）について、同社から、放送法第 1 8 0 条において準用する電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）第 8 3 条並びに行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、平成 3 1 年 1 月 8 日付けで審査請求がなされたので、電波法第 8 5 条の規定に基づき、審査請求書副本を添えて、貴審議会の議に付する。

なお、本件に係る形式審査の結果は別紙 2 のとおりである。



総情域第 82 号

平成 30 年 10 月 25 日

株式会社ひのき 代理人

中田 祐児 殿

島尾 大次 殿

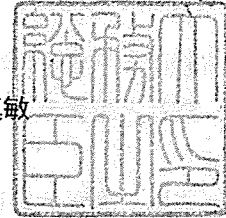
高木 誠一郎 殿

益田 歩美 殿

妹尾 祥 殿

川城 政人 殿

総務大臣 石田 真敏



総務大臣の裁定の拒否処分について（通知）

平成 23 年 6 月 21 日付けで申請のあった総務大臣の裁定については、下記の理由により拒否処分とする。

記

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 144 条第 1 項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しないため。（※具体的には別紙に記載）

以上

讀賣テレビ放送株式会社が行う地上基幹放送の再放送同意に係る総務大臣の裁  
定の拒否処分の具体的理由

- 1 放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 144 条第 1 項において、指定再放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該指定再放送事業者は、総務大臣の裁定（以下「大臣裁定」という。）を申請することができると規定されている。
- 2 貴社は、平成 23 年 6 月 21 日付けで讀賣テレビ放送株式会社による再放送同意について、貴社と讀賣テレビ放送株式会社との協議が不調であるとして大臣裁定を申請した。
- 3 当省は、讀賣テレビ放送株式会社の再放送同意に係る貴社の大臣裁定の申請に関して、貴社と讀賣テレビ放送株式会社との間で行われてきた当該再放送同意に係る協議について、法第 144 条第 1 項に照らして「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」の要件該当性について検討を行った。
- 4 讀賣テレビ放送株式会社から貴社宛ての平成 30 年 10 月 11 日付け文書では、「既に総務大臣の裁定により放送法上の同意をしたものとされている松茂町及び北島町に加え、上板町の区域につきましても、貴社が依頼会社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を、同時再放送による放送によって、再放送することに放送法上の同意をいたしますので、その旨、本書をもってご通知させていただきます。」と明記されている。  
さらに、讀賣テレビ放送株式会社から当省に対して、同月 19 日付け文書にて、貴社との協議の状況について、「既に総務大臣の裁定により同意したものとされている徳島県板野郡松茂町及び北島町に加え、上板町の区域につきましても、申請者である株式会社ひのきが当社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を再放送することに同意することとし、平成 30 年 10 月 11 日付けにて、本書添付のとおり、株式会社ひのき宛てにその旨を通知いたしました。」との上申があった。
- 5 上記 4 より、貴社と讀賣テレビ放送株式会社の現在の状況は、法第 144 条第 1 項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しない。
- 6 以上のとおり、平成 23 年 6 月 21 日付けで貴社から申請のあった大臣裁定について、貴社と讀賣テレビ放送株式会社との間の協議の状況は、大臣裁定の申請の要件を満たさないため、拒否処分とする。



教 示 書

行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 2 項及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条の規定により、次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をすることができます。

なお、この処分については、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 180 条において準用する電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 96 条の 2 の規定により、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

## 審査請求に係る形式審査

| 審査項目                                                                | 審査内容                                                                                              | 適否 | 備考                      |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|
| 1 審査請求期間（行政不服審査法第 18 条）                                             | 当該審査請求は、処分があったことを知った日（平成 30 年 10 月 27 日）の翌日から起算して三月以内（平成 31 年 1 月 27 日が末日）に提起されており、法定の審査請求期間内である。 | 適  |                         |
| 2 不服申立人適格（行政不服審査法第 2 条）                                             | 審査請求人は、本件審査請求に係る拒否処分を受けた者であり、行政庁の処分に不服がある者である。                                                    | 適  |                         |
| 3 審査請求書正副 2 通の提出（電波法第 83 条第 1 項）                                    | 審査請求書は、正副 2 通が提出されている。                                                                            | 適  | 1 月 22 日に審査請求書副本が提出された。 |
| 4 代表者等の資格の証明等（行政不服審査法施行令第 4 条第 3 項）                                 | 審査請求書の提出は代理人によりなされており、審査請求人の委任状が添付されている。                                                          | 適  |                         |
| 5 記載事項（行政不服審査法第 19 条第 2 項）                                          |                                                                                                   |    |                         |
| (1) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所（第 1 号）                                     | 記載されている。                                                                                          | 適  |                         |
| (2) 審査請求に係る処分の内容（第 2 号）                                             | 記載されている。                                                                                          | 適  |                         |
| (3) 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日（第 3 号） | 記載されている。                                                                                          | 適  |                         |
| (4) 審査請求の趣旨及び理由（第 4 号）                                              | 記載されている。                                                                                          | 適  |                         |
| (5) 処分庁の教示の有無及びその内容（第 5 号）                                          | 記載されている。                                                                                          | 適  |                         |
| (6) 審査請求の年月日（第 6 号）                                                 | 記載されている。                                                                                          | 適  |                         |
| 6 押印（行政不服審査法施行令第 4 条第 2 項）                                          | 審査請求書には、代理人による押印がなされている。                                                                          | 適  |                         |



# 審 査 請 求 書

平成31年 1月 8日

審査請求人代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁護士 中 田 祐 児

同 島 尾 大 次

同 高 木 誠 一 郎

同 益 田 歩 美

同 妹 尾 祥

同 柴 谷 亮

同 美 馬 和 仁

総務大臣 石 田 真 敏 殿

審査請求人は、次のとおり審査請求をする。

## 1 審査請求人の住所、名称

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

申 請 者 株 式 会 社 ひ の き  
代表者代表取締役 檜 悟

2 審査請求人の代理人の住所、氏名

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地（送達場所）

電 話 088（622）3750

FAX 088（623）9250

審査請求人代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁 護 士 中 田 祐 児

弁 護 士 島 尾 大 次

弁 護 士 高 木 誠 一 郎

弁 護 士 益 田 歩 美

弁 護 士 妹 尾 祥

弁 護 士 柴 谷 亮

弁 護 士 美 馬 和 仁

3 審査請求に係る処分の内容

総務大臣が平成30年10月25日付総情域第82号で審査請求人に対して行った拒否処分。

4 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成30年10月27日

5 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分に

つき再放送同意をすべき旨の裁定を求める。

(2) 異議申立ての理由

- ① 審査請求人は、平成23年6月21日、総務大臣に対し、讀賣テレビ放送株式会社（以下「讀賣テレビ放送」という。）につき再送信同意をすべき旨の裁定を申請した（以下「本件申請」という。）。

しかし、総務大臣は、同年10月20日、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないとして、大臣裁定の申請を拒否する旨の処分を行った（以下「本件裁定拒否処分」という。）。

- ② このため、審査請求人は、同年11月7日、総務大臣に対し、同処分を取り消し、再送信同意をすべき旨の裁定を求める旨の異議申立てを行った。

これに対し、総務大臣は、平成24年12月5日、本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手することを決定した。

- ③ そして、総務大臣は、平成25年7月23日、讀賣テレビ放送につき、審査請求人の対象地域のうち、上板町を除外して、北島町・松茂町の区域についてのみ再放送同意をすべき旨の裁定（以下「本件裁定」という。）をするに至った。

そこで、審査請求人は、同年8月9日、本件裁定のうち、上板町の区域につき再放送同意をすべきとは認められないとした部分（以下「本件不同意裁定部分」という。）を取り消し、同部分につき再放送同意をすべき旨の決定を求めて、再度の異議申立て（以下「第2次異議申し立て」という。）に及んだ。

他方、本件裁定のうち、松茂町、北島町の区域につき再放送同意をすべきとした部分（以下「本件同意裁定部分」という。）は、審査請求人からも讀



賣テレビ放送からも異議申し立てがなく、そのまま確定した。

- ④ その後、総務大臣は、平成27年2月25日、第2次異議申立てを棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

このため、審査請求人は、同年6月1日、東京高裁に対し、国（総務大臣）を被告として、本件決定の取り消しを求める行政訴訟を提起した。

- ⑤ そして、東京高裁は、平成29年12月7日、本件不同意裁定部分及び本件決定はいずれも違法なものであって、本件決定は取消しを免れないと結論づけて、本件決定を取り消す旨の判決を言い渡した。

これに対し、国（総務大臣）は、同判決を不服として、最高裁に上告受理を申し立てた。しかし、最高裁は、平成30年9月6日、本件を上告審として受理しない旨の決定をした。これにより、東京高裁判決が確定し、本件決定は取り消された。

- ⑥ 以上の経緯から明らかなとおり、本件申請が、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当し、適法であることは、総務大臣が平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手することを決定したことにより確定した。

その後、総務大臣は、本件申請の実体審理に入り、平成25年7月23日付で本件裁定を行ったところ、本件裁定のうち、本件同意裁定部分は既に確定し、本件不同意裁定部分は東京高裁が平成29年12月7日付で取り消し、その効力は、平成30年9月6日に確定した。

それゆえ、現在、総務大臣は、審査請求人が行った第2次異議申立てに対し、本件不同意裁定部分についてのみ、応答していない状態となっているのであるから、速やかにこれに応答すべきであって、実体審理に入る前の要件

該当性を理由に再度拒否処分を繰り返すことは、最早許されない。

結局、本件処分は、既に実体審理に入り、本件裁定がなされ、本件同意裁定部分が既に確定し、本件不同意裁定部分に対する第2次異議申立ての応答のみがなされていない状況において、手続を遡って、再度、本件申請の要件該当性を否定するものであって、法的根拠を欠き、何らの効力をも有さないものというほかなく、違法無効である。

⑦ 以上の詳細については、追って更に補充する。

#### 6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。」との教示があった。

#### 7 添付書類

委 任 状

1 通

以 上

## 委 任 状

私は、第一東京弁護士会所属 弁護士中田祐児、徳島弁護士会所属 弁護士島尾大次、同弁護士高木誠一郎、同弁護士益田歩美、同弁護士妹尾祥、同弁護士柴谷亮、同弁護士美馬和仁を代理人と定め下記事項を委任する

1. 総務大臣が平成30年10月25日付総情域第82号で審査請求人に対して行った拒否処分に対し、審査請求する件及びこれに附帯する一切の件。

2. 復代理人選任の件

平成 31 年 / 月 〇 日

住所

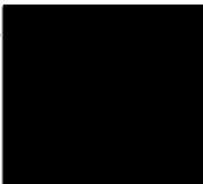
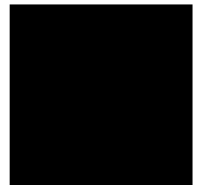
氏名

徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

株式会社

代表取締役

ひ の き  
檜 悟



### 第三章 審理の経過

令和元年6月5日

於・1002会議室（10階）

第482回

電波監理審議会

審査請求審理（第1回）

電波監理審議会

## 目 次

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 開 会.....            | 1   |
| 2. 出席者の確認.....         | 1   |
| 3. 提出された準備書面の受領確認..... | 2   |
| 4. 実質審理.....           | 3   |
| 5. 閉 会.....            | 1 2 |



## 開 会

○主任審理官（長屋） それでは、ただいまから、平成30年10月25日に総務大臣が行った、株式会社ひのきを当事者とする再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求につきまして、電波法第86条等の規定によりまして、審理を行います。

本件は、今年の2月8日に電波監理審議会へ付議されていた案件であります。

私は、主任審理官の長屋であります。よろしくお願いいたします。

○補佐審理官（中沢） 補佐審理官の中沢淳一でございます。よろしくお願いいたします。

## 出席者の確認

○主任審理官（長屋） 出頭者の確認をさせていただきますので、恐縮ですが、審査請求人側からお名前と簡単にお立場といたしますか、お一人ずつおっしゃっていただけますでしょうか。

○審査請求人代理人（島尾） 審査請求代理人の島尾大次でございます。よろしくお願いいたします。

○主任審理官（長屋） よろしくお願いします。どうぞおかけになったままで、あとは。

○審査請求人代理人（中田） 同じく代理人の中田祐児です。

○審査請求人（檜） 株式会社ひのき代表取締役檜悟。

○審査請求人代理人（檜） 同じく株式会社ひのき常務取締役の檜広之です。

○審査請求人代理人（          ） 代理人、株式会社ひのき          の          と申します。

○主任審理官（長屋） 総務大臣、お願いいたします。

○総務大臣代理人（森） 総務大臣代理人弁護士の森です。よろしくお願いします。

○総務省（井幡） 総務省衛星・地域放送課長、井幡晃三です。よろしくお願いいたします。

○総務省（田邊） 総務省地域放送推進室長、田邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務省（本間） 総務省情報流通行政局総務課の情報通信総合研究官の本間祐一と申します。よろしくお願いします。

○総務省（津田） 総務省情報流通行政局地域放送推進室課長補佐の津田康平でございます。よろしくお願いいたします。

○主任審理官（長屋） 最後になりました、参加人、お願いいたします。

○参加人代理人（關） 参加人、讀賣テレビ放送株式会社代理人の關でございます。よろしくお願いいたします。

○参加人代理人（          ） 参加人、讀賣テレビ放送株式会社                    の          でございます。よろしくお願いします。

○参加人代理人（          ） 参加人、讀賣テレビ放送                    、          です。よろしくお願いします。

○参加人代理人（          ） 参加人、讀賣テレビ放送株式会社                    の                    といます。よろしくお願いします。

○主任審理官（長屋） ありがとうございました。

## 提出された準備書面の受領確認

○主任審理官（長屋） この期日の前にそれぞれからご提出のありました準備

書面及び書証を受領されているかの確認を念のためしておきたいと思います。

まず、審査請求人からは、審査請求書、準備書面（１）、証拠説明書、甲第１号証から第７６号証までのご提出がありましたが、総務大臣及び参加人は受領されていらっしゃるね。

○総務大臣代理人（森） はい、受領しております。

○参加人代理人（關） はい。

○主任審理官（長屋） 次に、総務大臣からは、準備書面（１）、証拠説明書、乙第１号証から第１９号証までを提出されておりますが、請求人及び参加人は受領されてますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） 参加人もよろしゅうございますか。

○参加人代理人（關） はい、受領しております。

○主任審理官（長屋） 参加人からは、準備書面（１）、先ほどお出しいただきました証拠説明書、丙第１、２号証を提出なさっていますが、請求人及び総務大臣は受領なさっていらっしゃるね。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） よろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） はい、受領しております。

## 実質審理

○主任審理官（長屋） それでは、実質審理に入ってまいります、審査請求人は、審査請求書及び準備書面（１）を陳述されますね。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） 口頭でポイントをお述べになる点はございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） では、簡単にお問い合わせいたします。

○審査請求人代理人（島尾） 詳しくは書面に書いてあるとおりでございますのですが、こちらのほうで、本件、再度の拒否処分について、3点問題があると考えております。

1点目は、本件再度拒否処分が、第一次決定の不可変更力、実質的確定力に反しているという点でございます。

それで、既に第一次決定が確定しておりますので、これについては、行政庁も取り消し、または変更し得なくなるということでございます。

それで、今回の第一次決定につきましては、本件裁定申請が放送法144条1項の要件を満たす適法なものであることを認め、総務大臣が同要件を満たさないとして拒否処分を行うことはできないということを判断して、既に平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消して、裁定手続に着手することを決定しておりまして、かつ適法に確定しております。そうであるにもかかわらず、本件再度拒否処分は、再び同じような形で要件を満たしていないという形で拒否をしたということでありますので、これは第一次決定の不可変更力、実質的確定力に反していて、判例にも相反しているので、取消しを免れないということでございます。これが第1点になります。

第2点は、東京高裁の判決、この形成力、拘束力に反しているということでございます。この東京高裁の判決、本件判決と言いますけれども、本件判決は、審理官、電波監理審議会、総務大臣、その他の関係行政庁を拘束するものであります。したがって、審理官等は、本件判決の趣旨に従って、改めて第二次異議申立手続を進行しなければならないものであります。しかしながら、今回の本件再度拒否処分は、上板町の区域について、本来であれば再放送に同意しない正当な理由がないとして、同意裁定をするべき旨の決定をしなければならない

いにもかかわらず、これと全く異なる処分を行っておりますので、最高裁の判例に相反し、行政事件訴訟法 33 条に反し、本件判決の形成力、拘束力に反して違法、無効であるということでもありますので、取消しを免れないと考えます。

第 3 点は、手続的な点でございます。本件再度拒否処分は、総務大臣が審査請求人に対し、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張、立証の機会も与えずに、参加人である讀賣テレビ放送との間で連絡だけをとって、讀賣テレビ放送の上申に基づいて行っているという点で、適正手続、デュープロセスに違反して違法、無効であるので、取消しを免れないということでもあります。

以上が骨子になります。

○主任審理官（長屋） ありがとうございます。

総務大臣は準備書面（1）を陳述されますね。

○総務大臣代理人（森） はい、陳述します。

○主任審理官（長屋） 口頭でポイントをご説明になる点ございますか。

○総務大臣代理人（森） 特に書面のとおりですけれども、今、審査請求人のほうから簡単にご主張をおまとめいただきましたので、それに応じる形で簡単に述べさせていただきます。

まず、再度拒否処分の問題として、第一次決定の不可変更力、実質的確定力に反しているというご主張でございます。この点については、当方の準備書面（1）、第 4 に反論をしているところですが、この不可変更力、実質的確定力というのは、全く同一の事情のもとに取り消された処分と全く同じ処分を繰り返して行うことは許されないということです。第一、第一次決定がなされたときから事情が大きく変更されていて、また、新たな処分を必要とする新たな事情が生じている、それをもとにした新たな処分ですので、第一次決定との関係において、問題のあるものではないというのが準備書面の第 4 に書かれていることの骨子でございます。

2 番目の問題としてご指摘の高裁判決の形成力、拘束力に反するという  
ことにつきましては、こちらの準備書面（1）の第5のところで反論を書かせて  
いただいております。

これもポイントだけ申し上げれば、高裁判決の効力、取消判決の効力は、事  
情の変更がない場合に、同じ理由による再処分を禁ずるものであって、別の理  
由による再処分を禁ずるものではないということでございます。

3 番目のデュープロセスについてのことにつきましては、こちらの準備書面  
の第6に反論を書かせていただいておりますけれども、適正手続に欠けるもの  
ではない、事実関係に照らしてそのように判断しております。

以上です。

○主任審理官（長屋） ありがとうございます。

参加人は準備書面（1）を陳述されますね。

○参加人代理人（關） はい、陳述いたします。

○主任審理官（長屋） 何か口頭でポイントを補足される点がござい  
ますか。

○参加人代理人（關） 基本的な点は全て書面のほうでまとめさせてい  
た  
た  
て  
て  
お  
り  
ま  
す  
し、我々の意見としては、冒頭2ページのところで要点はまとめさ  
せていただきましたが、一言で申せば、今回の事案というのは、事実関係の争  
いというよりかは、法的評価の争いだと思っておりますし、その中で我々とし  
ますと、そこで書かせていただいたとおり、上板町についても会社の判断とし  
て同意をさせていただいておりますので、放送法144条1項の前提要件を欠  
くというふうに考えておりますということになります。

○主任審理官（長屋） ありがとうございます。

続いて、証拠関係であります。審査請求人は証拠説明書のとおり、甲第1  
号証から第76号証まで提出されるということでもありますね。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） それから、総務大臣は、証拠説明書のとおり、乙第1号証から第19号証まで提出されるということですね。

○総務大臣代理人（森） はい、提出します。

○主任審理官（長屋） 参加人は、証拠説明書のとおり、丙第1、2号証を提出されるということでございますね。

○参加人代理人（關） はい、提出いたします。

○主任審理官（長屋） いずれも取り調べたということにいたします。

期日前にお出しになったものの関係は以上かと思いますが、よろしゅうございますね。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） それでは、今後の主張、立証のご予定があればそれぞれから承りたいと思います。

まず、審査請求人、いかがですか。

○審査請求人代理人（島尾） 反論を総務大臣、それから参加人の処分に対して必要な範囲で反論をいたしたいと思います。

○主任審理官（長屋） 反論されるということですね。

総務大臣は何かありますか。

○総務大臣代理人（森） 審査請求人が反論されるということであれば、それを拝見した上で、必要に応じて再反論をしたいと思います。

○主任審理官（長屋） 参加人は主張、立証のご予定ございますか。

○参加人代理人（關） 双方から出てくるものを見てみないと、現時点で我々が何が言えるかというのはわかりませんが、必要に応じて手続はさせていただきます。

○主任審理官（長屋） 審査請求人におかれて、総務大臣及び参加人の主張に対して反論をされるということですので、その中でお触れになっていただくと

ということで、こちらからちょっと請求人のご主張で確認させていただきたい点がございます。2点ございます。

まず1点目なんですが、参加人のこの主張に対する反論をなさるのであればしていただきたいという意味で申し上げます。

参加人の準備書面をお開けいただきますと、その4ページ、(2)というところがございます。その中の2段落目、「また、審査請求人は」から始まる記述がございます。それに対して、その次の「審査請求人の上記主張の内容は」で始まる段落で参加人の反論を書いていらっしゃるわけですが、これに対して、もし審査請求人のほうで再反論されるのであればしていただきたいということを一つお願いしておきます。よろしゅうございますか。

○審査請求人代理人(島尾) はい。

○主任審理官(長屋) これは第1点になります。

第2点、今度は請求人の準備書面(1)の中で、60ページから手続違反のご主張がございますが、仮に総務大臣において、審査請求人に対して、本件の拒否処分の前に意見表明及び弁明の機会を与えたとしたら、そこで請求人としてされたであろう主張というのは、結局のところ、本件の審査請求でなさっている主張の3点ある違法理由の中の第1点と第2点、これをご主張になったであろうという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○審査請求人代理人(島尾) これはちょっと仮定のお話になるので、実際、そのときに来たらどういう、ちょっと検討はしてみますけれども、実際にされなかったもので、だから手続的な問題だと考えてますので、仮に実際ちゃんとなされていたときにどうなのかというのは、今回の判断、関係あるのかどうか、一応検討はして、主張するかどうかも含めて検討いたしたいと思います。

○主任審理官(長屋) 今のような議論をする必要はないというご見解であれば、それはそれでもよろしいですので、一応ご検討はください。



○審査請求人代理人（島尾） 審理官がその点にご関心があるということがわかりましたので、ちょっと検討はいたします。

○主任審理官（長屋） よろしくをお願いします。

それで、請求人のほうで反論をされるということですが、準備に必要な期間は大体どれぐらいか、どうぞ、率直におっしゃっていただければよろしいと思うんですが、どれぐらいを希望されますか。

○審査請求人代理人（島尾） すいません、ちょっと恐縮なんですけれども、50日いただいてよろしゅうございますか。

○主任審理官（長屋） 50日、そうしますと、7月下旬という。

○審査請求人代理人（中田） そんなところです。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） わかりました。

総務大臣及び参加人は、それを、請求人のご主張をごらんになって、再反論の必要な点があるかどうかを検討して、あれば出されるということでございますね。

○総務大臣代理人（森） さようでございます。

○主任審理官（長屋） では、審査請求人は、7月いっぱい準備書面と書証があればお出しいただくということで。ちょっと今から次回期日の調整をいたしますが、次回期日との関係で、また再度確認いたしますけれども、大体のめどとしては7月いっぱいでお出しになれると承ってよろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○審査請求人代理人（中田） はい。

○主任審理官（長屋） ということで、審理を続行したいと思います。今日のところはそれぐらいでよろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○総務大臣代理人（森） 結構です。

○主任審理官（長屋） 参加人もよろしゅうございますね。

○参加人代理人（關） 結構です。

○主任審理官（長屋） 次回の期日であります、近いところで、今のようなご予定を前提に、9月11日水曜日。

○審査請求人代理人（島尾） 午前中とかいかがでございますか。

○主任審理官（長屋） 午前であればお越しになれる？

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） 総務大臣及び参加人はいかがですか。

○総務大臣代理人（森） 結構です。その場合、こちらの再反論の準備書面は8月末ごろまでの提出ということでよろしいでしょうか。

○主任審理官（長屋） 参加人はいかがですか。

○参加人代理人（關） 結構です。午前中でも。

○主任審理官（長屋） 請求人のほうで何かありますか。

○審査請求人代理人（島尾） もし可能でしたら、飛行機の関係で11時ぐらいがありがたい、11時以降。

○主任審理官（長屋） そうしましたら、次回の審理期日は、9月11日水曜日午前11時と指定いたします。現時点ではこの会議室ということで、もし何かあれば事務的にご連絡したいと思います。

それから、準備書面及び書証ですが、請求人は7月31日までにお出しいただくということでよろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） それから、それに対する更なる反論があれば、総務大臣及び参加人は8月30日までにお出しいただくということでよろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） はい、結構です。

○参加人代理人（關） はい。

○主任審理官（長屋） それで、事務的なことになりますが、準備書面や証拠説明書、それから書証の提出でございますけれども、代理人の弁護士の先生がいらっしゃいますので、いわゆる訴訟でいう直送でしていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○審査請求人代理人（島尾） わかりました。

○総務大臣代理人（森） 結構です。

○参加人代理人（關） 結構です。

○主任審理官（長屋） ファックスでも、量その他印刷の都合によって郵送でも構いませんが、役所を介さないで送付をお願いいたします。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） それから、さらに事務的なことになりますが、参加人の宛先は、東京事務所の關先生宛てということでよろしゅうございますね。直送する場合の宛先。

○参加人代理人（關） 結構ですよ。

○主任審理官（長屋） わかりました。

○審査請求人代理人（島尾） この準備書面（１）の、關先生のほうの有楽町……。

○参加人代理人（關） はい、東京事務所のほうで結構です。

○審査請求人代理人（島尾） わかりました。

○主任審理官（長屋） 審理官で予定した事項はおおむね以上のとおりですが、当事者から何かございますか。

○審査請求人代理人（中田） 証拠説明書の主任審理官の名前が間違ってますか。これはフミヤさんってなってます。

○主任審理官（長屋） ちょっとお待ちになってください。参加人の証拠説明書ですか。

○参加人代理人（關） ごめんなさい、エラーですか。あとで訂正します。失礼いたしました。

○主任審理官（長屋） 事実上訂正しておけばいいということでいかがですか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） ご指摘ありがとうございます。

中沢審理官、何かございますか。

○補佐審理官（中沢） 特に。

○主任審理官（長屋） よろしゅうございますか。

## 閉 会

○主任審理官（長屋） では、これで今日の審理期日は終了したいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

令和元年9月11日

於・1002会議室（10階）

第482回

電波監理審議会

審理（第2回）

電波監理審議会

## 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 開 会.....            | 1 |
| 2. 出席者の確認.....         | 1 |
| 3. 提出された準備書面の受領確認..... | 2 |
| 4. 実質審理.....           | 2 |
| 5. 閉 会.....            | 8 |

れるかどうかはいかがでございますか。

○審査請求人代理人（島尾）　そうですね、一応、こういう学者の方の意見書という形でありますので、ちょっと検討させていただいて、しかるべき反論等、対応を考えたいと思います。

○主任審理官（長屋）　そうですか。反論の主張を準備するかどうか検討したいということですね。

○審査請求人代理人（島尾）　何らかの反論はしたいと思いますけれども。

○主任審理官（長屋）　何らかの反論はしたいということですか。

○審査請求人代理人（島尾）　ちょっと内容を十分検討させていただこうかとは思っております。

○主任審理官（長屋）　そうですか。議論としては、もうかなり出尽くしてきているという認識は持っておりますけれども、総務大臣側から有識者の意見書という形式でもっての提出がありましたので、これに対して審査請求人のほうで何らかの反論をするという方向で検討されるということですので、1回期日は続行ということにしたいと考えます。

何か総務大臣、それから参加人のほうで進行上、ご意見ございますか。

○総務大臣代理人（森）　それで結構なんですけれども、本当に今、主任審理官がおっしゃいましたように、議論はかなり出尽くしていて、事実関係に争いなく、法律論だけということになっていきますので、ほかの法律についてどうなんだみたいは、こちらも反論してはおりますけれども、ほかの法律の話なんかも出てきておりますので、そういうことをやっていると、限りなく発散するかなと思いますので、新たに、この法律と同じだみたいな主張をされるのではなく、あくまでも、これまでの議論の中で、総務大臣が主張した、あるいは有識者の意見書に書かれていることの反論という形でご主張いただきたいというふうに思います。

## 開 会

○主任審理官（長屋） それでは、ただいまから、平成30年10月25日付けで総務大臣が行った、株式会社ひのきを当事者とする再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求につきまして、前日期日に引き続いて審理期日を開始いたします。

## 出席者の確認

○主任審理官（長屋） 出頭された方の確認につきましては、部屋に入られる際に確認表に書いていただきましたので、それでもって処理をしたいと思いますが、前日期日以降に、まず、補佐審理官が藤田審理官ということになりましたので、ご承知おきください。

それから、請求人は、新たに代理人におつきになった方はいらっしゃらないということでよろしゅうございますね。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） それから、総務大臣は、新たにお二方が、指定職員にお就きになっていらっしゃいますので、恐縮でございますが、お名前をお聞かせください。どうぞおかけになったままで。

○総務省（吉田） 衛星・地域放送課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務省（井上） 衛星・地域放送課地域放送推進室長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

○主任審理官（長屋） それから、参加人も新たに代理人にお就きになった方がいらっしゃるようですが。



○参加人代理人（          ） 読賣テレビ          の          と申します。よろしく  
お願いいたします。

○主任審理官（長屋） ありがとうございます。

## 提出された準備書面の受領確認

○主任審理官（長屋） それでは、この期日までに提出された準備書面や書証  
の送付の確認をいたしたいと思いますが、まず、請求人の準備書面（２）が提  
出されてございます。これは、総務大臣及び参加人は受領されておりますね。

○参加人代理人（關） はい。

○総務大臣代理人（森） はい、いただいています。

○主任審理官（長屋） よろしゅうございますね。

それから、総務大臣から、準備書面（２）、それから乙第２０号証、第２１号  
証、それに係る証拠説明書が提出になっておりますが、請求人及び参加人は受  
け取っておられますね。

○参加人代理人（關） はい。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） よろしゅうございますね。

それから、参加人におかれては、準備書面（２）を提出されていますが、請  
求人及び総務大臣は受け取っておられますね。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○総務大臣代理人（森） いただいています。

## 実質審理

○主任審理官（長屋）　まず、審査請求人、ただいまの準備書面（２）を陳述されますね。

○審査請求人代理人（島尾）　はい。

○主任審理官（長屋）　何か口頭で補足なさる点がございますか。

○審査請求人代理人（島尾）　特にはございません。

○主任審理官（長屋）　よろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾）　はい。

○主任審理官（長屋）　それから、総務大臣は、準備書面（２）を陳述されますね。

○総務大臣代理人（森）　はい、陳述します。

○主任審理官（長屋）　何か口頭で補足される点がありますか。

○総務大臣代理人（森）　いえ、特にございません。

○主任審理官（長屋）　よろしゅうございますか。

それから、参加人は準備書面（２）を陳述されますね。

○参加人代理人（關）　はい、陳述いたします。

○主任審理官（長屋）　口頭で補足される点はございますか。

○参加人代理人（關）　特にはございません。

○主任審理官（長屋）　それから、書証でありますが、総務大臣は、先ほどの乙第２０号証、第２１号証を証拠として提出されるということでよろしゅうございますね。

○総務大臣代理人（森）　はい、提出します。

○主任審理官（長屋）　それで、総務大臣の提出になりました乙第２１号証の有識者の作成の意見書が新たに提出になりまして、こちらで検討した限りでは、新たな議論が加えられているわけではないと認識しておりますけれども、請求人のほうで、こういう意見書が出たことを受けて、何か主張、立証をさらにさ

○審査請求人代理人（島尾） よろしゅうございますか。

○主任審理官（長屋） どうぞ。

○審査請求人代理人（島尾） 今回の書面で書いていますように、この協議が整わないときにどうこうなるといのは、何も放送法だけではないんですね。ほかの法令でもたくさんあると。その中には裁定の形のものもあるし、共有物分割の訴訟の形のものもあると。だから、今おっしゃられた中で、ほかの法令は関係ないんじゃないかといのは、ちょっとそこは、私どもは違うんじゃないかと。同じような形で法令の用語で定められていますので、違うということはないんだらうと思うんですね。反論はさせていただきますし、審理官のおっしゃられたように、今回の書面である程度法律的なことは申し上げているのであれなんですけれども、ちょっとこちらのほうも、学者の方の意見書も出てきているので、構えると言ったらあれなんですけれども、こちらでも、場合によったら、それは学者の方の意見を聞いたりとかいうことも含めて検討したいと思うんですが、こちらの主張が制限されるような形のご趣旨であれば、ちょっとこちらとしては了解しがたいなと考えます。

以上です。

○主任審理官（長屋） ただいまの総務大臣代理人のご発言は、要するに法律論のあり方についてのご意見だというふうに承りましたので、それでよろしゅうございますね。

○総務大臣代理人（森） 他の法律、関係なくはないということなんですけども、既に12の法律を挙げて議論されているわけですので、またこれが13、14ということになりますと、いくらでも議論できてしまうと、そういう状況になりますので、そういうのが避けるべきではないか、そういう趣旨でございます。

○主任審理官（長屋） 審理進行上のご意見でもあるということで承りました。

参加人は何かご意見ありますか。

○参加人代理人（關） 我々参加人からすると、特に手続については、審理官の指揮どおりに、しかるべく進めていただければと思いますので。

○主任審理官（長屋） 承りました。

そうしますと、次回期日は、主として審査請求人のご準備ということになるわけですが、どの程度の期間を予定されますか。

○審査請求人代理人（島尾） 書面提出までは一月半くらいいただけたらと思います。

○主任審理官（長屋） そうですか。それを受けて、総務大臣、それから参加人は、さらなる反論ということは、それほど考えにくいのかもしれませんが、1カ月半程度で請求人がお出しになるということを前提にして、それに多少検討される期間を見込んだところで次回の期日を指定するということによろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） はい、結構です。

○主任審理官（長屋） 参加人もよろしゅうございますか。

○参加人代理人（關） はい、結構です。

○主任審理官（長屋） そうしますと、11月下旬から伺っていきましようか。会議室の関係などありまして、月、水、金を中心に伺っていくことになりますが、11月22日金曜日の午後、15時などはいかがですか。

○審査請求人代理人（島尾） 大丈夫です。

○総務大臣代理人（森） 結構です。

○主任審理官（長屋） 総務大臣代理人、よろしゅうございますね。

○参加人代理人（關） こちらも大丈夫です。参加人も大丈夫です。

○主任審理官（長屋） 参加人もよろしゅうございますね。

それでは、次回期日、11月22日、15時ということによろしゅうござい

ますか。1カ月半で、もうちょっと余裕持ちましょうか。1カ月半、文字どおりだと10月末日ぐらいに提出されるということで、多少、総務大臣と参加人の検討期間をと思いましたが、例えば、さらに請求人のほうでも有識者の意見書を用意されるというようなことでもあれば、もうちょっと余裕を持っておいたほうがいいかもしれませんですね、確かに。

○審査請求人代理人（島尾） わかりました。

○主任審理官（長屋） 拙速をよしとするものではありませんので、12月4日の午後。

○審査請求人代理人（中田） 4日はちょっと差し支えあります。

○主任審理官（長屋） 差し支え、はい。そうしましたら、12月9日の午前、午前はこの時間ならよろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（中田） はい、大丈夫です。11時なら。

○参加人代理人（XXXXXXXXXX） ここは出れないですね。私は出れないですね。

○主任審理官（長屋） もう1個ぐらい伺ってみます。その週なら、11日水曜の午後も私は可能です。

○審査請求人代理人（島尾） 大丈夫です。

○参加人代理人（關） 11日にしていただけるほうが。

○主任審理官（長屋） 12月11日水曜日、午後3時、よろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） そうしましたら、一応10月末日、少し先になりましたから、もうちょっと審査請求人の準備期間ということにしておきましょうか。

○審査請求人代理人（島尾） 恐縮です。

○主任審理官（長屋） 例えばですが、ご無理がなければ、11月15日をめどにお出しいただくというぐらいでいかがでしょうか。よろしゅうございます

か。

○審査請求人代理人（島尾） はい、結構です。

○主任審理官（長屋） 総務大臣及び参加人は、それをご覧になって、何か追加で書類上なさりたいことがあれば、極力、この12月11日の期日に間に合わせるように。出てきたものをご覧にならないとわからないという面はおありでしょうけれども、できるだけのご協力を願いたいと思います。

○総務大臣代理人（森） わかりました。

○主任審理官（長屋） 請求人のほうでさらにお出しになったものを見てから改めての判断にはもちろんなりますけれども、従来の議論の状況からすると、次回の期日では審理を終結できる可能性もある程度以上あるのではないかというふうに審理官は考えておりますので、あわせてご承知おきください。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） こちらで予定していた事項は大体以上ですが、何か各当事者で、そのほかございますか。

○審査請求人代理人（島尾） 審査請求人は特にございません。

○総務大臣代理人（森） 特にございません。

○主任審理官（長屋） よろしゅうございますか。

○参加人代理人（關） 特にございません。

○主任審理官（長屋） では、よろしいですね。

事務局のほうで何かありますか。

○事務局 いいです。

## 閉 会

○主任審理官（長屋） それでは、この期日は、今日はこの程度にしたいと思います。

います。ご協力ありがとうございました。

令和元年12月11日

於・1002会議室（10階）

第482回

電波監理審議会

審理（第3回）

電波監理審議会



## 目 次

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 開 会 .....            | 1   |
| 2. 出席者の確認 .....         | 1   |
| 3. 提出された準備書面の受領確認 ..... | 1   |
| 4. 実質審理 .....           | 2   |
| 5. 閉 会 .....            | 1 2 |

## 開 会

○主任審理官（長屋） ただいまから、平成30年10月25日付けで総務大臣が行いました、株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求につきまして、前回に引き続いて審理期日を開きます。

## 出席者の確認

○主任審理官（長屋） 出席された方の確認でございますが、この部屋にお入りの際に確認表に記載していただきましたので、それによって処理いたしたいと思います。

なお、審査請求人で、今回期日で初めてご出頭の方がいらっしゃると。

○審査請求人代理人（柴谷） 柴谷といたします。

○主任審理官（長屋） よろしくどうぞお願いいたします。

○審査請求人代理人（柴谷） お願いいたします。

## 提出された準備書面の受領確認

○主任審理官（長屋） 次に、提出された準備書面の受領についてでございますが、審査請求人の準備書面（3）につきまして、総務大臣及び参加人は受け取っていらっしゃいますね。

○総務大臣代理人（森） はい、いただいています。

○主任審理官（長屋） よろしゅうございますね。

○参加人代理人（關） 受け取っております。

○主任審理官（長屋） それから、総務大臣から提出された準備書面（3）、証

証拠説明書及び乙第22号証につきまして、審査請求人及び参加人は受け取って  
いらっしゃいますね。

○審査請求人代理人（島尾） はい、受け取っております。

○参加人代理人（關） 参加人も受け取っております。

## 実質審理

○主任審理官（長屋） 審査請求人は準備書面（3）を陳述されるということ  
ですね。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） 何か口頭で補足してお述べになることはありますか。

○審査請求人代理人（島尾） この書面については特にございません。

○主任審理官（長屋） 総務大臣は準備書面（3）を陳述されるということで  
すね。

○総務大臣代理人（森） はい、陳述します。

○主任審理官（長屋） 何か口頭でお述べになることはございますか。

○総務大臣代理人（森） いえ、ございません。

○主任審理官（長屋） 参加人から何か。

○参加人代理人（關） いや。

○主任審理官（長屋） 参加人は今日、特段、ご主張、立証はないということ  
ですね。

○参加人代理人（關） はい、従前どおりでございます。

○主任審理官（長屋） 総務大臣からは乙第22号証を提出して、証拠説明書  
のとおりその説明をされるということでよろしゅうございますね。

○総務大臣代理人（森） はい。すいません、1点、証拠説明書について訂正

がございまして、誠に申し訳ありません。証拠説明書をご覧いただきまして、元年12月10日付けの証拠説明書ですけれども、乙第22号証のところの行でございしますが、作成者欄のお名前が間違っておりまして、一番後ろの岡口基一さんのこの「一」、漢数字の「一」が抜けておりました。まことに申し訳ありません。その点のみ訂正させていただきます。

○主任審理官（長屋） では、そのように訂正の上、ご説明があったということで承っておきましょう。

○総務大臣代理人（森） はい。ありがとうございます。

○主任審理官（長屋） 請求人のほうで何か、書面に関してはないとおっしゃったが、何かそのほかの点でご発言があるということですか。

○審査請求人代理人（島尾） 進行に関してでございますけれども。

○主任審理官（長屋） じゃ、伺いましょう。

○審査請求人代理人（島尾） 今回、協議が調わないときとかの解釈については主張しております。それで、適正手続の関係でこれまで主張しているところがありまして、現在、総務省に対して公文書の公開請求をさせていただいております。これは期間が延長になっていて、まだ今の段階ではこちらの手元に開示されておられません。

内容としては、総務省と讀賣テレビとの間のやりとり等についての情報公開を求めています。それが、どういうものが出てくるかわからないんですけれども、内容が特に何もなければ主張することはないんですが、内容によっては、主張、適正手続の関係で主張するところがあるかなと考えております。

それで、この手続、仮にどういう結果になるかわかりませんが、証拠の制限というのがございますので、もし訴訟になったときに、そういう関係もあります。

ちょっと今の段階でどういうものが開示されるかわからなくて、もしかした

ら特に何も主張しないかもわからないんですけども、一回、申し訳ありませんが、期日を続行していただけるかなというふうに考えております。

○主任審理官（長屋）　かねてご主張の本件処分の手続的適法、手続的違法について補充の主張をする可能性がある？

○審査請求人代理人（島尾）　そうです、はい。

○主任審理官（長屋）　から、一回、審理期日の続行を求めると、こういうご意見ですか。

○審査請求人代理人（島尾）　はい。

○主任審理官（長屋）　その情報公開法に基づく開示請求に対する開示がされれば、その開示されたものを踏まえてそういう補充の主張をするかどうかを検討なさるということですね。

○審査請求人代理人（島尾）　はい、そのとおりです。

○主任審理官（長屋）　総務大臣、何か今の進行についてご意見ありますか。

○総務大臣代理人（森）　はい。開示請求で今の争点になっていることと関連のあるようなことが出てくるとはあまり思えないですけども、ただ、もしそれを確認して進めてもらいたいということであれば、基本的にはそれに異存はございません。

○主任審理官（長屋）　参加人、何かご意見ございますか。

○参加人代理人（關）　はい。その公文書、情報開示の請求をされているということで、今初めて聞いたことなので、我々事前に何も検討もしていないんですけども、特段何も、何があるのかちょっとわかりませんが、審理官の進行の決定には従わせていただきます。

○主任審理官（長屋）　わかりました。

請求人にお尋ねします。そのほかの点について、主張、立証の追加は現時点で考えていらっしゃらないということによろしゅうございますね。

○審査請求人代理人（島尾）　そうですね、はい。今回、ちょっと書面をいただいて、基本的にはおそらく法的な解釈のところかとは思うので、今のところは考えておりません。

○主任審理官（長屋）　審査請求人から進行のご意見がありました。その点について補佐審理官と合議をいたしますので、暫時休廷いたします。ここでお待ちください。

（　休　　廷　　）

○主任審理官（長屋）　お待たせいたしました。

　　前回も多少申し上げましたように、審理官としては本件事案を全体として見ると、議論としてはかなり出尽くしているという認識は持っております。

　　ただ、審査請求人のほうで先ほど、情報公開法に基づく開示請求の開示、不開示の決定、それから開示された文書について、その内容を検討して、本件処分の手続的適否の問題について主張を補充したいというご意見があり、そのために一回、審理期日を続行してほしいというご希望がありました。

　　それについて、総務大臣のご意見もお聞きした上で考えまして、その申し出の点に限って審理するという趣旨でもう１期日続行したいと考えます。

　　については、続行する次期日までに審査請求人の補充のご主張があればしていただいて、それから、それに対して総務大臣及び参加人のほうで何か特段のご反論があればそれも尽くしていただいて、次回の審理期日を迎えるようにしたいと考えます。

　　そういう認識でございますので、もし審査請求人におかれて、本件処分の手続的適否についての補充のご主張が結果的になかった場合には、次期日において審理を終結する予定といたします。

　　仮に、審査請求人からただいまの点について補充のご主張があった場合、その主張の内容次第ということもありますし、それに対する総務大臣及び参加人

から何らかのご反論が仮にあればそれも見てということになりますが、その意味での留保は必要ではありますけれども、やはり本件事案の全体を見たときにかなり議論が出尽くしていて、おおむね審理終結に熟しているという認識にはおそらく変わりがないであろうと思われますので、ただいまの点の補充のご主張がされて、それに対する総務大臣及び参加人からのご反論があった場合でも、やはり次回期日において審理を終結できる見込みは小さくないものと現時点では認識してございます。

そういう前提で、まず次回の審理期日の調整から始めていって、もしそれぞれのご主張があるのであれば提出していただく期限を決めてまいりたいと思います。

これは審査請求人にお尋ねしますが、情報公開請求の開示または不開示の決定を受けられる日にちについてのご認識は何かありますか。

○審査請求人代理人（島尾） 済みません、ちょっと今日その記録を持ってなくて。ただ、一回延びているんです。一回分はちょっと量がある。だから、今、もし総務大臣側でおわかりであれば、ちょっとおわかりではないですか。

○主任審理官（長屋） 何か総務大臣のほうで把握していらっしゃることはありますか。

○総務省（井上） 発言、よろしいでしょうか。

○主任審理官（長屋） どうぞ。

○総務省（井上） 期限は12月20日までを前提としております。

○主任審理官（長屋） そういうふうに総務大臣はご認識ですか。

○総務省（井上） はい。

○主任審理官（長屋） 審査請求人の認識と一致していますか。

○審査請求人代理人（島尾） 正しいだろうと思います。

○主任審理官（長屋） そうですか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） では、これは単なる審理上の予定、段取りのおおむねの目途を立てたくてお聞きするだけですから、開示請求に対する措置について何か述べるつもりは全くありません。一応、そのころに開示または不開示の決定がされるだろうという前提で計画を考えていってよろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） では、12月20日、今月20日ごろに開示または不開示の決定がされるとして、その内容を見て補充の主張をなさるかどうかが検討する。もし、主張ありとなれば、その補充をされるのに請求人はどれぐらいの期間が必要ですか。

○審査請求人代理人（島尾） 年末年始を挟みますので、1月いっぱいぐらいということで。

○主任審理官（長屋） そうですか。

○審査請求人代理人（島尾） 2月3日の月曜日。

○主任審理官（長屋） までに提出したいというのがご希望ですか。

○審査請求人代理人（島尾） そうですね、はい。

○主任審理官（長屋） 一応、ご希望としてお聞きしておきます。

○審査請求人代理人（島尾） すいません、ちょっとよろしゅうございますか。

これは12月20日に開示か不開示が出て、開示ということであれば速やかにいただけるんですよね、このDVDなりCDなり、記録媒体なのは。

○総務省（吉田） よろしいでしょうか。

○主任審理官（長屋） どうぞ。

○総務省（吉田） その点につきましては、本日のこの場でその話というのは想定していなかったところもございますので、こちらも再度、プロセスのほうについては、即日20日にとか、その点は確認をさせていただきたいと思いま



す。

○総務省指定職員 20日に開示の決定書が出てくるので、それをもとに実際の開示請求書が来るので、数日はかかるはずだと思います。

○総務省(吉田) 年内めどに出します。

○総務省(津田) 20日までに開示、不開示の決定はなされるんですけども、その後、手続的なものがありますので、多少のお時間はいただくことに。

○審査請求人代理人(島尾) そうしたら、すいません、若干余裕をいただいたほうがいいかも。

じゃ、結構です、それで。

○主任審理官(長屋) 大体、今のようなご希望だと、とりあえずは承っております。

○審査請求人代理人(島尾) はい。

○主任審理官(長屋) それでは、先に次回の審理期日を調整させていただきたいんですが、どうでしょう。2月下旬から順番に伺っていきましょ

うか。

○総務大臣代理人(森) すいません、差し支えます。

○主任審理官(長屋) 28日金曜日午後はいかがですか。

○審査請求人代理人(島尾) すいません、差し支えです。

○主任審理官(長屋) 3月4日の水曜日午後はいかがですか。

○審査請求人代理人(島尾) すいません、ちょっと裁判員裁判が入っていて、この日、すいません。

○主任審理官(長屋) ご苦労さまです。

○審査請求人代理人(中田) 水曜日ですか、大体。

○主任審理官(長屋) 月、水、金、この部屋の確保の関係がございまして、月、水、金がいわゆる開廷日的なものだとお考えください。

- 審査請求人代理人（中田） 審理官、3月2日の月曜日だとかは、ちょうど裁判員裁判の途中に。途中か、まあ、でもつらいかな。
- 主任審理官（長屋） 午前に指定させていただいてよろしければ。
- 審査請求人代理人（島尾） すいません、念のため。
- 審査請求人代理人（中田） 9日とか11日じゃないと。
- 審査請求人代理人（島尾） 9日の週、11日……。
- 主任審理官（長屋） 9日は私が差し支えます。
- 審査請求人代理人（島尾） 11日は？
- 主任審理官（長屋） 13日、3月13日金曜日は、私は午前、午後可能ですけれども、いかがですか。
- 審査請求人代理人（島尾） 午前が、そうしたら。
- 主任審理官（長屋） 午前がご希望ですか。
- 審査請求人代理人（中田） はい。
- 審査請求人代理人（島尾） はい。
- 主任審理官（長屋） 総務大臣及び参加人はよろしゅうございますか。
- 参加人代理人（關） 結構です。
- 総務大臣代理人（森） 結構です。
- 主任審理官（長屋） 午前中、事務的には何時がいいとかありますか。
- 補佐審理官（藤田） いや、特にそういうのはないので。
- 主任審理官（長屋） 午前10時でよろしゅうございますか。
- 審査請求人代理人（島尾） もうちょっと、すいません。
- 主任審理官（長屋） じゃ、午前11時にしておきましようか。
- 審査請求人代理人（中田） 10時半とか11時ぐらいであれば。
- 主任審理官（長屋） 時刻について何かございますか。いいですか。
- 総務大臣代理人（森） ございません。

○主任審理官（長屋） では、3月13日午前11時に指定させていただきますか。

そうになりましたら、仮に請求人からご主張が出て、それに対して総務大臣及び参加人から特段ご反論があればということで。総務大臣及び参加人のほうの提出は、今回のように前日ということだと私自身の検討にも支障を生じかねませんので、1週間前、3月6日限りでお出しいただくということでよろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） はい、承りました。

○参加人代理人（關） かしこまりました。

○主任審理官（長屋） 厳守を願います。

○参加人代理人（關） はい。

○主任審理官（長屋） そうすると今度、それとのバランスというか、ちょうど真ん中あたりまで請求人に差し上げておけばよろしいかと思えます。

○審査請求人代理人（島尾） はい、わかりました。ありがとうございます。

○主任審理官（長屋） 12月20日から3月6日までの真ん中の日。やはり、さっきの2月最初の週ぐらいに出しておいてもらえばいいんですかね。

○補佐審理官（藤田） そうですよ。ほとんど一緒ですよ。

○主任審理官（長屋） そうなりますね。年末年始を考慮しても。

では、金曜日で切りのいいところで、2月7日限りでお出しいただくということでもよろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい、わかりました。

○補佐審理官（藤田） 若干、総務大臣のほうが……。

○主任審理官（長屋） 少ない？

○補佐審理官（藤田） 少ないかもしれないですけども。

○審査請求人代理人（島尾） じゃ、さっきの2月3日で。

○主任審理官（長屋） 3日でよろしゅうございますか。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） こういう準備の段取りをすることについては、3者、ご異存ございませんね。よろしゅうございますね。

○参加人代理人（關） はい。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○総務大臣代理人（森） はい。

○主任審理官（長屋） では、整理をいたしますが、次回の審理期日は、令和2年3月13日午前11時。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） それから、審査請求人におかれて、本件処分の手続的違法に関する補充の主張をされるかどうか検討していただき、これをされる場合には同年2月3日限り、ご提出いただくと。

○審査請求人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（長屋） その補充の主張があった場合に、これを検討して、総務大臣及び参加人において特段ご反論があれば、提出していただくのは同年3月6日限り、ご提出いただくということでよろしゅうございますね。

何かほかにお述べになることはございますか。よろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） ございません。

○審査請求人代理人（島尾） 結構です。

○参加人代理人（關） 1点、すいません、参加人。

○主任審理官（長屋） どうぞ。

○参加人代理人（關） 手続きのなところで本筋とは関係ないんですが、参加人の本店所在地が移動しておりまして、届けを出したほうがいいですか、裁判所のように。

○主任審理官（長屋）　そうですね、はい。

○参加人代理人（關）　変更上申か何か出しておいたほうがいいですか。

○主任審理官（長屋）　ええ、そうですね。

○参加人代理人（關）　わかりました。じゃ、登記簿と、履歴事項と一緒に上げておきますので。

○主任審理官（長屋）　はい、お願いいたします。

○参加人代理人（關）　はい。

○主任審理官（長屋）　ご出頭の皆様にはいつも申し上げていることですが、次回期日の日時、それから準備書面等の提出期限について、改めて書面で通知することは省かせていただきますので、そのようにご承知ください。

## 閉　　　　会

○主任審理官（長屋）　それでは、これで終了いたします。

令和2年3月13日

於・1002会議室（10階）

## 第482回

# 電波監理審議会速記録

## 審理（第4回）

電波監理審議会

## 目 次

|                |   |
|----------------|---|
| 1. 開 会.....    | 1 |
| 2. 出席者の確認..... | 1 |
| 3. 実質審理.....   | 1 |
| 4. 閉 会.....    | 2 |

## 開 会

○主任審理官（長屋） それでは、ただいまから、平成30年10月25日に総務大臣がした、株式会社ひのきを当事者とする再放送同意に関する裁定拒否処分に係る審査請求につきまして、前回の期日に引き続いて審理期日を行います。

## 出席者の確認

○主任審理官（長屋） ご出頭の方の確認でございますけれども、部屋にお入りの際に確認表に記載していただきましたところによって処理したいと考えます。よろしゅうございますね。

○総務大臣代理人（森） はい。

## 提出された準備書面の受領確認

○主任審理官（長屋） 今回の期日におきましては、審査請求人、総務大臣、参加人のいずれからも準備書面や証拠の提出はないということでよろしゅうございますか。

請求人のほうで、検討されたけれども、特に追加の主張はされなかったということよろしゅうございますね。

○審査請求人代理人（島尾） はい、そのとおりです。

○主任審理官（長屋） はい、わかりました。

## 実質審理



○主任審理官（長屋） 進行に関して何かご意見ありますか。

まず、請求人からお聞きしましょうか。

○審査請求人代理人（島尾） もう、しかるべく。

○主任審理官（長屋） 承りました。

総務大臣、いかがですか。

○総務大臣代理人（森） 同じく、しかるべく。

○主任審理官（長屋） 参加人、何かございますか。

○参加人代理人（關） 同じく、同様です。

○主任審理官（長屋） そうですか。

ただいま、進行のご意見を、三者から伺いまして、それから、前回来申し上げております私ども審理官のほうの認識からしましても、本件はこれで判断に熟したものと認めますので、以上で審理を終結いたします。

これまで、審理進行にご協力いただいてありがとうございました。ここで審理を終結といたしまして、所要の手續を進めてまいります。

## 閉 会

○主任審理官（長屋） それでは、期日はこれで終了いたします。

## 第四章 証 拠 書 類



平成31年2月8日付け付議第1号事件

## 証拠説明書 1

令和元年 5月28日

主任審理官 長 屋 文 裕 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻  
字妙蛇池27番地の8

審査請求人

株式会社ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電 話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

審査請求代理人

弁護士 中 田 祐 児

弁護士 島 尾 大 次

弁護士 高 木 誠 一 郎

弁護士 益 田 歩 美

弁護士 妹 尾 裕 子

弁護士 柴 谷 勇 一

弁護士 美 馬 和 仁

| 甲 | 枝番 | 標 目       | 種類 | 作成者     | 立証趣旨      | 備 考 |
|---|----|-----------|----|---------|-----------|-----|
| 1 |    | 現在事項全部証明書 | 写  | 徳島地方法務局 | 審査請求人の概要等 |     |

| 甲 | 枝番 | 標 目                                                                                                       | 種類 | 作成者 | 立証趣旨                                                                        | 備 考             |
|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2 |    | 再送信ガイドライン<br><br>(有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン)                   | 写  | 総務省 | 再送信ガイドラインの内容等                                                               | 総務省<br>ホームページより |
| 3 |    | 再放送ガイドライン<br><br>(有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン) | 写  | 総務省 | 総務省は、再送信ガイドライン(甲2)の文言を一部改正して再放送ガイドラインとしたものの、その内容は、従前の再送信ガイドラインと実質的な変更はないこと等 | 同上              |

| 甲 | 枝番 | 標 目               | 種類 | 作成者        | 立証趣旨                                                                                                                             | 備 考 |
|---|----|-------------------|----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 4 |    | 昭和62年12月2日付再送信同意書 | 原本 | 讀賣テレビ放送(株) | ① 審査請求人は、昭和62年12月2日以来、約23年半以上もの長期間にわたり、讀賣テレビ放送の同意を得て誠実に再送信を実行し、視聴者も、その放送を視聴してきたこと。                                               |     |
| 5 |    | 平成3年8月21日付再送信同意書  | 原本 | 同上         | ② ことに、審査請求人は、平成14年7月25日の更新時以来、讀賣テレビ放送の要求どおり、UHFチャンネルの一部をデジタル放送開始に備えて空きチャンネルのまま維持してきたこと。                                          |     |
| 6 |    | 平成14年7月25日付再送信同意書 | 原本 | 同上         | ③ デジタル放送への移行の前後で、番組の内容には何らの変更もなく、単に周波数と送信の方式が技術的に変更されるにすぎないこと等からすれば、審査請求人は、平成23年7月24日以後も、有効に更新された同意に基づき、デジタル放送について再送信できると解されること。 |     |
| 7 |    | 議事録               | 原本 | 審査請求人      | 審査請求人は、遅くとも平成18年9月には、讀賣テレビ放送との間で協議を開始したこと等                                                                                       |     |
| 8 |    | 送付状               | 写  | 審査請求人      | 審査請求人は、平成18年11月2日、讀賣テレビ放送に対し、テレビ受信状況調査報告書(甲9)を送付し、同時再送信申込書を交付するように要請したこと等                                                        |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目                          | 種類 | 作成者             | 立証趣旨                                                                                                                                                                                                         | 備 考 |
|----|----|------------------------------|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 11 |    | 送付状                          | 写  | 審査請求人           | 審査請求人は、讀賣テレビ放送の要求事項（受信状況を調査すること、事前に四国放送のデジタル放送につき再送信同意を得ること、四国放送から讀賣テレビ放送のデジタル放送の再送信につき同意を得ること）を全て満たした上で、讀賣テレビ放送が送付してきた用紙に必要事項を記載し、平成18年11月16日、讀賣テレビ放送に対し、再送信同意申込書（甲12）、再送信放送施設概要（甲13）を送付し、正式に再送信同意を申し込んだこと等 |     |
| 12 |    | 再送信同意申込書                     | 原本 | 審査請求人           |                                                                                                                                                                                                              |     |
| 13 |    | 再送信放送施設概要                    | 写  | 審査請求人           |                                                                                                                                                                                                              |     |
| 14 |    | 「再送信に関する個別協議の実施について（依頼）」     | 写  | 総務省             | 総務省は、平成18年9月22日、審査請求人に対し、放送事業者との間で再送信に関する個別協議を実施するように要請したこと等                                                                                                                                                 |     |
| 15 |    | 「区域外再送信に関する緊急アンケート調査ご協力をお願い」 | 写  | 社団法人日本ケーブルテレビ連盟 | 日本ケーブルテレビ連盟は、平成19年2月、緊急アンケート調査を実施したこと等                                                                                                                                                                       |     |
| 16 |    | メール                          | 写  | 審査請求人           | これに対し、審査請求人は、調査票（甲17）のとおり回答したこと等                                                                                                                                                                             |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目 | 種類 | 作成者        | 立証趣旨                                                                                                                                          | 備 考 |
|----|----|-----|----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 17 |    | 調査票 | 写  | 審査請求人      | <p>① 平成19年2月当時、讀賣テレビ放送との協議は、「継続中」、「再送信同意申込書は提出済、局預かりの状態」であったこと。</p> <p>② 讀賣テレビ放送が、結論を出さないままずるずると協議を引き延ばす態度が窺われたことから、審査請求人は、明確な回答を求め続けたこと。</p> |     |
| 18 |    | 議事録 | 原本 | 審査請求人      | <p>① 平成20年6月25日の協議に際し、讀賣テレビ放送は、区域外再送信につき検討しているが、未だ社内合意には至っていないと回答したこと。</p> <p>② その際、讀賣テレビ放送は、既に受付済みの再送信同意申込書についても改めて返送する旨一方的に告知したこと。</p>      |     |
| 19 |    | 送付状 | 原本 | 讀賣テレビ放送(株) | 実際に、讀賣テレビ放送は、平成20年7月1日、審査請求人に対し、受付済みの再送信同意申込書(甲12)を一方的に送り返してきたこと等                                                                             |     |

| 甲  | 枝番  | 標 目 | 種類 | 作成者   | 立証趣旨                                                                                                             | 備 考 |
|----|-----|-----|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 20 |     | 議事録 | 写  | 審査請求人 | ① 審査請求人は、平成21年1月13日、2月2日、5月15日、讀賣テレビ放送との間で協議を行ったこと。                                                              |     |
| 21 |     | 議事録 | 写  | 審査請求人 | ② その際、審査請求人は、積極的に電話を架けたが、讀賣テレビ放送からは積極的な連絡は一切なかったこと。                                                              |     |
| 22 |     | 議事録 | 写  | 審査請求人 | ③ 讀賣テレビ放送は、従前と同様、区域外再送信につき未だに検討段階ではない旨回答するに留まり、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていったこと。                                       |     |
| 23 | 1、2 | メール | 写  | 総務省   | 総務省は、平成20年8月、審査請求人に対し、「再送信同意に関する調査」（第1回）を実施するとともに、折に触れて、協議の状況を問い合わせてきたこと等                                        |     |
| 24 |     | メール | 写  | 審査請求人 | 審査請求人は、総務省に対し、讀賣テレビ放送との協議につき、何度も繰り返し再送信同意に応じるように要請しているにもかかわらず、社内方針で検討段階にないなどと称して同意に応じず、直接面談での協議にも応じない旨を報告してきたこと等 |     |
| 25 |     | 調査票 | 写  | 審査請求人 |                                                                                                                  |     |



| 甲  | 枝番 | 標 目 | 種類 | 作成者   | 立証趣旨                                                                                                                                                             | 備 考 |
|----|----|-----|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 26 |    | メール | 写  | 総務省   | 総務省は、平成21年1月、審査請求人に対し、「再送信同意に関する調査」（第2回）を実施するとともに、折に触れて、協議の状況を問い合わせてきたこと等                                                                                        |     |
| 27 |    | メール | 写  | 総務省   | 総務省は、平成21年7月、審査請求人に対し、「再送信同意に関する調査」（第3回）を実施するとともに、折に触れて、協議の状況を問い合わせてきたこと等                                                                                        |     |
| 28 |    | メール | 写  | 審査請求人 | 甲24、25に同じ                                                                                                                                                        |     |
| 29 |    | 調査票 | 写  | 審査請求人 |                                                                                                                                                                  |     |
| 30 |    | 報告書 | 写  | 審査請求人 | 審査請求人は、平成21年6月頃、要請に応じて総務省に対し、讀賣テレビ放送が、平成18年11月16日に再送信同意申込書を受領しながら、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない旨回答し続けるに留まり、ついには、同申込書を送り返し、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていった状況につき、報告を行ったこと等 |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目 | 種類 | 作成者                  | 立証趣旨                                                                                                                                       | 備 考 |
|----|----|-----|----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 31 |    | 議事録 | 原本 | 審査請求人                | ① 審査請求人は、平成21年7月6日、9月29日、讀賣テレビ放送との間で協議を行ったこと。<br><br>② その際、審査請求人は、積極的に電話を架けたが、讀賣テレビ放送からは積極的な連絡は一切なかったこと。                                   |     |
| 32 |    | 議事録 | 原本 | 審査請求人                | ③ 讀賣テレビ放送は、従前と同様、区域外再送信につき未だに検討段階ではない旨回答するに留まり、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていったこと。                                                                 |     |
| 33 |    | 議事録 | 写  | 徳島県CATVネットワーク機構      | ① 平成22年1月22日、徳島県CATVネットワーク機構は、総務省から、窓口を一本化して同ネットワーク機構として讀賣テレビ放送と協議する方法を示唆されたこと（3頁）。<br><br>② そこで、同ネットワーク機構は、讀賣テレビ放送と団体協議に入ること等を決議したこと（4頁）。 |     |
| 34 |    | 要望書 | 写  | 徳島県CATVネットワーク機構、会員各社 | かかる決議を踏まえて、徳島県CATVネットワーク機構は、讀賣テレビ放送に対し、再送信の同意を求める要望書を作成したこと等                                                                               |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目  | 種類 | 作成者             | 立証趣旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備 考 |
|----|----|------|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 35 |    | 議事録  | 写  | 徳島県CATVネットワーク機構 | <p>① 平成22年2月、徳島県CATVネットワーク機構は、総務省の示唆を受けて、讀賣テレビ放送との団体協議に入ったこと。</p> <p>② 審査請求人も、同ネットワーク機構の会員として、同協議に参加しており、現に、讀賣テレビ放送も、同ネットワーク機構との交渉が、各有線放送事業者との協議に他ならない旨を認めていること（2頁）。</p> <p>③ 同協議で、讀賣テレビ放送は、徳島県内の再送信につき、それまでに社内で活発な議論をしたことすらない等と回答して、審査請求人を含む徳島県内の有線放送事業者との度重なる再送信の協議にもかかわらず、まともに社内で検討もせず、放置し続けてきたという驚くべき実態を明らかにしたこと（5頁）。</p> |     |
| 36 |    | 面談結果 | 写  | 同上              | <p>四国放送は、平成22年2月、讀賣テレビ放送の放送は四国放送の放送と重複している等と称して、讀賣テレビ放送の区域外再送信について同意せず反対する方針を明らかにしたこと等</p>                                                                                                                                                                                                                                    |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目  | 種類 | 作成者   | 立証趣旨                                                                                                                                                                                         | 備 考                                 |
|----|----|------|----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 37 |    | 面談結果 | 写  | 同上    | <p>① 四国放送は、平成22年3月1日、読賣テレビ放送のデジタル放送の再送信につき、反対する姿勢を明確にしたこと（1頁）。</p> <p>② 四国放送の主張は経営問題から派生するものがほとんどであり、読賣テレビ放送が再送信を同意しない「正当な理由」には当たらないこと（3頁）。</p>                                              | <p>（株）テレビ鳴門の[ ]は、同ネットワーク機構の代表代行</p> |
| 38 |    | 議事録  | 写  | 同上    | <p>徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年3月2日、大臣裁定をも視野に入れて、再送信ガイドラインに沿って、読賣テレビ放送との間で協議を推し進めていく方針を確認したこと等</p>                                                                                                 |                                     |
| 39 |    | 議事録  | 写  | 審査請求人 | <p>① 審査請求人は、平成22年3月31日、読賣テレビ放送との間で協議を行ったこと。</p> <p>② その際、審査請求人は、積極的に電話を架けたが、読賣テレビ放送からは積極的な連絡は一切なかったこと。</p> <p>③ 読賣テレビ放送は、従前と同様、区域外再送信につき未だに検討段階ではない旨回答するに留まり、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていったこと。</p> |                                     |

| 甲  | 枝番 | 標 目 | 種類 | 作成者             | 立証趣旨                                                                                                                                                                           | 備 考               |
|----|----|-----|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 40 |    | メール | 写  | 総務省             | 総務省は、平成22年2月、審査請求人に対し、「再送信同意に関する調査」（第4回）を実施するとともに、折に触れて、協議の状況を問い合わせてきたこと等                                                                                                      |                   |
| 41 |    | メール | 写  | 審査請求人           | これに対し、審査請求人は、調査票（甲42）のとおり回答したこと等                                                                                                                                               |                   |
| 42 |    | 調査票 | 写  | 審査請求人           | ① 平成22年2月当時、審査請求人が協議を申し込んでいるのに、讀賣テレビ放送から、まともな応答がなかったこと。<br>② 讀賣テレビ放送は、「社内方針で区域外再送信については検討段階に無く、時期的な目途も無い」と言っていたこと。                                                             |                   |
| 43 |    | 報告書 | 写  | 徳島県CATVネットワーク機構 | ① 徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年4月8日、讀賣テレビ放送に対し、今後は、これまで以上に再送信ガイドラインに則った厳密な交渉となること等を伝えたこと。<br>② これに対し、讀賣テレビ放送は、再送信ガイドライン上、正当な理由にならないが、経営問題は無視できない等として、四国放送の経営状態を理由に再送信に応じない姿勢を鮮明にしたこと。 | ■は、同ネットワーク機構の代表代行 |

| 甲  | 枝番 | 標 目                        | 種類 | 作成者   | 立証趣旨                                                                                                       | 備 考 |
|----|----|----------------------------|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 44 |    | 議事録                        | 写  | 同上    | 徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年4月19日、近畿地方の地域の放送事業者との再送信協議と並行して、讀賣テレビ放送との協議を続け、大臣裁定の申請も含めて更に今後の対応を検討するとしたこと等         |     |
| 45 |    | 議事録                        | 写  | 同上    | 徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年5月13日、近畿地方の地域の放送事業者との再送信協議と並行して、讀賣テレビ放送との協議を進めるとしたこと等                                |     |
| 46 |    | 「再送信同意に関する調査（第5回）について（依頼）」 | 写  | 総務省   | 総務省は、平成22年7月、審査請求人に対し、「再送信同意に関する調査」（第5回）を実施するとともに、折に触れて、協議の状況を問い合わせてきたこと等                                  |     |
| 47 |    | メール                        | 写  | 審査請求人 | これに対し、審査請求人は、調査票（甲48）のとおり回答したこと等                                                                           |     |
| 48 |    | 調査票                        | 写  | 審査請求人 | ① 平成22年7月当時、審査請求人が協議を申し込んでいるのに、讀賣テレビ放送から、まともな応答がなかったこと。<br>② 讀賣テレビ放送が問題としていたのは、四国放送の不同意、四国放送の経営への影響であったこと。 |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目 | 種類 | 作成者   | 立証趣旨                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備 考 |
|----|----|-----|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 49 |    | 議事録 | 写  | 審査請求人 | <p>① 平成23年1月26日の協議に際し、讀賣テレビ放送は、四国放送の存在を理由に、徳島での再送信については未だに社内で踏み込んだ検討をしていない等と回答したこと。</p> <p>② 審査請求人は、デジタル放送への完全移行まで半年を切ったのに、讀賣テレビ放送が一方的に再送信同意申込書を送り返してきて以降、まともに協議に応じず、明確な態度を示していないこと等を指摘して、再送信同意申込書を再度受領するように求めたこと。</p> <p>③ これに対し、讀賣テレビ放送は、従前の対応を謝罪した上で、一度、直接面談して協議することを提案してきたこと。</p> |     |
| 50 |    | 議事録 | 写  | 審査請求人 | 平成23年2月15日の協議に際し、讀賣テレビ放送は、再送信ガイドラインで正当な理由にならないことが明記されている四国放送の経営状況等を理由に、再送信に同意するか否かの結論を同年4月以降に持ち越す意向を明らかにしたこと等                                                                                                                                                                         |     |
| 51 |    | 議事録 | 写  | 審査請求人 | 平成23年5月16日の協議に際し、審査請求人と讀賣テレビ放送は、再度、面談して協議する旨を合意したこと等                                                                                                                                                                                                                                  |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目   | 種類 | 作成者      | 立証趣旨                                                                                                                                                                                       | 備 考 |
|----|----|-------|----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 52 |    | 議事録   | 写  | 審査請求人    | 平成23年5月24日の協議に際し、讀賣テレビ放送は、なおも、四国放送の経営状況等を理由に、再送信に同意せず、かつ、再送信の協議を引き延ばす意向を示したこと等                                                                                                             |     |
| 53 | 1  | 通知書   | 原本 | 審査請求代理人ら | 審査請求人は、平成23年5月30日付通知書をもって、讀賣テレビ放送に対し、四国放送が同意しない限り再送信には応じない旨の主張が、再送信ガイドラインに反する不当なものであることを指摘した上で、かかる主張を直ちに撤回して任意に同意するか、その意向を質したこと等                                                           |     |
|    | 2  | 配達証明書 | 原本 | 郵便事業㈱    |                                                                                                                                                                                            |     |
| 54 | 1  | 回答書   | 原本 | 讀賣テレビ放送㈱ | 讀賣テレビ放送は、平成23年6月6日付回答書をもって、審査請求人に対し、直接協議したい旨回答したこと等                                                                                                                                        |     |
|    | 2  | 封筒    | 原本 | 同上       |                                                                                                                                                                                            |     |
| 55 |    | 議事録   | 原本 | 審査請求人    | <p>① 平成23年6月10日の協議に際し、讀賣テレビ放送は、従前の主張に固執し、誠意をもって協議に応じようとしなかったこと。</p> <p>② 最終的に、讀賣テレビ放送は、審査請求人が求めるデジタル放送のデジタル方式での再送信に同意する意向はなく、平成23年7月24日のデジタル放送への完全移行をもって、従前の再送信同意を更新せずに打ち切る旨を明らかにしたこと。</p> |     |



| 甲  | 枝番 | 標 目     | 種類 | 作成者        | 立証趣旨                                                                                                                                                                                                                                                         | 備 考 |
|----|----|---------|----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 56 | 1  | 通知書     | 原本 | 審査請求代理人ら   | 審査請求人は、念のため、讀賣テレビ放送に対し、同社の最終的な意向を書面で明らかにするように求めたこと等                                                                                                                                                                                                          |     |
|    | 2  | 配達証明書   | 原本 | 郵便事業(株)    |                                                                                                                                                                                                                                                              |     |
| 57 | 1  | 回答書     | 原本 | 讀賣テレビ放送(株) | <p>① 讀賣テレビ放送は、平成23年6月21日付回答書をもって、審査請求人に対し、「「D/A変換による激変緩和措置（経過措置）」以外には弊社デジタル放送の区域外再送信同意は困難である」旨を明確に回答したこと。</p> <p>② デジタル放送への完全移行に伴い、審査請求人がデジタル放送の再送信の同意を求めているにもかかわらず、讀賣テレビ放送は、これに同意せず、平成23年7月24日をもって従前の再送信同意を更新せずに打ち切るというのであるから、協議が調わない状態に至ったことが明らかであること。</p> |     |
|    | 2  | 封筒      | 原本 | 同上         |                                                                                                                                                                                                                                                              |     |
| 58 |    | 裁定申請書   | 写  | 審査請求代理人ら   | 審査請求人は、平成23年6月21日、総務大臣に対し、讀賣テレビ放送につき再送信同意をすべき旨の裁定を申請したこと等                                                                                                                                                                                                    |     |
| 59 |    | 拒否処分通知書 | 原本 | 総務大臣       | 総務大臣は、平成23年10月20日、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないとして、裁定拒否処分を行ったこと等                                                                                                                                                                                   |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目   | 種類 | 作成者      | 立証趣旨                                                                                                                                         | 備 考 |
|----|----|-------|----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 60 |    | 異議申立書 | 写  | 審査請求代理人ら | 審査請求人は、同年11月7日、総務大臣に対し、同処分を取り消し、再送信同意をすべき旨の裁定を求める旨の第1次異議申し立てを行ったこと等                                                                          |     |
| 61 |    | 決定書   | 原本 | 総務大臣     | 総務大臣は、平成24年12月5日、佐藤歳二主任審理官の報告書に基づく決定案に従い、裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続への着手を決定したこと等                                                                      |     |
| 62 |    | 決定    | 原本 | 大阪地裁     | 審査請求人が、本件裁定申請に際し、讀賣テレビ放送の放送の再送信を継続していることについて、日本テレビ放送網が、著作権侵害を理由に、その差止めを求めた仮処分申立事件において、大阪地裁は、日本テレビ放送網の主張を排斥し、その差止め請求につき、権利の濫用に当たるとして認めなかったこと等 |     |
| 63 |    | 裁定書   | 原本 | 総務大臣     | 総務大臣は、平成25年7月23日、讀賣テレビ放送につき、審査請求人の対象地域のうち、上板町を除外して、北島町・松茂町の区域についてのみ再放送同意をすべき旨の裁定（本件裁定）をしたこと等                                                 |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目        | 種類 | 作成者      | 立証趣旨                                                                          | 備 考 |
|----|----|------------|----|----------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 64 |    | 異議申立書（第2次） | 写  | 審査請求代理人ら | 審査請求人は、同年8月9日、本件裁定のうち、本件不同意裁定部分を取り消し、同部分につき再放送同意をすべき旨の決定を求めて、第2次異議申し立てに及んだこと等 |     |
| 65 |    | 決定書        | 原本 | 総務大臣     | 総務大臣は、平成27年2月25日、第2次異議申し立てを棄却する旨の決定（本件決定）を行ったこと等                              |     |
| 66 |    | 訴状         | 写  | 審査請求代理人ら | 審査請求人は、平成27年6月1日、東京高等裁判所に対し、国（総務大臣）を被告として、第2次決定の取り消しを求める行政訴訟を提起したこと等          |     |
| 67 |    | 判決         | 原本 | 東京高裁     | 東京高裁は、平成29年12月7日、本件不同意裁定部分及び第2次決定はいずれも違法であるとして、第2次決定を取り消す旨の本件判決を言い渡したこと等      |     |
| 68 |    | 決定         | 原本 | 最高裁      | 最高裁は、平成30年9月6日、本件を上告審として受理しない旨の決定をし、本件判決が確定したこと等                              |     |
| 69 |    | 通知書        | 原本 | 総務大臣     | 総務大臣は、平成30年9月21日付で、審査請求人に対し、同月6日付で本件判決が確定したことを踏まえ、裁定手続に着手することを通知してきたこと等       |     |

| 甲  | 枝番 | 標 目                | 種類 | 作成者        | 立証趣旨                                                                                                                                  | 備 考 |
|----|----|--------------------|----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 70 |    | 拒否処分通知書            | 原本 | 同上         | その直後の同年10月25日、総務大臣は、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないことを理由に、本件裁定申請につき、本件再度拒否処分を行ったこと等                                           |     |
| 71 |    | 平成25年1月9日付意見書（抜粋）  | 写  | 讀賣テレビ放送(株) | <p>① 総務大臣は、本件裁定申請がなされた平成23年6月頃、少なくとも、第1次決定を行った平成24年12月頃には讀賣テレビ放送に対して意見書を提出する機会を与えたこと。</p> <p>② 現に、讀賣テレビ放送は、大部の意見書を数回にわたり提出していること。</p> |     |
| 72 |    | 平成25年1月30日付意見書（抜粋） | 写  | 同上         |                                                                                                                                       |     |
| 73 |    | 平成25年4月8日付意見書（抜粋）  | 写  | 同上         |                                                                                                                                       |     |
| 74 |    | 平成25年4月11日付意見書（抜粋） | 写  | 同上         |                                                                                                                                       |     |
| 75 |    | 平成25年4月24日付意見書（抜粋） | 写  | 同上         |                                                                                                                                       |     |
| 76 |    | 平成25年5月10日付意見書（抜粋） | 写  | 同上         |                                                                                                                                       |     |

総情域第12号

令和元年5月24日

主任審理官

長屋 文裕 殿

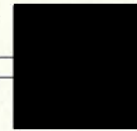
総務大臣

石田 真敏



同代理人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門4 OMTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

### 証拠説明書

下記のとおり証拠を提出し、その趣旨を説明します。

記

| 番号    | 証拠書類等                                               | 説明しようとする事実                                                               | 作成者                |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 乙第1号証 | 平成30年9月21日付け総情域第67号の放送法第144条第2項の規定による意見書の提出について(通知) | 平成23年6月21日付け審査請求人の裁定申請に関し、讀賣テレビ放送に対し再度の裁定手続きに着手する旨を通知し、意見書を提出する機会を設けるもの。 | 総務大臣               |
| 乙第2号証 | 平成30年10月19日付け讀賣テレビ放送からの上申書                          | 讀賣テレビ放送が審査請求人に対して上板町の区域における再放送に任意で同意すると通知した旨、総務大臣に対し上申するもの。              | 讀賣テレビ放送            |
| 乙第3号証 | 最高裁判所昭和42年9月26日第3小法廷判決の田中二郎裁判官意見                    | 争訟裁断的性質を持つ行政処分について、行政庁が新たに処分をすることを妨げるものではない旨の田中二郎裁判官の意見の内容。              | 最高裁判所              |
| 乙第4号証 | 「放送法逐条解説(改訂版)」363頁                                  | 放送法第144条第1項において、協議の不調が再放送同意に係る総務大臣裁定の申請の要件とされていることを解説するもの。               | 金澤薫[一般社団法人情報通信振興会] |
| 乙第5号証 | 昭和61年の旧有線テレビジョン法改正の審議に係る国会答弁(第104回国会衆議院通信委員会議録第十号)  | 裁定制度実施にあたる基本的な考えにかかる郵政大臣の答弁の内容。                                          | 衆議院事務局             |
| 乙第6号証 | 昭和61年の旧有線テレビジョン法改正の審議に係る国会答弁(第104回国会参議院通信委員会議録第十号)  | 裁定の申請があった場合の総務省の判断にかかる政府委員の答弁の内容。                                        | 参議院事務局             |
| 乙第7号証 | よさこいケーブルネットからの平成22年6月24日付け裁定申請書                     | よさこいケーブルネットが瀬戸内海放送及びテレビせとうちの再送信同意の裁定を申請するもの。                             | よさこいケーブルネット        |
| 乙第8号証 | 平成23年2月17日付け総情域第16号の総務大臣裁定の申請に係る拒否処分について            | よさこいケーブルネットから申請のあった総務大臣の裁定に係る申請のうち、瀬戸内海放送における再送信同意を求める申請について拒否処分とするもの。   | 総務大臣               |

|        |                                          |                                                                          |                     |
|--------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|        | て(通知)                                    | の。                                                                       |                     |
| 乙第9号証  | よさこいケーブルネットからの平成23年4月18日付け異議申立書          | 総務大臣が平成23年2月17日付け総情域第16号でよさこいケーブルネットに対して行った裁定の拒否処分について、異議申立てをするもの。       | よさこいケーブルネット         |
| 乙第10号証 | 平成23年6月21日付け総情域第82号の裁定                   | よさこいケーブルネットから申請のあった総務大臣の裁定に係る申請のうち、テレビせとうちにおける再送信同意を求める申請について不同意裁定をするもの。 | 総務大臣                |
| 乙第11号証 | よさこいケーブルネットからの平成23年7月21日付け異議申立書          | 総務大臣が平成23年6月21日付け総情域第28号でよさこいケーブルネットに対して行った裁定について、異議申立てをするもの。            | よさこいケーブルネット         |
| 乙第12号証 | よさこいケーブルネットからの平成23年5月17日付け異議申立て取り下げについて  | 総務大臣が平成23年2月17日付け総情域第16号でよさこいケーブルネットに対して行った拒否処分にかかる異議申立てを取り下げるもの。        | よさこいケーブルネット         |
| 乙第13号証 | よさこいケーブルネットからの平成25年11月22日付け異議申立て取り下げについて | 総務大臣が平成23年6月21日付け総情域第28号でよさこいケーブルネットに対して行った裁定にかかる異議申立てを取り下げるもの。          | よさこいケーブルネット         |
| 乙第14号証 | 「行政法概説Ⅱ行政救済法(第6版)」134頁)                  | 裁決主義が採られている場合は、原処分の違法を理由として裁決の取消しの訴えを提起できると解説するもの。                       | 宇賀克也〔有斐閣〕           |
| 乙第15号証 | 最高裁判所昭和50年11月28日第3小法廷判決                  | 取消訴訟において、原処分が違法であることを理由として審査請求の結果を取り消す旨の判決が確定する場合、原処分は効力を失うと判示された判決。     | 最高裁判所               |
| 乙第16号証 | 「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」301頁          | 取消訴訟の確定の効力は、単に審査請求についての決定を取り消すのみならず、違法とされた原処分の失効にも及ぶと解説するもの。             | 室井力、芝池義一、浜川清〔日本評論社〕 |
| 乙第17号証 | 「行政法(第4版)」328頁                           | 取消判決の拘束力は、同一事情であっても、裁判所が判決理由中で認定                                         | 櫻井敬子、橋本博之〔弘文        |

|        |                       |                                                          |           |
|--------|-----------------------|----------------------------------------------------------|-----------|
|        |                       | 判断したのとは別の理由や別の手続によれば、同一内容の処分をすることを妨げないと解説するもの。           | 堂]        |
| 乙第18号証 | 「行政法(第2版)」352頁)       | 取消判決の効力は、事情が変更されていなくても、別の理由による再処分を禁ずるものではないと解されると解説するもの。 | 宇賀克也〔有斐閣〕 |
| 乙第19号証 | 最高裁判所平成4年4月28日第3小法廷判決 | 審査請求人が、拘束力の効力について引用する判決。                                 | 最高裁判所     |

以 上





総情城第48号

令和元年9月2日

主任審理官

長屋 文裕 殿

総務大臣

石田 真 敏



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

証 拠 説 明 書

下記のとおり証拠を提出し、その趣旨を説明します。

記

| 番号     | 証拠書類等                   | 説明しようとする事実                                       | 作成者     |
|--------|-------------------------|--------------------------------------------------|---------|
| 乙第20号証 | 最高裁判所判例解説<br>民事篇 昭和46年度 | 民法 258 条 1 項の「協議が調わないとき」は、訴えの利益を注意的に規定したものであること。 | 財団法人法曹会 |

以 上



総 情 域 第 5 3 号

令和元年9月6日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

石 田 真 敏



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

# 証 拠 説 明 書

下記のとおり証拠を提出し、その趣旨を説明します。

記

| 番号     | 証拠書類等 | 説明しようとする事実          | 作成者           |
|--------|-------|---------------------|---------------|
| 乙第21号証 | 意見書   | 放送法144条の条文解釈に関するもの。 | 明治大学名誉教授 新美育文 |

以 上

総情域第77号

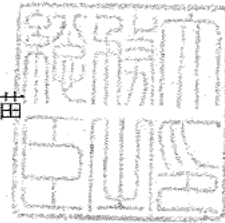
令和元年12月10日

主任審理官

長屋 文裕 殿

総務大臣

高市 早苗



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

証 拠 説 明 書

下記のとおり証拠を提出し、その趣旨を説明します。

記

| 番号     | 証拠書類等                     | 説明しようとする事実                                   | 作成者             |
|--------|---------------------------|----------------------------------------------|-----------------|
| 乙第22号証 | 「要件事実マニュアル<br>第3版 総論・民法1」 | 民放258条1項の「協議が調わないとき」は、訴えの利益を注意的に規定したものであること。 | 岡口基一<br>〔ぎょうせい〕 |

以 上



平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号事件

証拠説明書（1）

令和元年 6 月 5 日

電波監理審議会  
主任審理官 長 屋 文 弥 殿

参加人 読賣テレビ放送株式会社  
代表取締役社長 伝 川 幹  
同代理人 弁護士 岩 井 泉  
同代理人 弁護士 関 健 一



丙

| 号証       | 文書の標目                         | 文書の作成者             | 作成年月日      | 原本または写し | 立証趣旨                                                           |
|----------|-------------------------------|--------------------|------------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 1<br>の 1 | ご通知                           | 参加人代<br>理人         | 2018.10.11 | 写し      | 参加人が審査請<br>求人に対し、上板<br>町についても放<br>送法上の同意を<br>する旨の通知を<br>したことなど |
| 1<br>の 2 | 郵便物等配達証<br>明書                 | 日 本 郵 便<br>株式会社    | 2018.10.13 | 写し      | 丙 1 の 1 が、審査<br>請求人に 2018 年<br>10 月 13 日に配<br>達されたこと           |
| 2        | 「貴社と読賣テ<br>レビ放送株式会<br>社間での再放送 | 参加人、参<br>加人代理<br>人 | 2018.10.11 | 写し      | 参加人が審査請<br>求人に対し、上板<br>町についても放                                 |

|  |                 |  |  |  |                                                                 |
|--|-----------------|--|--|--|-----------------------------------------------------------------|
|  | の件」と称する<br>書類一式 |  |  |  | 送法上の同意を<br>する旨の通知を<br>したこと, 参加人<br>が審査請求人に<br>対し送付した書<br>類の内容など |
|--|-----------------|--|--|--|-----------------------------------------------------------------|



## 第五章 準備書面



平成31年2月8日付け付議第1号事件

## 準備書面 (1)

平成31年 4月10日

主任審理官 長 屋 文 裕 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

審査請求人 株式会社 ひ の き

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電 話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

審査請求代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁 護 士 中 田 祐 児

弁 護 士 島 尾 大 次

弁 護 士 高 木 誠 一 郎

弁 護 士 益 田 歩 美

弁 護 士 妹 尾 裕 子

弁 護 士 柴 谷 勇 一

弁 護 士 美 馬 和 伸

(目 次)

|                                                         |      |
|---------------------------------------------------------|------|
| 第 1 本書面の目的                                              | 1 頁  |
| 第 2 本件の事実経過                                             | 2 頁  |
| 1 徳島県内で近畿地方のテレビ放送が同時再送信されてきた経緯                          | 2 頁  |
| 2 讀賣テレビ放送が審査請求人に対して再送信を同意し続けてきた経緯                       | 3 頁  |
| 3 審査請求人が讀賣テレビ放送との間で協議を開始した経緯                            | 4 頁  |
| 4 平成 18 年 9 月 15 日の口頭での再送信の申込み                          | 5 頁  |
| 5 平成 18 年 11 月 16 日の書面での再送信の申込み                         | 7 頁  |
| 6 讀賣テレビ放送が誠意をもって協議に応じなかった経緯                             | 8 頁  |
| 7 讀賣テレビ放送が再送信同意申込書を一方的に送り返してきた経緯                        | 11 頁 |
| 8 総務省が、讀賣テレビ放送が誠実に協議に応じない状況を把握しながら、適切な指導を怠った経緯          | 12 頁 |
| 9 徳島県CATVネットワーク機構による讀賣テレビ放送との協議の開始                      | 16 頁 |
| 10 四国放送が自社の経営を理由に、讀賣テレビ放送の再送信に反対する方針を明らかにした経緯           | 18 頁 |
| 11 徳島県CATVネットワーク機構との団体協議でも、讀賣テレビ放送がずるずると協議を引き延ばした経緯     | 22 頁 |
| 12 徳島県CATVネットワーク機構が団体協議を事実上断念し、会員各自の判断に委ねた経緯            | 24 頁 |
| 13 本件裁定申請前の審査請求人と讀賣テレビ放送との協議の経緯                         | 26 頁 |
| 14 本件裁定申請、第 1 次異議申立ての経緯                                 | 31 頁 |
| 15 日本テレビ放送網、讀賣テレビ放送、四国放送が意思を相通じてなりふり構わぬ大臣裁定手続の妨害措置に出た経緯 | 33 頁 |

|    |                             |     |
|----|-----------------------------|-----|
| 16 | 約2年1か月後、総務大臣がようやく本件裁定をした経緯  | 34頁 |
| 17 | 総務大臣が第2次決定に及んだ経緯            | 37頁 |
| 18 | 本件判決が第2次決定を取り消した経緯          | 38頁 |
| 19 | 本件判決の確定後、総務大臣が本件再度拒否処分をした経緯 | 40頁 |
| 20 | まとめ                         | 41頁 |

### 第3 第1次決定は、本件裁定申請が大臣裁定申請の要件を満たす

として、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手するとしたにもかかわらず、本件再度拒否処分は、第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うものに他ならないから、最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れない

42頁

- 1 争訟裁断的性質を持つ行政行為が確定したときは、行政庁、裁判所はこれを取り消せず、かつ、変更できない（不可変更力・実質的確定力） 42頁
- 2 本件再度拒否処分は、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れない 45頁

### 第4 総務大臣は、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再

放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条3項に基づき、同意裁定をすべきである旨の決定をしなければならないにもかかわらず、本件再度拒否処分は、全く異なる処分を行っているから、最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない

53頁

- 1 行政庁は、新たな処分又は裁決に際し、取消判決の拘束力に抵触する認定判断をすることは許されない 53頁
- 2 本件再度拒否処分は、前掲最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘

束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない ..... 55 頁

第5 本件再度拒否処分は、総務大臣が、審査請求人に対し、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて行った点で、適正手続に違反して違法無効であり、取り消しを免れない ..... 60 頁

第6 結 論 ..... 62 頁

以 上

電波監理審議会の審理における準備書面(1)を提出する。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりである。

記

## 第1 本書面の目的

本書面は、次の諸点を述べ、もって、本件再度拒否処分が取消しを免れないことを明らかにするものである（括弧内は叙述箇所を示す）。

記

### 1 本件の事実経過（第2）

2 第1次決定は、本件裁定申請が大臣裁定申請の要件を満たすとして、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手するとしたにもかかわらず、本件再度拒否処分は、第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うものに他ならないから、最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れないこと（第3）

3 総務大臣は、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条3項に基づき、同意裁定をすべきである旨の決定をしなければならないにもかかわらず、本件再度拒否処分は、全く異なる処分を行っているから、最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れないこと（第4）

4 本件再度拒否処分は、総務大臣が、審査請求人に対し、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて行った点で、適正手続に違反して違法無効であり、取り消しを免れないこと（第5）

いこと（第5）

## 第2 本件の事実経過

### 1 徳島県内で近畿地方のテレビ放送が同時再送信されてきた経緯

- (1) 徳島県は、紀伊水道を挟んで近畿地方と隣接し、歴史的・経済的・文化的に近畿地方との一体性が強く（現に、徳島県は、関西広域連合の一員である。）、かつ、同地方のテレビ放送の電波を良好に受信できる。このため、昭和30年代に近畿地方で各放送事業者が放送事業を開始した当初から、徳島県民は、各住宅、アパート等にアンテナを設置したり、地域単位で共同受信のための共聴アンテナを設置したりして、近畿地方の住民と何ら変わることなく各放送を受信し、視聴してきた。

具体的には、徳島県民は、近畿広域圏（三重県を除く近畿地方）を放送対象地域とする朝日放送株式会社・関西テレビ放送株式会社・株式会社毎日放送・読売テレビ放送株式会社（以下「読売テレビ放送」という。）、及び、兵庫県を放送対象地域とする株式会社サンテレビジョン、大阪府を放送対象地域とするテレビ大阪株式会社、和歌山県を放送対象地域とする株式会社テレビ和歌山などの各放送につき、長年にわたりごく普通に視聴してきた。

- (2) 他方、徳島県内では、昭和50年代頃以降、地上波テレビ放送の難視聴地域の解消等を目的として、共聴アンテナ設備を発展させたケーブルテレビ局が、第三セクター等で、順次、開局されるようになった。審査請求人も、そのようにして昭和63年9月に設立された有線放送事業者の一つである（甲1）。

それゆえ、審査請求人は、昭和63年1月の開局当初から、徳島県内の他の有線放送事業者と同様に、徳島県内で視聴可能なテレビ放送（前述の近畿地方の各放送を含む）について、同時再送信を実施してきた。

「同時再送信」とは、放送事業者が放送するテレビ番組の電波について、有線放送事業者が、受信すると同時に有線で再送信する行為である。同時再送信によって、視聴者は、個人ないし共同でアンテナを立てて放送を視聴するのと同様に、有線ケーブルを通じて放送を視聴できる。すなわち、同時再送信の実態は、放送の中継行為に他ならない。

## 2 讀賣テレビ放送が審査請求人に対して再送信を同意し続けてきた経緯

- (1) 讀賣テレビ放送との関係でも、審査請求人は、昭和63年1月の開局当初からその放送を同時再送信してきた。

すなわち、審査請求人は、昭和62年12月2日、北島CATV管理組合（審査請求人の前身）として讀賣テレビ放送から再送信同意を得て以来、当初は3年、その後は1年毎に更新を繰り返し、平成23年7月24日のデジタル放送への完全移行に至るまで、約24年間にわたり、平穩かつ公然と讀賣テレビ放送の放送につき、同時再送信を続けてきた（再送信同意書〔甲4～6〕）。

- (2) 他方、郵政省は、平成9年頃以降、テレビ放送につき、その放送の方式をアナログからデジタルに変更する取組みを本格化させた。

そして、総務省は、平成13年6月15日改正、同年7月25日施行の電波法において、アナログ波の使用期限を周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内とするための条項（同法71条の2）を盛り込んだことを踏まえて、同年7月、地上波の放送の方式につき、平成23年7月24日までにアナログからデジタルに移行する方針を決定した。

かかる総務省のいわば「国策」を踏まえて、放送事業者は、急遽、デジタル方式への移行を迫られることになり、平成15年12月には、3大都市圏（関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏）でデジタル放送が開始された。



- (3) なお、平成14年7月25日の審査請求人に対する再送信同意に際し、讀賣テレビ放送は、「デジタル放送に割り当てられる予定であるUHFチャンネル14ch～17chをデジタル放送開始に備え空きチャンネルにしておくこと。」との同意条件を付した（再送信同意書〔甲6〕の同意条件(3)）。

これは、翌平成15年に讀賣テレビ放送がデジタル放送を開始するのを目前にして、かつ、その後の平成23年には同放送が完全にデジタル放送に移行することを踏まえて、デジタル方式移行後も引き続き、審査請求人をして、アナログ方式のときと同様に同放送を再送信させるための措置であった。

すなわち、讀賣テレビ放送は、デジタル放送についても、当然に審査請求人の再送信に同意する意思を有し、かつ、これを審査請求人に表明していたのである。

このため、審査請求人は、讀賣テレビ放送の指示どおり、平成14年7月以降、UHFチャンネルの一部（14ch～17ch）をデジタル放送開始に備えて空きチャンネルのまま維持し続けた。審査請求人にとっては、かかる空きチャンネルの維持は経営上、大きな痛手であったが、讀賣テレビ放送から将来の完全デジタル化の際の再送信同意の条件として指定された以上、遵守するしかなかったからである。

### 3 審査請求人が讀賣テレビ放送との間で協議を開始した経緯

- (1) このように、讀賣テレビ放送は、平成14年7月25日の同意に際し、審査請求人に対し、UHFチャンネルの一部をデジタル放送開始に備えて空きチャンネルのまま維持し続けるように指示し、また、平成15年12月には、デジタル放送を開始した。

このため、審査請求人は、讀賣テレビ放送の放送がいずれ完全にデジタル方式に移行することを見据えて、平成14年7月以降、讀賣テレビ放送に対

し、何度かデジタル放送の再送信同意について打診した。

しかし、讀賣テレビ放送は、未だ時期尚早として具体的な協議に応じなかった。

- (2) やがて、平成18年になると、平成23年7月24日のデジタル方式への完全移行まで5年を切り、徳島県内でも、地元の放送局たる四国放送株式会社、NHK徳島放送局が平成18年10月からデジタル放送を開始する見通しとなり、有線放送事業者においても、従前得られていた放送の再送信同意につき、デジタル方式での更新を得ることが現実の課題となってきた。

この点、徳島県内の有線放送事業者の間では、四国放送、NHK徳島放送局のデジタル放送の再送信の開始に合わせて、近畿広域圏のデジタル放送についても再送信を始めたいという希望が強かった。

そこで、徳島県内の有線放送事業者十数社は、平成18年8月頃、徳島県CATVネットワーク機構を通じて、朝日放送・関西テレビ放送・毎日放送・讀賣テレビ放送に対し、再送信同意の協議を申し入れた。

- (3) こうして、徳島県内の有線放送事業者十数社は、平成18年9月15日、一緒に大阪市に出向き、讀賣テレビ放送、毎日放送を順次訪問した上で、各有線放送事業者毎に時間帯をずらして個別に讀賣テレビ放送、毎日放送の担当者と面談して、再送信同意にかかる協議を行った。

また、同有線放送事業者は、同月29日、再度大阪市に出向き、同様の方法で関西テレビ放送とも個別に協議を行った。

このように、審査請求人は、遅くとも平成18年9月には、讀賣テレビ放送との間で協議を開始した。

#### 4 平成18年9月15日の口頭での再送信の申込み

- (1) 平成18年9月15日の協議は、讀賣テレビ放送の本社で行われた。出席者は、讀賣テレビ放送側が[ ]の[ ]、[ ]、審査請求人側が代表取締役の檜悟、[ ]の[ ]である。

協議の冒頭、審査請求人は、讀賣テレビ放送に対し、審査請求人における再送信の現状を説明するとともに、デジタル放送につき、再送信を行いたい旨を申し入れた。

これに対し、讀賣テレビ放送は、地元の民放局たる四国放送より先にデジタル放送の再送信同意を出すことはできないと称して、即時のデジタル放送の再送信同意を拒絶するとともに、四国放送から、四国放送のデジタル放送の再送信同意を得ること、讀賣テレビ放送のデジタル放送の再送信についても同意を得ることを求めた。

しかし、讀賣テレビ放送の再送信同意に先立ち、地元の放送局のデジタル放送の再送信同意を得なければならない理由は何もない。まして、讀賣テレビ放送の再送信につき、第三者の四国放送から同意を得るべき義務は全く存在しない。

すなわち、讀賣テレビ放送の上記協議態度は、再送信の協議において、本来不必要かつ不合理な条件を有線放送事業者に押し付けるものであって、後出の再送信ガイドライン（甲2）に反する。讀賣テレビ放送があえてかかる態度を取ったのは、四国放送が自社と同じネットワークの系列（日本テレビ系）に属するため、過度に四国放送の意向を重視したためであった。（議事録〔甲7〕）

- (2) もっとも、讀賣テレビ放送は、いずれ再送信に同意することを前提に、審査請求人に対し、その営業区域内でのアンテナ受信の状況を調査した上で、データを送るよう求めた。

この点、讀賣テレビ放送は、同日に行われた徳島県内の他の有線放送事業

者との協議に際しても、同様にその営業区域内でのアンテナ受信の状況の調査、データ送付を求めている。

これらの事実、読売テレビ放送が、徳島県内の有線放送事業者に対し、いずれデジタル放送の再送信に同意する方針であったことを裏付けている。  
(議事録〔甲7〕)

#### 5 平成18年11月16日の書面での再送信の申込み

- (1) その後、審査請求人は、平成18年9月15日の協議に際して読売テレビ放送から要求された営業区域内での受信状況の調査を実施し、そのデータを取りまとめた。

また、審査請求人は、同日以前から、読売テレビ放送との協議と並行して、四国放送、NHK徳島放送局との協議を進めていたが、同年9月19日にはNHK徳島放送局から、同年10月31日には四国放送から、それぞれデジタル放送の再送信同意を得た。

前述のとおり、四国放送は、審査請求人が読売テレビ放送の放送を再送信することにつき、容喙すべき立場にはない。しかし、審査請求人は、読売テレビ放送の強い要求を受けて四国放送の意向も確認したところ、四国放送からも、同年11月1日、「四国放送としてはこれまでのアナログ同様、区域外波に関しては意見する立場にはありませんので、その件に関しては各局様と直接交渉してください。」という回答を得た(議事録〔甲10〕)。

- (2) この間、総務省は、平成18年9月22日付「再送信に関する個別協議の実施について(依頼)」(甲14)をもって、審査請求人を含む全国の有線放送事業者に対し、放送事業者との間で再送信に関する個別協議を実施するように要請した。

同じ頃、総務省は、読売テレビ放送を含む全国の放送事業者に対しても、

同様に誠意をもって有線放送事業者との再送信の協議に応じるように要請したと認められる。

このため、審査請求人は、いよいよ讀賣テレビ放送との協議の時機が到来したものと判断した。

- (3) そこで、審査請求人は、平成18年11月2日、讀賣テレビ放送に対し、上記受信状況の調査の報告書（甲9）を送付するとともに、同時再送信申込書を交付するように要請した（送付状〔甲8〕）。

また、審査請求人は、同日頃、讀賣テレビ放送に対し、上記四国放送の回答内容を記載した議事録（甲10）を送付した。

- (4) その後、讀賣テレビ放送は、審査請求人に対し、同時再送信申込書（用紙）を送付してきた。

そこで、審査請求人は、同用紙に必要事項を記載した上で、平成18年11月16日、讀賣テレビ放送に対し、再送信同意申込書（甲12）、再送信放送施設概要（甲13）を送付し、正式に再送信同意を申し込んだ（送付状〔甲11〕）。

## 6 讀賣テレビ放送が誠意をもって協議に応じなかった経緯

- (1) これに対し、讀賣テレビ放送は、再送信同意書をなかなか返送してこなかった。これは、同じ平成18年9月15日に審査請求人が直接面談して協議した毎日放送が、同年11月6日に再送信同意書を送付してきたのと比べても、非常に不可解な対応であった。

このため、審査請求人は、讀賣テレビ放送に電話を架けて、進捗状況を確認するとともに、直接訪問して協議したい旨申し入れた。

これに対し、讀賣テレビ放送は、「区域外再送信については社内でまだ結

論が出ていない」、「来られても何も話はできない。かえって迷惑である」などと称して、誠実に協議に応じようとしなかった。

(2) しかし、審査請求人は、讀賣テレビ放送の要求事項（受信状況を調査すること、事前に四国放送のデジタル放送につき再送信同意を得ること、四国放送から讀賣テレビ放送のデジタル放送の再送信につき同意を得ること）を全て満たした上で、再送信同意申込書を送付するなど、誠実に対応している。

しかも、讀賣テレビ放送は、事前に再送信同意申込書の用紙を審査請求人に送付してくるなど、再送信同意に応じることを前提にした行動を取っている。

すなわち、讀賣テレビ放送は、自己の従前の言動及び前記総務省の要請に反して、審査請求人に対し、誠実な協議を拒絶し、不誠実かつ不合理な対応をとり続けたのである。

(3) このため、審査請求人は、対応を検討したが、讀賣テレビ放送が協議を拒絶している状況で同社を訪問してもいたずらに混乱を生じさせ、かえってその態度を硬化させるだけであること等から、讀賣テレビ放送に対し、あくまで誠実に粘り強く、再送信に応じるように要請する形で協議を続けることとした。

以後、審査請求人は、讀賣テレビ放送に対し、1、2か月に一度、定期的に再送信同意に応じるように要請するとともに、近畿地方の他の放送事業者から再送信同意が得られた都度に、その旨を報告して同様に再送信同意に応じるように要請し、もって、讀賣テレビ放送との協議を継続した。

(4) たとえば、社団法人日本ケーブルテレビ連盟は、平成19年2月、会員を対象に、「区域外再送信に関する緊急アンケート調査」を実施した（依頼書〔甲15〕）。

これに対する同月頃の審査請求人の回答（甲１７）によれば、審査請求人が、直近では平成１９年１月２４日に讀賣テレビ放送と協議して再送信同意に応じるように要請したことが記載されており、協議が「継続中」、「再送信同意申込書は提出済、局預かりの状態」とされている（２頁）。

また、讀賣テレビ放送の主張は、「「基本的に」という事で区域外への再送信は認めていません。しかし情報格差の問題や徳島という地域の特殊事情など、今後検討できるところはあると思う、との事（協議は重ねているものの、答えのはっきりしない状態が現在も続いています）。」というものであった（２頁）。

これに対し、審査請求人の主張は、「こちらとしても、視聴者の方々にデジタル放送についてきちんと説明する責任があるので、現在のはっきりしない状況は非常に困っている。もし許可いただけないのであれば「許可しない」と、視聴者の方々への説明に至るはっきりした回答をいただきたい」というものであった（２頁）。これは、デジタル方式への移行（平成２３年７月２４日）まで４年半を切り、時間が切迫しているにもかかわらず、讀賣テレビ放送が、結論を出さないままずるずると協議を引き延ばす態度が窺われたことから、審査請求人としては、大臣裁定の申請をも視野に入れて、明確な回答を求め続けたことを示している。

そして、審査請求人は、今後の対処方針として、「広域局でも徐々に許可を得られるようになってきているため、今後も交渉を続けていけるところはあると考えています。局側からの質疑等にはすべて回答し、再送信同意申込書も提出までは至っているので、こちらとしては今後は局側の審議を待って対応していければと考えています。」と述べている（２頁）。讀賣テレビ放送の不誠実な協議態度にもかかわらず、審査請求人としては、なお粘り強く誠実に協議を続けていく方針を明らかにしたものである。

- (5) 上記の回答からも明らかなとおり、審査請求人は、讀賣テレビ放送に対し、1、2か月に一度定期的に、再送信同意に応じるように要請を続けた。

また、審査請求人は、平成19年2月6日に関西テレビ放送の、同年5月29日に朝日放送の、同年10月4日にサンテレビジョンの各再送信同意を得るなどしたが、その都度、讀賣テレビ放送に対し、これらの放送事業者から再送信同意を得られたことを報告するとともに、再送信同意に応じるように要請した。

## 7 讀賣テレビ放送が再送信同意申込書を一方的に送り返してきた経緯

- (1) 平成20年6月25日、審査請求人は、讀賣テレビ放送との間で、十数回目となる協議を行った。

このときも、審査請求人は、讀賣テレビ放送に対し、再送信同意に応じるように要請した。しかし、讀賣テレビ放送は、区域外再送信については社内で検討しているが、未だ社内合意には至っていないと回答した。

このため、審査請求人は、平成18年11月16日に再送信同意申込書を提出してから既に1年半以上の年月が経過し、審査請求人の再送信設備の状況等も変わっていることを説明した上で、改めて最新の設備の状況等に合わせた再送信同意申込書を提出したい旨を申し出た。

しかし、讀賣テレビ放送は、現在では、区域外再送信につき、再送信同意申込書の受付自体を行っていない等と称して、審査請求人の申し出を拒絶するとともに、既に受付済みの再送信同意申込書についても改めて返送する旨一方的に告知した。（議事録〔甲18〕）

- (2) そして、讀賣テレビ放送は、実際に、平成20年7月1日、審査請求人に対し、受付済みの再送信同意申込書を一方的に送り返してきた（送付状〔甲19〕）。



(3) 以後も、審査請求人は、従前どおり、1、2か月に一度定期的に、かつ、放送事業者から再送信同意を得られた都度に不定期に、讀賣テレビ放送に対し、同社内部での議論の状況を尋ねるとともに、再送信同意に応じるように要請した。

しかし、讀賣テレビ放送は、その都度、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない旨回答するに留まり、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていった。

#### 8 総務省が、讀賣テレビ放送が誠実に協議に応じない状況を把握しながら、適切な指導を怠った経緯

(1) その後も、審査請求人は、従前どおり、讀賣テレビ放送に対し、1、2か月に一度定期的に再送信同意に応じるように要請するとともに、平成20年7月7日にテレビ和歌山の再送信同意が得られたときなどに、その旨を報告して再送信同意に応じるように要請し、もって、讀賣テレビ放送との協議を継続した。

たとえば、審査請求人は、少なくとも平成21年1月13日、2月2日、5月15日の3回にわたり、讀賣テレビ放送との間で協議を行っている。しかし、これらは、いずれも審査請求人から積極的に讀賣テレビ放送に電話を架けて協議を行ったものであって、讀賣テレビ放送からは積極的な連絡は一切なかった。

また、いずれの協議に際しても、讀賣テレビ放送は、従前と同様、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない旨回答するに留まり、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていった。(議事録〔甲20～22〕)

なお、これらの協議は、少なくとも1、2か月に一度、定期的に、審査請

求人主導で行われており、議事録が残っているのはその一部にすぎない。

- (2) この間、総務省は、平成20年4月30日、「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（平成20年4月策定）（以下「再送信ガイドライン」という。甲2）を公表した。

これを受けて、総務省は、平成20年8月、平成21年1月、同年7月の3回にわたり、審査請求人を含む有線放送事業者に対し、「再送信同意に関する調査」（第1回、第2回、第3回）を実施するとともに、折に触れて、再送信の協議の状況を問い合わせてきた。

なお、総務省は、有線放送事業者のみならず放送事業者に対しても同様の調査を実施しているようである（調査票には、「有線テレビジョン放送事業者回答用」との表示があり、「放送事業者回答用」もあったものと解される。）。

そこで、審査請求人は、かかる定期的な調査の回答の際に、あるいは、他の用件で連絡を取ったとき等に、総務省に対し、讀賣テレビ放送との協議につき、何度も繰り返し再送信同意に応じるように要請しているにもかかわらず、社内方針で検討段階にないなどと称して同意に応じず、かつ、直接面談での協議にも応じないことを報告してきた。（第1回調査につき、総務省四国総合通信局からの連絡メール〔甲23〕、審査請求人の回答メール〔甲24〕、調査票〔一部〕〔甲25〕、第2回調査につき、同局からの連絡メール〔甲26〕、第3回調査につき、同局からの連絡メール〔甲27〕、審査請求人の回答メール〔甲28〕、調査票〔甲29〕）

- (3) 平成21年6月2日、日本ケーブルテレビ連盟は、「区域外再送信に関する全国会議」を開催した。

このとき、再送信同意にかかる讀賣テレビ放送と徳島県内の有線放送事業者との協議に関して、讀賣テレビ放送が、総務省に対し、あたかも特段の問題もなく、協議で双方の意見が対立していないかの如き回答をしており、総務省（本省）もその旨誤信していることが判明した。

このため、出席していた徳島県内の有線放送事業者が、口々に、「讀賣テレビ放送の再送信は徳島県民にとって必要不可欠である」、「讀賣テレビ放送に対する協議の申し入れや、再送信同意の要請も頻繁に繰り返している」、「しかし、讀賣テレビ放送が社内方針で検討段階にないなどと称して誠実に協議に応じようとしない」、「四国総合通信局に対してもその旨を報告している」などと説明して、日本ケーブルテレビ連盟及び総務省による讀賣テレビ放送に対する説得等の助力を要請した。

- (4) その後の平成21年6月20日頃、総務省四国総合通信局は、同会議に出席していた徳島県内の有線放送事業者に電話を架けて、徳島県内の各有線放送事業者において、これまでの讀賣テレビ放送との再送信の協議の内容や再送信を求める加入者の声などを取りまとめて同局に送付するように要請した。同局によれば、同会議でのやりとりを受けて、総務省（本省）から、同局に対し、徳島県内の有線放送事業者における区域外再送信にかかる協議の状況、特に、讀賣テレビ放送との協議の実態について照会があった、並行して、本省から日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）や近畿総合通信局に対しても問い合わせる等とのことであった。

かかる要請を受けて、徳島県内の有線放送事業者は、各自、従前の讀賣テレビ放送との協議内容等を取りまとめて、四国総合通信局に報告した。

このとき、審査請求人も、四国総合通信局に対し、讀賣テレビ放送が、平成18年11月16日に再送信同意申込書を受領しながら、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない旨回答し続けるに留まり、つ

いには、同申込書を送り返し、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていった状況につき、報告を行った（報告書〔甲30〕）。

(5) 以上の経緯から明らかなとおり、総務省は、これらの調査、報告等を通じて、平成20年9月頃という早い段階から、審査請求人と讀賣テレビ放送との協議の状況について、逐一、把握していた。

ことに、平成21年6月頃には、総務省は、徳島県内の有線放送事業者と讀賣テレビ放送との間の協議の状況について、わざわざ調査を行った。

しかし、総務省（本省、四国総合通信局）が、その後、讀賣テレビ放送に対して、ガイドラインに基づき、誠実に審査請求人を含む徳島県内の有線放送事業者との協議に応じるように指導等を行った様子は全く窺われない。

(6) このように、総務省が適切な行政指導もせずに讀賣テレビ放送のガイドラインに反する不誠実な態度を放置したこと等もあって、その後も讀賣テレビ放送の対応は全く変わらなかった。

たとえば、審査請求人は、平成21年6月頃に徳島県内の有線放送事業者が四国総合通信局に一齐に報告をした後、少なくとも同年7月6日、9月29日の2回にわたり、讀賣テレビ放送との間で協議を行っている。しかし、これらは、いずれも審査請求人から積極的に讀賣テレビ放送に電話を架けて協議を行ったものであって、讀賣テレビ放送からは積極的な連絡は一切なかった。

また、いずれの協議に際しても、讀賣テレビ放送は、従前と同様、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない旨回答するに留まり、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていった。（議事録〔甲31、32〕）

なお、これらの協議は、少なくとも1、2か月に一度定期的に、審査請求

人の主導で行われており、議事録が残っているのはその一部にすぎない。

## 9 徳島県CATVネットワーク機構による讀賣テレビ放送との協議の開始

- (1) 平成22年1月22日、徳島県CATVネットワーク機構の臨時総会が開催された。その主要な議題は、讀賣テレビ放送の再送信問題であり、オブザーバーとして、総務省から四国総合通信局の情報通信部部長など2名、徳島県から地域情報政策課課長など2名が出席した。

同総会では、民放連と日本ケーブルテレビ連盟とがデジタル放送の区域外再送信に関する協議を打ち切り、今後は純粋に個別交渉に委ねられる方針になったことが報告され、対応が協議された。

このとき、四国総合通信局の情報通信部部長は、徳島県では讀賣テレビ放送との協議が進んでいないと認識していること、徳島県知事からの要望もあり、現況を調査していること等を明らかにした上で、窓口を一本化して同ネットワーク機構として讀賣テレビ放送と協議する方法を示唆した（議事録〔甲33〕3頁）。

これを受けて、同ネットワーク機構は、讀賣テレビ放送と団体協議に入り、以後、定期的に協議する場を設けて協議を進めていくこと等を決議した（同4頁）。

- (2) かかる決議を踏まえて、徳島県CATVネットワーク機構は、讀賣テレビ放送宛ての要望書（甲34）を作成した。

同要望書は、徳島県が、歴史的に関西文化経済圏の一員として産業・経済活動、文化活動を営んできたこと、現在も、近畿ブロック知事会、関西広域連合の一員として活動していること、また、ケーブルテレビが出現するはるか前、近畿地方でテレビ放送が始まった当初から、徳島県民は、個別にアンテナを立てて、同放送を受信してきた歴史があること、それゆえ、讀賣テレ

び放送の放送が視聴できないことは、当然、視聴できる存在が視聴できなくなるという深刻かつ重大な問題であること、他方、徳島県内には日本テレビ系列の四国放送が存在するものの、県民は、讀賣テレビ放送と番組毎に視聴分けをしてきたのであって、四国放送が存在するからといって、讀賣テレビ放送がなくてもよいことにはならないこと等を明らかにした上で、讀賣テレビ放送に対し、再送信に同意するように要請する内容となっている。

なお、同要望書の末尾には、総務省に関する記述があったが、総務省の強い要求で削除することになった（議事録〔甲33〕4頁）。このことから、総務省が、積極的に同ネットワーク機構による団体協議に関わっていたことが裏付けられる。

(3) こうして、徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年2月10日、讀賣テレビ放送を訪問して、同社と団体協議を行った。

出席者は、同ネットワーク機構側が徳島県内の有線放送事業者4名、オブザーバーとして徳島県の地域情報政策課課長、讀賣テレビ放送側が[REDACTED]、[REDACTED]である。

まず、同ネットワーク機構側は、要望書（甲34）を提出し、今後、再送信につき、定期かつ継続的な協議を要請した。これに対し、讀賣テレビ放送は、あくまで再送信同意は各有線放送事業者と讀賣テレビ放送との個別の話であって、同ネットワーク機構と交渉するというのも、各有線放送事業者との協議に他ならないとの認識を示した。（議事録〔甲35〕1、2頁）

また、同ネットワーク機構側は、視聴者から讀賣テレビ放送のデジタル放送が視聴できないことにつき、多数の苦情が寄せられ、対応に苦慮していること、アナログ方式で視聴できた番組が、デジタル方式で視聴できないことの説明がつかないこと等を指摘して、讀賣テレビ放送の見解を求めた。これに対し、讀賣テレビ放送は、理屈に合わない不合理な事態であることを認め

た。(同3、4頁)

さらに、同ネットワーク機構側が、讀賣テレビ放送が自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではないとしてなかなか再送信同意についての意向を明らかにしないことを指摘し、以前に訪問してから4か月も経つのに進展がないのかどうか質した。これに対し、讀賣テレビ放送は、時期については答えようがない、途中のステップはなかなか存在しない、徳島県内の再送信につき、それまでに社内で活発な議論をしたことすらない等と回答して、審査請求人を含む徳島県内の有線放送事業者との度重なる再送信の協議にもかかわらず、まともに社内で検討もせず、放置し続けてきたという驚くべき実態を明らかにした。(同4、5頁)

他方、徳島県の地域情報政策課課長は、讀賣テレビ放送の放送の再送信につき、徳島県としても県民のニーズに応えるべく設備投資を行ってきた事実、アナログ方式のときと同様にデジタル方式でも視聴したいという徳島県民の強い要望、各市町村長の認識等を伝えて、全面的に徳島県内の有線放送事業者を支援するので、ぜひとも再送信に同意されたい旨申し入れた(同2、5、6頁)。

これに対し、讀賣テレビ放送は、徳島県については、当然に番組及びCMの放送範囲として扱ってきており、営業的な観点からも重視してきたこと等を認めた(同4頁)。

結局、讀賣テレビ放送は、再送信の同意につき、デジタル化の時点で再送信のあり方そのものを整理するというスタンスである等と述べて、言外に四国放送との話し合いを求め、あくまで慎重な姿勢を崩さなかったものの、今後、毎月、同ネットワーク機構と協議することを一応了承した(同4～6頁)。

- 10 四国放送が自社の経営を理由に、讀賣テレビ放送の再送信に反対する方針を

明らかにした経緯

- (1) かかる讀賣テレビ放送との協議を踏まえて、徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年2月12日、一応、四国放送を訪問して、同協議の状況について説明した。

しかし、四国放送は、従前の立場とは打って変わって、讀賣テレビ放送と四国放送とが同じ日本テレビ系列であることを強調し、讀賣テレビ放送の放送は四国放送の放送と重複している等と称して、讀賣テレビ放送の区域外再送信について同意せずに反対する方針を明らかにした。（面談結果〔甲36〕）

前述のとおり、讀賣テレビ放送の再送信同意に先立ち、地元の放送局のデジタル放送の再送信同意を得なければならない理由は何もない。それは、地元の放送局が同じ系列であっても何ら変わらない。四国放送自身も、2年以上前の平成18年11月1日には「これまでのアナログ同様、区域外波に関しては意見する立場にはありません」とそのことを自認していた（議事録〔甲10〕）。

しかるに、四国放送は、デジタル放送への完全移行（平成23年7月24日）まで1年5か月と迫ったこの時点に至って、自社の経営を理由に、讀賣テレビ放送の再送信に反対する方針を鮮明にしたのである。

- (2) さらに、徳島県CATVネットワーク機構が平成22年3月1日に再度訪問した際には、四国放送は、自社の経営問題を露骨に全面的に押し出して、徳島県内の有線放送事業者はもちろん、政府、テレビ大阪、徳島県などの関係者を名指しで非難するなど、エゴ丸出しというべき有様であった。

すなわち、四国放送は、「県内のケーブルテレビ事業者に対する区域外再送信は当初「やむを得ない」という理由で認めてきたが、これは今になってみると元々間違いである」等と発言して、讀賣テレビ放送のデジタル放送の



再送信につき、反対する姿勢を明確にした（面談結果〔甲 3 7〕 1 頁）。

のみならず、四国放送は、政府の有線放送事業者に対する助成制度のせいで自社の経営状態が悪化するのには容認できない（同 1 頁）、テレビ大阪は総務省と癒着して放送エリアの拡大を目論むなど許し難いから、徳島県内での再送信には反対する（同 2 頁）、徳島県の地域情報政策課課長が、同ネットワーク機構と一緒に讀賣テレビ放送に同行したのは許せない（同 2 頁）等と放言した。

元々、再送信ガイドライン（甲 2）は、地元民放局の同意を再送信の要件としていないのみならず、地元放送事業者等の経営に与える影響は、「正当な理由」の判断に関して考慮しないと明記している（Ⅲの 2 の (3) のイ〔1 1 頁〕）。このため、同ネットワーク機構の担当者も、四国放送の主張は経営問題から派生するものがほとんどであり、讀賣テレビ放送が再送信を同意しない「正当な理由」には当たらないと結論づけた（同 3 頁）。

- (3) このような状況を踏まえて、徳島県CATVネットワーク機構は、翌平成 22 年 3 月 2 日、臨時会を開催し、讀賣テレビ放送の再送信問題について今後の対応を協議した。

席上、讀賣テレビ放送がアナログ方式では視聴できた上、デジタル方式になっても、アンテナを立てれば視聴可能である以上、ケーブルテレビでも視聴できなければならない等の強い意見が出た。

また、四国放送が自己の経営状態を理由に再送信に応じない姿勢に転換したため、四国放送への配慮から協議を引き延ばしてきた讀賣テレビ放送も、同様の姿勢に転じることへの懸念が示された。

何より、これまでに讀賣テレビ放送との間で長期間にわたり継続的に協議を重ねてきたにもかかわらず、讀賣テレビ放送が再送信に同意しようとしないうちに、視聴者からも苦情が殺到し、最早、限界の状態であること、

読賣テレビ放送は、大臣裁定を恐れて、協議中との外観を装ってダラダラと交渉を引き延ばしているにすぎないこと等が指摘された。

こうして、同ネットワーク機構は、今後、大臣裁定をも視野に入れて、再送信ガイドラインに沿って、読賣テレビ放送との間で協議を推し進めていく方針を確認した。（議事録〔甲38〕）

(4) 他方、審査請求人は、徳島県CATVネットワーク機構が団体協議を進めている時期にも、独自に読賣テレビ放送との個別協議を続けていた。

たとえば、審査請求人は、ちょうど同じ頃の平成22年3月31日、読賣テレビ放送との間で協議を行っている。しかし、これは、審査請求人から積極的に読賣テレビ放送に電話を架けて協議を行ったものであって、読賣テレビ放送からは積極的な連絡は一切なかった。

また、協議に際しても、読賣テレビ放送は、従前と同様、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない、協議の目途もまだない旨回答するに留まり、再送信同意をしないまま、協議を引き延ばしていった。（議事録〔甲39〕）

なお、これらの協議は、少なくとも1、2か月に一度定期的に、審査請求人の主導で行われており、議事録が残っているのはその一部にすぎない。

（以下略）

(5) この間の平成22年2月、総務省四国総合通信局は、審査請求人を含む有線放送事業者に対し、「再送信同意に関する調査」（第4回）を実施した（四国総合通信局からのメール〔甲40〕）。

そこで、審査請求人は、同局に対し、放送事業者との協議状況等を報告した（審査請求人のメール〔甲41〕、調査票〔甲42〕）。

同調査票には、読賣テレビ放送につき、審査請求人と営業区域が海峡をまたいで隣接していること、再送信ガイドラインの策定（平成20年4月）以

前からずっと協議を続けてきたこと、その状況は、審査請求人（有線放送事業者）が協議を申し込んでいるのに、讀賣テレビ放送（地上波の放送事業者）がまともな応答がないというものであること、讀賣テレビ放送からは、「社内方針で区域外再送信については検討段階に無く、時期的な目途も無い」と言われていること等が記載されている。

11 徳島県CATVネットワーク機構との団体協議でも、讀賣テレビ放送がずると協議を引き延ばした経緯

- (1) 平成22年4月8日、徳島県CATVネットワーク機構は、讀賣テレビ放送を訪問し、再送信の協議を行った。出席者は、讀賣テレビ放送側が[REDACTED]、[REDACTED]である。

同ネットワーク機構側は、讀賣テレビ放送に対し、四国放送が、自社の経営を理由に、讀賣テレビ放送の再送信に反対する方針を明らかにしたこと、讀賣テレビ放送の四国放送の推移を見守りたいという意向も、あくまで経営判断にすぎず、再送信ガイドラインに反していること、それゆえ、今後は、これまで以上に再送信ガイドラインに則り、かつ、書面を通じての厳密な交渉となること等を伝えた。

しかし、讀賣テレビ放送は、再送信ガイドライン上、四国放送の同意は不要であること、四国放送の経営問題も正当な理由にならないことは承知しているとしつつ、当事者としては経営問題は無視できない等として、再送信の同意に応じず、徳島県内の有線放送事業者に対し、なおも引き続き四国放送との協議を継続するように求めた。

すなわち、四国放送は、長年にわたり、徳島県内で視聴者が讀賣テレビ放送の放送を視聴してきた実績があるにもかかわらず、将来の経営状態に対する不安等から、本来なすべき経営努力をなそうともしないまま、近畿広域圏の放送の再送信がなければ自己の経営が好転すると短絡的に考えて、デジタ

ル放送への移行を奇貨として、徳島県内における近畿広域圏の放送の再送信を排除することを企てるに至った。そして、他の近畿広域圏の放送事業者は、四国放送の意向よりも徳島県内の視聴者の利益を重視して、再送信に同意したにもかかわらず、ひとり讀賣テレビ放送のみは、四国放送と同じネットワークの系列（日本テレビ系）に属することから、視聴者の利益よりも四国放送の利益を優先して、再送信には応じない旨の姿勢を示すに至った。

こうして、徳島県内の有線放送事業者が危惧したとおり、讀賣テレビ放送も、従前の曖昧な態度を改め、四国放送と歩調を合わせて、四国放送の経営状態を理由に再送信に応じない姿勢を鮮明にしたのである。（報告書〔甲43〕）

- (2) このため、徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年4月19日、臨時会を開催して、その対応を協議した。オブザーバーとして、総務省から四国総合通信局の情報通信部部長、総務省テレビ受信者支援センター徳島（デジサポ徳島）センター長など3名、徳島県から地域情報政策課課長など2名が出席した。

席上、在阪の民間放送事業者（民放）からも「讀賣テレビは徳島県内のケーブルテレビ局に再送信の同意を出す気があるのか」と疑問視されていること等が紹介された。

そして、参加者は、不要なのは、讀賣テレビ放送ではなく、むしろ、四国放送である、讀賣テレビ放送の再送信は必要不可欠である、讀賣テレビ放送は、協議を引き延ばして大臣裁定を避けようとしており、その姿勢は従前と全く変わらない等の意見を述べた。

また、徳島県の地域情報政策課課長も、徳島県として協力する姿勢を明らかにした。

結局、同ネットワーク機構は、近畿地方の県域の放送事業者（テレビ大阪、

サンテレビジョン、テレビ和歌山)との再送信協議と並行して、讀賣テレビ放送との協議を続け、大臣裁定の申請も含めて更に今後の対応を検討することとした。(議事録〔甲44〕)

- (3) さらに、徳島県CATVネットワーク機構は、平成22年5月13日、臨時会を開催して、讀賣テレビ放送の再送信問題について協議した。オブザーバーとして、徳島県から地域情報政策課課長など3名が出席した。

席上、前回の臨時会で確認したとおり、近畿地方の県域の放送事業者との再送信協議と並行して、讀賣テレビ放送との協議を進めることとされた。

また、徳島県の地域情報政策課課長も、徳島県として、四国放送を訪問して協議したり、讀賣テレビ放送を訪問して要望書を提出したりして協力していくことを説明した。(議事録〔甲45〕)

- (4) その後、徳島県CATVネットワーク機構は、少なくとも月1回、讀賣テレビ放送との間で、再送信の協議を続けた。

しかし、讀賣テレビ放送は、従前どおり、再送信の同意に応じないという姿勢を崩さなかった。

## 12 徳島県CATVネットワーク機構が団体協議を事実上断念し、会員各自の判断に委ねた経緯

- (1) このように、讀賣テレビ放送が再送信に同意しないまま、協議をずるずると引き延ばす姿勢はその後も続いた。このため、デジタル放送への完全移行まで1年を切った平成22年8月頃になると、徳島県内の有線放送事業者の間に、次第に讀賣テレビ放送の再送信についてのあきらめムードが漂い始めた。

他方、四国放送は、この頃から、徳島県内の有線放送事業者を個別に訪問

して、讀賣テレビ放送の再送信同意申込みの取り下げを求めるとともに、地方自治体の首長、議員等にも連絡を取って讀賣テレビ放送の放送の再送信に反対する旨を伝えるなど、同再送信の阻止のために露骨な手段を取るようになった。

- (2) この間の平成22年7月、総務省四国総合通信局は、審査請求人を含む有線放送事業者に対し、「再送信同意に関する調査」（第5回）を実施した（依頼書〔甲46〕）。

そこで、審査請求人は、同年9月、同局に対し、放送事業者との協議状況等を報告した（審査請求人のメール〔甲47〕、調査票〔甲48〕）。

同調査票には、讀賣テレビ放送につき、審査請求人と営業区域が海峡をまたいで隣接していること、再送信ガイドラインの策定（平成20年4月）以前からずっと協議を続けてきたこと、その状況は、審査請求人（有線放送事業者）が協議を申し込んでいるのに、讀賣テレビ放送（地上波の放送事業者）がまともな応答がないというものであること、讀賣テレビ放送が問題としているのは、四国放送の不同意、四国放送の経営への影響であること等が記載されている。

なお、同調査票では、これまでの協議回数が5～9回となっているが、これは、審査請求人が讀賣テレビ放送との協議の状況について議事録を残している分のみを指し、徳島県CATVネットワーク機構による団体協議や審査請求人単体での協議であっても議事録を残していない分の回数は含んでいない。

- (3) 平成22年11月、12月頃になると、四国放送の活動が功を奏し、徳島県CATVネットワーク機構に加盟する有線放送事業者の間でも、讀賣テレビ放送の再送信につき温度差が生じ、再送信できなくてもやむを得ないとす

る者も出始めた。

このため、審査請求人は、社内で改めて検討した結果、以後は、同ネットワーク機構の団体協議に多くを期待せず、自社単独での交渉を再び強めていく方針に切り替えることとした。

実際に、同ネットワーク機構は、その後、会員の意見がまとまらないことを理由に、讀賣テレビ放送との団体協議を事実上断念し、会員各自の判断に委ねることにした。

- (4) この間、審査請求人は、平成22年12月27日にテレビ大阪の再送信同意を得たことから、同月末頃ないし平成23年1月初め頃、讀賣テレビ放送に対し、その旨を報告するとともに、再送信同意に応じるように要請した。

### 13 本件裁定申請前の審査請求人と讀賣テレビ放送との協議の経緯

- (1) 平成23年1月26日、審査請求人は、讀賣テレビ放送との間で協議を行った。これも、審査請求人から積極的に讀賣テレビ放送に電話を架けて協議を行ったものであって、讀賣テレビ放送からは積極的な連絡は一切なかった。

このとき、讀賣テレビ放送は、従前の審査請求人との度重なる協議にもかかわらず、四国放送の存在を理由に、徳島での再送信については未だに社内で踏み込んだ検討をしていない等と回答した。

このため、審査請求人は、デジタル放送への完全移行まで半年を切ったこと、しかるに、讀賣テレビ放送が一方的に再送信同意申込書を送り返してきて以降、まともに協議に応じず、明確な態度を示していないこと等を指摘して、再送信同意申込書を再度受領するように求めた。

これに対し、讀賣テレビ放送は、従前の対応を謝罪した上で、一度、直接面談して協議することを提案してきた。（議事録〔甲49〕）

(2) そこで、審査請求人は、平成23年2月15日、讀賣テレビ放送を訪問して、同社と協議を行った。出席者は、讀賣テレビ放送側が[REDACTED]、[REDACTED]、審査請求人側が[REDACTED]の[REDACTED]など2名である。

席上、審査請求人は、讀賣テレビ放送に対し、同日付再送信同意申込書を提出して、再送信同意を改めて申し込んだ。

讀賣テレビ放送は、再送信同意申込書を預かりながら、今すぐ審査はしないと明言し、その理由として、四国放送の同年4月の番組改編等の様子を見ながら判断したい、会社の方針として、系列局の四国放送との兼ね合いがある等と説明した。

このように、審査請求人が、直接、本社を訪れて面談協議したにもかかわらず、讀賣テレビ放送は、再送信ガイドラインで正当な理由にならないことが明記されている四国放送の経営状況等を理由に、再送信に同意するか否かの結論を同年4月以降に持ち越す意向を明らかにした。(議事録〔甲50〕)

(3) このため、審査請求人は、平成23年4月の四国放送の番組改編から1月が経過するのを待って、同年5月16日、讀賣テレビ放送に電話を架けて、四国放送の4月の番組改編等を踏まえた上での讀賣テレビ放送の見解を尋ねた。

これに対し、讀賣テレビ放送が、逆に、実際の視聴者の反応を問い合わせてきたので、審査請求人は、四国放送の番組改編後も、視聴者の間では讀賣テレビ放送を視聴したいという強い希望があること、審査請求人としても同じ見解であること等を答えた。

そして、審査請求人と讀賣テレビ放送は、再度、面談して協議することを合意した。(議事録〔甲51〕)



- (4) こうして、審査請求人は、平成23年5月24日、審査請求人の本社において、讀賣テレビ放送と協議を行った。出席者は、讀賣テレビ放送側が[REDACTED]、[REDACTED]、審査請求人側が代表者の檜、[REDACTED]の[REDACTED]など5名である。

このとき、審査請求人は、デジタル放送への完全移行まで2か月を切ったにもかかわらず、讀賣テレビ放送がなおも再送信に対する明確な態度を示さないことを批判し、これ以上、讀賣テレビ放送の返事の引き延ばしを待つことはできない、最終的には大臣裁定の申請も考えている等と指摘して、再送信の同意を求めた。

しかし、讀賣テレビ放送は、なおも、四国放送の推移を見守りながら地元の反応を見極めている、まだ、話し合う時間的猶予があるので、四国放送を含めて協議して落ち着きどころを探りたい等と発言し、なおも、四国放送の経営状況等を理由に、再送信に同意せず、かつ、再送信の協議を引き延ばす意向を示した。（議事録〔甲52〕）

- (5) このように、讀賣テレビ放送は、遅くとも平成18年9月には審査請求人との協議を開始したにもかかわらず、約5年近くもの長期間、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない等という不誠実な対応に終始し、デジタル放送への完全移行まで2か月を切った平成23年5月28日時点でさえ、まだ、話し合う猶予がある等と主張して、再送信ガイドラインが再送信に同意しない「正当な理由」として考慮しない旨明記している四国放送の経営状況等を理由に、再送信に同意せず、かつ、再送信の協議を引き延ばす意向を示した。

このため、審査請求人は、讀賣テレビ放送が誠意をもって協議に応じないものと認識し、大臣裁定の申請を含めて以後の讀賣テレビ放送との協議等を自ら行うのは困難であると考えに至った。

(6) そこで、審査請求人は、平成23年5月30日付通知書（甲53）をもって、讀賣テレビ放送に対し、四国放送が同意しない限り再送信には応じない旨の讀賣テレビ放送の主張が、再送信ガイドラインに反する不当なものであることを指摘した上で、かかる主張を直ちに撤回し、審査請求人の同意申請に任意に同意するか否かについてその意向を質した。

これは、讀賣テレビ放送の従前の協議態度からして、同社が誠意をもって協議に応じていないことは明らかであると思われたものの、なお協議が整う余地があるかどうかについて、最後の意向確認を行ったものである。

(7) これに対し、讀賣テレビ放送は、平成23年6月6日付回答書（甲54）をもって、審査請求人に対し、四国放送が同意しない限り再送信には応じない旨の主張に固執しているわけではない、これまで誠意をもって協議に応じてきたし、今後も協議に応じる姿勢に変わりはない等と弁明した上で、審査請求人本人と直接協議したい旨回答した。

このため、審査請求人は、讀賣テレビ放送の真意に一抹の疑念を抱きつつも、協議に応じることにした。

(8) こうして、審査請求人は、同回答書（甲54）を受領した直後の平成23年6月10日、讀賣テレビ放送の本社を訪れて、同社と協議を行った。出席者は、讀賣テレビ放送側が[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、審査請求人側が審査請求代理人弁護士中田祐児、同弁護士島尾大次、[REDACTED]の[REDACTED]である。

このとき、審査請求人がこれまでアナログ方式で視聴できていた放送についてデジタル方式での視聴を認めない理由について質したところ、讀賣テレビ放送は、従前どおり四国放送の経営状況等を挙げた。

また、審査請求人が四国放送の経営状況等と再送信に同意しない「正当な理由」とは結び付かないことを指摘しても、讀賣テレビ放送は、法的にはそうであっても、地元の四国放送の同意を考慮しないことはできない旨回答した。

このように、讀賣テレビ放送は、書面では、四国放送が同意しない限り再送信には応じない旨の主張に固執しているわけではない、これまで誠意をもって協議に応じてきたし、今後も協議に応じる姿勢に変わりはない等と言いながら、実際には、従前の主張に固執し、誠意をもって協議に応じようとしなかった。

最終的に、讀賣テレビ放送は、審査請求人が求めるデジタル放送のデジタル方式での再送信に同意する意向はなく、平成23年7月24日のデジタル放送への完全移行をもって、従前の再送信同意を更新せずに打ち切る、ただし、経過措置として、一定期間限りのデジアナ変換によるアナログ方式での再送信に限っては検討する旨を明らかにした。（議事録〔甲55〕）

- (9) それでも、審査請求人は、念のため、讀賣テレビ放送に対し、同社の最終的な意向を書面で明らかにするように求めた（通知書〔甲56〕）。

これに対し、讀賣テレビ放送は、平成23年6月21日付回答書（甲57）をもって、審査請求人に対し、「「DA変換による激変緩和措置（経過措置）」以外には弊社デジタル放送の区域外再送信同意は困難である」旨を明確に回答した。

このように、デジタル放送への完全移行に伴い、審査請求人がデジタル放送の再送信の同意を求めているにもかかわらず、讀賣テレビ放送は、これに同意せず、平成23年7月24日をもって従前の再送信同意を更新せずに打ち切るというのであるから、審査請求人と讀賣テレビ放送との再送信の協議は、協議が調わない状態に至ったことが明らかである。

#### 14 本件裁定申請、第1次異議申立ての経緯

- (1) 有線テレビジョン放送法は、再送信につき、原則として放送事業者の同意を要求するとともに（13条2項）、同意を巡る争いを解決するために、次のとおり総務大臣による裁定制度を設けていた。

すなわち、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者に対し、同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができ（同条3項）、総務大臣は、放送事業者が再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする（同条5項）という制度である。

そこで、審査請求人は、平成23年6月21日、同規定に基づき、総務大臣に対し、讀賣テレビ放送につき再送信同意をすべき旨の裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を行った（裁定申請書〔甲58〕）。

- (2) なお、平成23年6月24日、有線テレビジョン放送法を取り込む形で放送法が改正され、同月30日から施行された（有線テレビジョン放送法は、同日廃止された。）。

改正放送法は、有線テレビジョン放送法13条の大臣裁定制度をそのまま取り込み（144条）、経過措置として施行日前になされた裁定申請につき、同法144条1項の規定による裁定の申請とみなすとした（改正法の附則5条2項）。なお、改正放送法では、再送信を「再放送」と呼んでいる。

それゆえ、本件裁定申請は、かかる経過措置により、改正放送法による大臣裁定の申請とみなされることとなった。

- (3) また、総務省は、平成23年7月、放送法の改正を踏まえて、再送信ガイ

ドライン（甲2）につき、「再送信」を「再放送」に改めるなどの用語の改定を行うとともに、名称を「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（以下「再放送ガイドライン」という。甲3）に改めた。ただし、その実質的内容には、変更はない。

- (4) しかし、総務大臣は、平成23年10月20日、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないとして、本件裁定申請を拒否する旨の処分（以下「本件裁定拒否処分」という。）を行った（拒否処分通知書〔甲59〕）。

このため、審査請求人は、同年11月7日、総務大臣に対し、同処分を取り消し、再送信同意をすべき旨の裁定を求める旨の異議申立て（以下「第1次異議申し立て」という。甲60）を行った。

- (5) これを受けて、総務大臣は、平成23年12月9日、電波監理審議会に第1次異議申立て事案を付議した。

これに対し、讀賣テレビ放送は、同事案の審理に参加し、未だ審査請求人と協議中であるから、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないと主張して、異議申立てを争ったが、他方で、再放送に同意する意思は全く示さなかった。

電波監理審議会は、平成24年2月27日以降、佐藤歳二主任審理官を中心に審理を行い、同主任審理官が作成した報告書に基づき、同年11月28日開催の同審議会（第986回）で、本件裁定拒否処分を取り消す旨の決定案を議決した。

そこで、総務大臣は、平成24年12月5日、同決定案に従い、本件裁定

拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手する旨の決定（以下「第1次決定」という。）を行った（甲61）。

15 日本テレビ放送網、讀賣テレビ放送、四国放送が意思を相通じてなりふり構わぬ大臣裁定手続の妨害措置に出た経緯

- (1) ところで、電波監理審議会は、平成24年11月14日開催の同審議会（第985回）で、本件異議申立て事案を審理し、同審議会会長において、その頃、その審理の状況を明らかにする会長会見を行った。

このため、日本テレビ放送網株式会社、讀賣テレビ放送、四国放送は、同月28日開催の同審議会（第986回）より前に、総務大臣が本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手する蓋然性が高いことを聞知した。それゆえ、日本テレビ放送網、讀賣テレビ放送、四国放送は、意思を相通じて、審査請求人の大臣裁定手続を妨害するための措置に出た。

- (2) すなわち、日本テレビ放送網と讀賣テレビ放送は、いずれも平成24年1月22日付通知書をもって、突如として、審査請求人に対し、審査請求人が讀賣テレビ放送の放送を同時再送信していることが、日本テレビ放送網の公衆送信権を侵害する違法な行為であるとして、直ちに同時再送信を中止すること、書面をもって同時再送信を行わない旨誓約することを要求するとともに、1週間以内に回答がなければ法的手段を講じる旨一方的に通知してきた。

そこで、審査請求人は、日本テレビ放送網の通知書が到達した同月23日の1週間後である同月30日、日本テレビ放送網に対し、審査請求人の同時再送信は、再送信ガイドラインに基づく経過措置として適法なものであり、日本テレビ放送網の公衆送信権を何ら侵害しないこと等を回答した。しかるに、日本テレビ放送網は、同年12月3日、かかる回答を全く無視して、大

阪地方裁判所に対し、審査請求人が、本件裁定申請に際し、讀賣テレビ放送の再送信を継続していることについて、著作権侵害を理由に、その差止めを求める仮処分を申し立てた（同庁平成24年(ヨ)第20017号仮処分命令申立事件）。

- (3) これに対し、大阪地裁は、平成25年5月30日、次のとおり、徳島県内の有線放送事業者、視聴者が讀賣テレビ放送の再放送を強く希望していること、四国放送と日本テレビ放送網が共同して、四国放送の利益のために、大臣裁定を妨害するために仮処分を申し立てたものであることを認定し、日本テレビ放送網の主張を排斥して、仮処分申立てを却下した（決定〔甲62〕）。

「徳島県内における有線放送事業者と有線放送視聴者は、讀賣テレビの再放送の継続を強く希望している。」（19頁）

「債権者（注：日本テレビ放送網）は、（中略）基幹放送事業者（中略）であり、（中略）公益上の観点から特別な利益を図られている立場にある。そのような立場にある債権者としては、放送の普及を図り、受信者の利益を保護するという放送法144条の総務大臣による同時再送信に関する裁定の制度及びそれに伴う著作権等の制限については、公益上の要請に基づく、やむを得ない制限として受忍すべきである。」（24頁）

「むしろ、本件申立ては、四国放送の利益のために、総務大臣による裁定手続に影響を及ぼす目的でされたものである。」（25頁）

#### 16 約2年1か月後、総務大臣がようやく本件裁定をした経緯

- (1) かかる経過を経て、総務大臣は、本件裁定申請から約2年1か月も経った

平成25年7月23日になって、ようやく、讀賣テレビ放送につき、審査請求人の対象地域のうち、上板町を除外して、北島町・松茂町の区域についてのみ再送信同意をすべき旨の裁定（以下「本件裁定」という。）をするに至った（甲63）。

- (2) この点、讀賣テレビ放送は、任意に再放送に同意する意思を示すことは一切なく、かえって地元民放たる四国放送の反対、経営問題等を再放送に同意しない「正当な理由」に掲げて、同意裁定をしないように主張して争った。しかし、本件裁定は、次のとおり、かかる讀賣テレビ放送の主張を完全に排斥した。

「6 讀賣テレビと四国放送の番組の同調率を考慮することについて

（中略）四国放送が同社と同調している番組は全国ネットの番組がほとんどであり、仮にそれらの番組の中に近畿広域圏の地域情報が含まれていたとしても、当該番組を全体として捉えた場合に、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報」を提供する番組として位置づけることは妥当ではない。

他方、同時期の讀賣テレビの番組表では、四国放送が制作した番組が放送されている時間帯に、讀賣テレビでは近畿広域圏に生活する視聴者のために制作し放送していると思われる番組が放送されていることから、当該番組については、讀賣テレビの再放送を視聴することによる受信者の利益が相当程度存在すると認められる。」（19、20頁）

「7 地元基幹放送事業者（四国放送）の経営基盤との関係について

（中略）再放送ガイドラインは、「地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の『番組編集上の意図』の保護や『受信者の利益』の保護と放送法上



の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については『正当な理由』の判断に関して考慮しない」としており、電気通信紛争処理委員会もこれを適当と考えるとの判断が示されたものであり、これを踏まえるものである。

(中略) 本件については、仮に再放送を認めたとしても、従来から申請人も含めた徳島県内の他の主要なケーブルテレビ事業者が読賣テレビのアナログ放送を再放送しており、これにより再放送される地域が拡大するものではなく、四国放送の業務の継続が困難になるとは想定されない。」(20頁)

したがって、本件裁定及びそれに先立つ大阪地裁決定によって、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等は再放送に同意しない「正当な理由」に当たらないこと(かえって、四国放送の利益のために、再放送に同意しないことは、公益に反すること)が明らかになった。

(3) 他方で、本件裁定には重大な問題点があった。

すなわち、過去には同様の事案で同意裁定がなされていたのに、本件では上板町だけを再放送のエリアから除外している点である。

しかし、同じ徳島県内で、しかも、同じケーブルテレビ局のエリア内で、上板町のみを除外するのは不当・不合理な差別というほかないのであって、読賣テレビ放送において、上板町での再放送に限って、再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

それゆえ、本件裁定は、松茂町、北島町の区域につき再放送同意をすべきとした部分(以下「本件同意裁定部分」という。)は、結論において是認できるものの、上板町の区域につき再放送同意をすべきとは認められないとした部分(以下「本件不同意裁定部分」という。)につき、違法、不当である

から、取消しを免れない。

- (4) そこで、審査請求人は、平成25年8月9日、本件裁定のうち、本件不同意裁定部分を取り消し、同部分につき再放送同意をすべき旨の決定を求めて、再度の異議申立て（以下「第2次異議申し立て」という。）に及んだ（甲64）。

他方、本件裁定のうち、本件同意裁定部分は、審査請求人からも讀賣テレビ放送からも異議申し立てがなく、そのまま確定した。

#### 17 総務大臣が第2次決定に及んだ経緯

- (1) 第2次異議申立ては、平成25年8月28日付で電波監理審議会に付議された（同日付け付議第1号事件）。

これに対し、讀賣テレビ放送は、同事案の審理に参加し、本件不同意裁定部分につき、再放送に同意しない「正当な理由」がある等と主張して、異議申立てを争ったが、他方で、再放送に同意する意思は全く示さなかった。

同審議会は、榮春彦主任審理官を中心に、平成25年11月27日、平成26年2月18日、同年3月19日、同年5月29日に審理を行い、同日、審理が終結した。

しかし、同審議会は、その後数か月を経過しても、同異議申立てにつき、何らの判断を示さなかった。

- (2) このため、審査請求人が再三にわたり同審議会に判断を示すように督促したところ、同審議会は、付議から約1年6か月、審理終結から約9か月を経過した平成27年2月18日に至って、ようやく決定案の議決を行った。

これを受けて、総務大臣は、同月25日、第2次異議申立てを棄却する旨の決定（以下「第2次決定」という。）を行った（甲65）。

18 本件判決が第2次決定を取り消した経緯

- (1) 第2次決定は、再放送ガイドラインの法規性を認め、本件裁定の判断をそのまま是認（追認）したものである。

しかし、本件裁定のうち、本件同意裁定部分は結論として是認できるとしても、本件不同意裁定部分は、放送法144条の解釈適用、事実認定を誤った違法不当なものであって、到底是認できない。それゆえ、本件不同意裁定部分をそのまま追認した第2次決定も、同様に、放送法144条の解釈適用、事実認定を誤った違法不当なものであって、取消しを免れない。

そこで、審査請求人は、平成27年6月1日、東京高等裁判所に対し、国（総務大臣）を被告として、第2次決定の取り消しを求める行政訴訟を提起した（訴状〔甲66〕）。

- (2) これに対し、東京高裁は、約2年半の審理を経た上で、平成29年12月7日、本件不同意裁定部分及び第2次決定はいずれも違法なものであって、第2次決定は取消しを免れないと結論づけて（38頁）、第2次決定を取り消す旨の判決（以下「本件判決」という。）を言い渡した（甲67）。

- (3) この点、本件判決は、次のとおり述べて、大臣裁定に当たり、四国放送の経営状態を付度することは許されないとしている。

「そして、上記の大臣裁定制度の趣旨を踏まえると、同項の「正当な理由」の有無については、再放送により放送事業者の「番組編集上の意図」が害されたり歪曲されたりしないように配慮しつつ、「受信者の利益」の保護との調整を図るという観点から解釈される必要があるものであって、「番組編集上の意図」を越えて、基幹放送事業者の経営上の理由や再放送の対象となる地域を放送対象地域とする放送事業者の保護、再放送を求める有

線放送事業者と競合する他の有線放送事業者の保護などといった事情は考慮されるべきではない。」（28頁）

- (4) 次に、本件判決は、次のとおり述べて、地域免許制を口実にして放送対象地域外での放送を認めないという民放の方針及びこれを是認した総務大臣の判断を否定している。

「しかしながら、地域免許制は、地上放送について、放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらし、健全な民主主義の発展に資するために、放送の多元性、多様性、地域性を確保することを企図して、放送対象地域を画定し、当該地域内における難視聴解消努力義務等と排他的独占的な電波利用を認める制度であって、地域免許制が採用されていることから直ちに放送事業者が自らの放送対象地域以外の地域において無断で放送されないことが保障されているとはいえない。」（29頁）

「なお、放送対象地域以外の地域への電波のスピルオーバーは不可避であるから、対象地域以外の地域において放送番組を放送されないことを保障することはそもそも困難である。」（30頁）

「放送対象地域以外における再放送は、大臣裁定制度が適用になる場面として、放送法が当然に予定しているものといえる。」（30頁）

- (5) さらに、本件判決は、次のとおり述べて、讀賣テレビ放送が主張する「徳島県内で讀賣テレビ放送が放送されたときに生じる支障」は放送の公益性等に鑑みて当然に受忍すべきものであって、それを理由に徳島県内での再放送に同意しないことはできないとしている。

「そして、前記1(3)のとおり、放送法は、大臣裁定制度が適用になる場

面として放送対象地域以外における再放送を当然に予定しているのみならず、大臣裁定制度においては、「放送の地域性に係る意図」が一定程度制約されることを当然に予定しているのであるから、放送対象地域以外における再放送の場合に基幹放送事業者が受忍すべき、通常生ずる程度の事情をもって「放送の地域性に係る意図」が侵害されたとみることはできない。したがって、讀賣テレビ放送の上記主張をもって「放送の地域性に係る意図」の侵害があったとみることは相当でなく、かかる侵害があったことを前提に、「受信者の利益」として受信者が放送対象地域外の放送を視聴することによる具体的な利益が示されなければ再放送に係る同意をしない「正当な理由」の存在が肯定されるとして、このような観点から「放送の地域性に係る意図」と「受信者の利益」とを比較衡量するのは、前記1(3)に説示するとおり、放送法144条3項の解釈・適用を誤ったものであるというべきである。」（35頁）

19 本件判決の確定後、総務大臣が本件再度拒否処分をした経緯

(1) 国は、本件判決を不服として、最高裁に上告受理を申し立てた。

しかし、最高裁は、平成30年9月6日、本件を上告審として受理しない旨の決定をした（甲68）。これにより、本件判決が確定した。

(2) 後述のとおり、取消訴訟において、処分が違法として取り消された場合、その処分の効力は処分当時に遡って形成的に消滅する（形成力）。それゆえ、第2次決定の効力は、決定当時に遡って消滅したから、総務大臣は、本件裁定のうち本件不同意裁定部分につき、審査請求人の第2次異議申立てを受けながら、未だ応答をしていない状態となっている。

このため、総務大臣は、本件判決の拘束力に従って、第2次異議申立てに対し、本件裁定のうち本件不同意裁定部分を取り消して同意裁定するとの決

定をするという形で応答しなければならない。

- (3) これに対し、総務大臣は、平成30年9月21日付で、審査請求人に対し、同月6日付で本件判決が確定したことを踏まえ、裁定手続に着手することを通知してきた(甲69)。

その直後の同年10月25日、総務大臣は、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないことを理由に、本件裁定申請につき、再度の拒否処分(以下「本件再度拒否処分」という。)を行った(甲70)。

## 20 まとめ

- (1) 以上の経緯から明らかなとおり、本件裁定申請が、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当し、適法であることは、総務大臣が平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手することを決定したことにより確定した。

その後、総務大臣は、本件裁定申請の実体審理に入り、平成25年7月23日付で本件裁定を行ったところ、本件裁定のうち、本件同意裁定部分は既に確定し、本件不同意裁定部分は本件判決が平成29年12月7日付で取り消し、その効力は、平成30年9月6日に確定した。

それゆえ、現在、総務大臣は、審査請求人が行った第2次異議申立てに対し、本件不同意裁定部分についてののみ、応答していない状態となっているのであるから、速やかにこれに応答すべきである。具体的には、総務大臣は、本件判決の拘束力に従って、第2次異議申立てに対し、本件裁定のうち本件不同意裁定部分を取り消して同意裁定するとの決定をするという形で応答しなければならない。

これに反し、総務大臣が、実体審理に入る前の要件該当性を理由に本件再

度拒否処分を繰り返すことは、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して許されない。

- (2) 結局、本件再度拒否処分は、既に実体審理に入り、本件裁定がなされ、本件同意裁定部分が既に確定し、本件不同意裁定部分に対する第2次異議申立ての応答のみがなされていない状況において、手続を遡って、再度、本件裁定申請の要件充足性を否定するものであって、法的根拠を欠き、何らの効力をも有さないものというほかなく、違法無効である。

以下、項を改めて、詳しく述べる。

第3 第1次決定は、本件裁定申請が大臣裁定申請の要件を満たすとして、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手するとしたにもかかわらず、本件再度拒否処分は、第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うものに他ならないから、最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れない

- 1 争訟裁断的性質を持つ行政行為が確定したときは、行政庁、裁判所はこれを取り消せず、かつ、変更できない（不可変更力・実質的確定力）

- (1) 異議申立てに対する決定、審査請求に対する裁決等、争訟裁断的な性質を持つ行政行為については、処分庁は、一度行った行政行為について、自ら取り消せず、かつ、変更できない（不可変更力）。

また、当該行政行為が確定したときは、行政庁（処分庁・上級庁）、裁判所もこれを取り消せず、かつ、変更できない（実質的確定力）。（櫻井敬子・橋本博之「行政法」〔弘文堂〕92頁）

- (2) この点、最高裁昭和42年9月26日判決（民集21巻7号1887頁）

は、次のとおり述べて、不可変更力・実質的確定力の法理を明らかにしている。

「異議の決定、訴願の裁決等は、一定の争訟手続に従い、なかんずく当事者を手続に関与せしめて、紛争の終局的解決を図ることを目的とするものであるから、それが確定すると、当事者がこれを争うことができなくなるのはもとより、行政庁も、特別の規定がない限り、それを取り消し又は変更し得ない拘束を受けるにいたること、当裁判所の判例とするところである（昭和25年（オ）第354号同29年1月21日第一小法廷判決、民集8巻1号102頁、昭和26年（オ）第905号同29年5月14日第二小法廷判決、民集8巻5号937頁参照）。

したがって、右特別の規定のない本件においては、前叙のごとく、当初の宅地買収計画が上告人らの異議申立に基づいて取り消され、その決定が確定したことにより、爾後、当該農地委員会がそれに拘束される結果、上告人らの宅地買収の申請は、却下等別段の意思表示をまつまでもなく、当然その効力を失うものと解するのが相当である。」

(3) また、田中二郎裁判官は、次のとおり同判決の趣旨を敷衍した意見を述べている。

「一般に行政争訟手続において、当事者その他利害関係人の関与のもとに、裁決・決定等がなされ、これに対して何人からの不服申立てもなく、これが確定した場合には、その裁決・決定等には、判決の既判力とほぼ同視すべき確定力が生じ、当事者又は利害関係人が、後になつてその効力を争うことができないことはもちろん、行政庁も、特別の法の根拠に基づく場合は別として、これを取り消し又は変更することができない拘束を受けるに至ることは、つとに当裁判所の判例とするところである（昭和29年1月21日第一小法廷判決、民集8巻1号102頁、同年5月14日第二小法



廷判決、民集8巻5号937頁参照)。

これは、裁決・決定等が、当事者その他利害関係人の関与のもとに行なわれる一定の争訟手続に基づいてなされた判断の表示であつて、当事者その他利害関係人の信頼を保護し、法的安定を図る必要があることに基づき、その判断の表示に確定力を認め、法律の定めるところにより一定の期間内に一定の手続による不服申立て又は訴訟を提起するほか、もはや、これを争い得ないものとして確定し、これに拘束力を与えようとする趣旨にほかならない。

この趣旨に照らして考えると、行政庁としても、裁決・決定のなされたときの客観的事実と全く同一の事実のもとに、裁決又は決定によつて取り消された処分と全く同じ処分を繰り返してすることは許されないものと解すべきである。若し、これが許されるとすれば、同じ争訟の繰り返しをきたすこととなり、争訟手続によつて紛争の終局的解決を図り、法的安定を期した法の目的は達成されないこととなる。」

- (4) なお、同判決が引用する最高裁昭和29年1月21日判決(民集8巻1号102頁)は、次のとおり判示している。

「この裁決が行政処分であることは言うまでもないが、実質的に見ればその本質は法律上の争訟を裁判するものである。憲法76条2項後段によれば、「行政機関は、終審として裁判を行うことができない」のであつて、終審としては、裁判所が裁判を行うが、行政機関をして前審として裁判を行わしめることは、何等差支えないのである。

本件裁決のごときは、行政機関である上告人が実質的には裁判を行つているのであるが、行政機関がするのであるから行政処分に属するわけである。かかる性質を有する裁決は、他の一般行政処分とは異り、特別の規定がない限り、原判決のいうように裁決庁自らにおいて取消することはできな

いと解するを相当とする。」

- (5) 同様に、最高裁昭和42年9月26日判決が引用する最高裁昭和29年5月14日判決（民集8巻5号937頁）は、次のとおり判示している。

「行政処分を行つた後、処分行政庁がさきの行政処分を取り消し、これと異つた行政処分をすることは、常に必ずしも違法とは言えないけれども、前記附則3条3項による裁定は、農地所有者と昭和20年11月23日現在の賃借人との間の賃借権回復のための協議が調わなかつた場合等に、賃借人の申請に基づいて市町村農地委員会が行うものであつて、両者の間の賃借権回復に関する争を解決するための行政処分である。

右裁定によつて両者間の私法上の権利関係が定まるわけであるから、このような行政処分に関しては、法律関係の安定の要求から言つても、市町村農地委員会としては、一度した裁定を取り消して違つた裁定をすることはゆるされないものと解するを相当とする。」

- 2 本件再度拒否処分は、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れない

- (1) 第1次決定は、本件裁定拒否処分という行政処分に対し、審査請求人が行つた第1次異議申立てに基づき、平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手することを決定するというものである。

このように、第1次決定は、まさに異議の決定であつて、一定の争訟手続に従い、審査請求人及び讀賣テレビ放送を手続に関与せしめて、紛争の終局的解決を図ることを目的として行われた点で、争訟裁断的な性質を持つ行政行為である。

それゆえ、第1次決定が確定したときは、審査請求人及び讀賣テレビ放送がこれを争うことができなくなるのはもとより、行政庁も、特別の規定がな

い限り、それを取り消し又は変更し得ない拘束を受けることは明らかである  
(不可変更力・実質的確定力)。

- (2) そして、審査請求人及び利害関係者(参加人)たる讀賣テレビ放送は、行政事件訴訟法46条1項の規定に基づき、同決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として第1次決定の取り消しの訴えを提起しなかった(第1次決定の決定書1頁の「教示」参照)。

また、放送法、電波法その他の法令は、総務大臣が、第1次決定を取り消し又は変更できるとする特別の規定を設けていない。

それゆえ、第1次決定は、既に適法に確定したから、審査請求人及び讀賣テレビ放送がこれを争うことができなくなるのはもとより、行政庁も、それを取り消し又は変更し得ない。

- (3) そこで検討するに、第1次決定は、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件につき、次のとおり判示して、本件裁定申請が放送法144条1項の要件を満たす適法なものであることを認め、総務大臣が同要件を満たさないとして拒否処分を行うことはできない旨判示している。

その上で、第1次決定は、平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手することを決定している。

「上記のとおり、本件の再放送同意申込みに関しては、異議申立人と参加人(注：讀賣テレビ放送)との間で「協議が調わないとき」に該当する状況にある、と認めることができる。

よって、本件裁定申請は放送法第144条第1項の要件を満たしているから、これを認容しなかった本件裁定拒否処分は、取消しを免れない。」

(18頁)

- (4) これに対し、本件再度拒否処分は、① 讀賣テレビ放送から審査請求人宛ての平成30年10月11日付文書では、「上板町の区域につきましても、貴社が依頼会社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を、同時再放送による放送によって、再放送することに放送法上の同意をいたしますので、その旨、本書をもってご通知させていただきます。」と明記されていること、② 讀賣テレビ放送から総務省に対して、同月19日付文書にて、審査請求人との協議の状況について、「上板町の区域につきましても、申請者である株式会社ひのきが当社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を再放送することに同意することとし、平成30年10月11日付けにて、本書添付のとおり、株式会社ひのき宛てにその旨を通知いたしました。」との上申があったことを理由に、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定の申請の要件を満たさないため、拒否処分とするとしている（別紙の4項〔2頁〕）。

しかし、前述のとおり、第1次決定は、本件裁定申請が放送法144条1項の要件を満たす適法なものであることを認め、総務大臣が同要件を満たさないとして拒否処分を行うことはできない旨判示して、平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手することを決定しており、かつ、適法に確定している。

それゆえ、讀賣テレビ放送は、最早、総務大臣において、本件裁定申請が同要件を満たす適法なものとして裁定手続に着手することを争うことはできず、総務大臣も、本件裁定申請が同要件を満たす適法なものであることを争って、裁定手続に着手するという第1次決定を取り消したり、変更したりできない。

そうであるにもかかわらず、讀賣テレビ放送は、総務省に対し、上記②の上申をもって、本件裁定申請につき、放送法144条1項の「協議に応じず、

又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定申請の要件を満たさないとして、総務大臣が裁定手続に着手することを争っているが、これは、本件裁定申請が放送法144条1項の要件を満たす適法なものであるとして裁定手続に着手するとした第1次決定の実質的確定力に反する。

また、総務大臣は、本件裁定申請につき、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定申請の要件を満たさないとして、本件再度拒否処分を行っているが、これは、本件裁定申請が放送法144条1項の要件を満たす適法なものであるとして裁定手続に着手するとした第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うものに他ならないから、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効である。

- (5) 更に進んで検討するに、第1次決定は、本件裁定申請が放送法144条1項の要件を満たす適法なものであるとする理由について、次のとおり判示している。

「 ガイドライン（注：再放送ガイドライン） によれば、協議は、

- a 再放送の同意をすることにつき若しくは再放送の同意をしないことにつき協議が調ったとき

又は、

- b 協議が調わなかったとき

に終了する、とされている。（中略）

問題は上記bであるが、ガイドラインでは、「協議が調わなかったとき」とは、協議の手続きに従って協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は基幹放送事業者が誠意をもって協議に応じようとしないうきをいう、とされている。

（中略）

一般的に「協議」には、自己の意思表示のほかに相手方の「同意」が必要となるので、結局は、協議が調うためには両者の意見（意思）の一致が必要となる。ガイドラインの表現では、「歩み寄る余地がないこと」を両者が確認しなければならないようにも読めるが、自己の意見と相手方の意見とが一致に至る余地がないことは、特別の事情でもない限り、両者のやり取りの経緯等から客観的に判断すべきことであり、わざわざ「意見が一致しないことの合意」まで必要となるものではない。」（１１頁）

「異議申立人は、平成１８年９月頃から、参加人に対し、デジタル放送の同時再送信の同意を打診しており、少なくとも同年１１月２日には正式な書面で再送信の同意申込みをしている。その後、平成２０年７月１日、一旦、上記申込書は返送されるが、これにより申込みの意思を撤回したわけではなく、平成２３年２月１５日には、再度、再送信同意申込書を参加人に対し交付している。」（１５頁）

「上記１の(２)項で検討したように、「協議が調わなかったとき」とは、当事者間のやり取りの経緯等から客観的に判断して、協議をしても当事者間で互いの相手方の同意を得られない状況、すなわち両者の意思が一致する余地のない状況をいうものと解するべきである。

これを本件についてみるに、異議申立人は、平成１８年９月から、あくまでデジタル放送の同時再放送の同意を求めているのに対し、参加人（注：讀賣テレビ放送）は、デジタル再放送については全く同意する意思はなく、異議申立人による協議の申入れから約４年９か月が経過した時点で、デジアナ変換による激変緩和措置をもってこれに代え、異議申立人の申込みを撤回させようとしたのであるから、この両者間において、もはや意思が一致して協議が調う状況でないことは明白である」（１６頁）

(6) すなわち、第1次決定は、審査請求人と讀賣テレビ放送との間では、審査請求人が平成18年9月からデジタル放送の同時再放送の同意を求めたにもかかわらず、約4年9か月が経過した平成23年6月に讀賣テレビ放送が審査請求人の申込みを撤回させようとした時点で、ガイドラインにいう「協議が調わなかったとき」に当たるとして協議が終了したという事実を認定し、これをもって、本件裁定申請は放送法144条1項の要件を満たす適法なものであるとの法的判断を示している。

これに対し、本件再度拒否処分は、前述のとおり、① 讀賣テレビ放送の平成30年10月11日付文書には、上板町の区域について再放送同意する旨明記されていること、② 讀賣テレビ放送から同月19日付文書にてその旨の上申があったことを理由に、本件裁定申請が放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当しない違法なものであるとしている。

しかし、上記②は、上記①と別個独立の事実であるとは評価できない。

また、第1次決定は、審査請求人が平成18年9月に申し込んだ協議が、平成23年6月時点で「協議が調わなかった」ために終了したとして、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当するに至ったと判断しているにもかかわらず、上記①は、終了した協議が約7年4か月後の平成30年10月時点でなおも行われているとするものであって、第1次決定に全く相反し、論理的に破綻している。

(7) また、既に詳しく述べたとおり、第1次決定が確定したことに伴い、総務大臣は、裁定手続に着手し、平成25年7月23日、讀賣テレビ放送につき、審査請求人の対象地域のうち、上板町を除外して、北島町・松茂町の区域についてのみ再放送同意をすべき旨の本件裁定を行った。

本件裁定のうち、本件不同意裁定部分については、審査請求人が第2次異議申し立てを行ったことにより、確定しなかった。

これに対し、本件同意裁定部分は、審査請求人からも讀賣テレビ放送からも異議申し立てがなく、そのまま確定した。

このように、総務大臣は、本件裁定申請は放送法144条1項の要件を満たす適法なものであるとする第1次決定に基づき、大臣裁定の実体的審理を行って、本件裁定において北島町・松茂町の区域においては同意裁定を行い、かつ、当該部分（本件同意裁定部分）は、既に確定している。

これに対し、仮に、総務大臣が、本件再度拒否処分をもって、本件裁定申請は放送法144条第1項の要件を満たさない違法なものであるとして、裁定手続に着手するとした第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うことを認めれば、既になされた大臣裁定、なかんずく確定した本件同意裁定部分は、その基盤を失って維持できなくなる。

しかるに、総務大臣は、一方では本件裁定のうち確定した本件同意裁定部分をそのまま維持しながら、他方ではその基盤たる第1次決定を取り消し、あるいは、変更しようとするのであるから、確定した第1次決定に依拠して構築された法律関係がまさに根幹から覆される事態に至るのであって、法的安定性を害することが甚だしく、これが許されないことは明らかである。

- (8) のみならず、讀賣テレビ放送の平成30年10月11日付文書には、「別途郵送させていただきます」、「地上デジタルテレビジョン放送再放送同意込書」及び「再放送の業務に用いる電気通信設備概要」に所定事項を記載のうえ、当職ら宛てにご返送いただきますようお願いいたします。」との記載がある（2頁）。すなわち、讀賣テレビ放送は、審査請求人に対し、これから改めて再放送同意を申し込むように要求している。

しかし、第1次決定が認定しているとおり、審査請求人は、讀賣テレビ放



送に対し、平成18年9月からデジタル放送の同時再放送の同意を求め、同年11月2日には正式な再送信同意申込書で同意申込みをし、一旦、讀賣テレビ放送から申込書が返送されても申込みの意思を撤回せず、平成23年2月15日には、再度、再送信同意申込書を交付している。

このように、審査請求人は、既に平成18年9月に再放送同意を申し込み済みであり、同年11月には再送信同意申込書も提出済みであるにもかかわらず、讀賣テレビ放送は、審査請求人に対し、平成30年10月以降に再放送同意申込書を新規に提出させ、改めて再放送同意の協議を始めようとしている。

前述のとおり、第1次決定が、審査請求人が平成18年9月に申し込んだ協議が、平成23年6月時点で「協議が調わなかった」ために終了したとして、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当するに至ったから、本件裁定申請は放送法144条1項の要件を満たす適法なものであると判断しているにもかかわらず、讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、平成30年10月以降（すなわち、平成18年9月の申込みの約12年1か月後以降、平成23年6月の協議の終了の約7年4か月後以降）に再放送同意申込書を新規に提出させ、改めて再放送同意の協議を始めようとしていることをもって、放送法144条1項の要件充足性が覆滅されるなどということとはあり得ない。万一、そのようなことを認めれば、基幹放送事業者は、有線放送事業者に対し、いつでも、任意に、再放送同意の協議を申し込むことによって、一度認められた放送法144条1項の要件充足性を覆滅せしめ、同要件充足を前提に進行した大臣裁定手続を初めからなかったことにできるのであって、かくては、大臣裁定制度が根幹から崩壊する。

かかる結論が到底是認できないことはあまりに明らかである。

- (9) 以上によれば、第1次決定は、本件裁定申請が大臣裁定申請の要件を満た

すとして、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手するとしたにもかかわらず、本件再度拒否処分は、第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うものに他ならないから、前掲最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れない。

第4 総務大臣は、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条3項に基づき、同意裁定をすべきである旨の決定をしなければならないにもかかわらず、本件再度拒否処分は、全く異なる処分を行っているから、最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない

1 行政庁は、新たな処分又は裁決に際し、取消判決の拘束力に抵触する認定判断をすることは許されない

(1) 取消訴訟の終局判決が確定すると、通常の民事訴訟と同様、その判決は、既判力を有する（民訴法114条1項）。既判力とは、訴訟において判決が確定した場合に、紛争当事者及び裁判所は、その訴訟の対象となった同一事項について、異なる主張・判断をすることができなくなる効力である。

取消訴訟についても、民事訴訟の例により（行政事件訴訟法7条）、判決の既判力が認められる。取消訴訟の訴訟物は、処分の違法性一般であるので、判決が確定すれば、係争処分の違法性に関して、当事者及び裁判所に既判力が及ぶ。（前掲櫻井・橋本「行政法」304、305頁）

(2) 取消訴訟において、処分が違法として取り消された場合、その処分の効力は処分当時に遡って形成的に消滅する（形成力）。

取消判決の効力は、第三者にも及ぶ（行政事件訴訟法32条1項）。それ

ゆえ、ある処分につき、取消判決が出されたなら、原告以外の第三者も、その処分が遡及的に失効していることを前提にしなければならず、別の訴訟においてその処分が有効に存続していることを主張できない。（前掲櫻井・橋本「行政法」305頁）

- (3) 取消判決の形成力により処分が遡及的に失効すると、その処分が行われる前の法律関係が回復される。

そして、処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束し、行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて処分又は裁決をしなければならない（行政事件訴訟法33条）。これは、取消訴訟の権利救済機能を高めるため、行政庁に対し、取消判決に従うという実体法上の義務を課す制度である（拘束力）。

すなわち、行政庁は、新たな処分又は裁決に際し、取消判決の拘束力に抵触する認定判断をすることは許されない。（前掲櫻井・橋本「行政法」307頁）

- (4) この点、最高裁平成4年4月28日判決（民集46巻4号245頁）は、次のとおり判示して、取消判決の拘束力が及ぶ範囲を明らかにしている。

「特許無効審判事件についての審決の取消訴訟において審決取消しの判決が確定したときは、審判官は特許法181条2項の規定に従い当該審判事件について更に審理を行い、審決をすることとなるが、審決取消訴訟は行政事件訴訟法の適用を受けるから、再度の審理ないし審決には、同法33条1項の規定により、右取消判決の拘束力が及ぶ。そして、この拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであるから、審判官は取消判決の右認定判断に抵触する認定判断をすることは許されない。

したがって、再度の審判手続において、審判官は、取消判決の拘束力の及ぶ判決理由中の認定判断につきこれを誤りであるとして従前と同様の主張を繰り返すこと、あるいは右主張を裏付けるための新たな立証をすることを許すべきではなく」

2 本件再度拒否処分は、前掲最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない

(1) 本件判決は、本件不同意裁定部分及び第2次決定はいずれも違法なものであって、第2次決定は取り消しを免れないと結論づけて（38頁）、第2次決定を取り消す旨の判決を言い渡した。

前述のとおり、取消訴訟において、処分が違法として取り消された場合、その処分の効力は処分当時に遡って形成的に消滅する（形成力）。それゆえ、第2次決定の効力は、決定当時に遡って形成的に消滅したから、総務大臣は、本件裁定のうち本件不同意裁定部分につき、審査請求人の第2次異議申立てを受けながら、未だ応答をしていない状態となっている。

そして、第2次異議申立ての審理は既に尽くされ、審理官は、審理を終結している。

それゆえ、今後の手続としては、本件裁定のうち本件不同意裁定部分につき、① まず、審理官が、電波監理審議会に改めて報告書を提出し、② 次に、電波監理審議会が、同報告書に基づき、決定案を議決し、③ 最後に、総務大臣が、同決定案に基づき、決定を行うことになる。

(2) この点、本件判決は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断について、次のとおり要約している。

「 以上によれば、本件不同意裁定部分及び電波監理審議会が議決した本件

決定案は、放送対象地域以外における再放送の場合に基幹放送事業者が受忍すべき、通常生ずる程度の事情をいうに過ぎない讀賣テレビ放送の主張等をもって「放送の地域性に係る意図」が侵害されたものと判断し、これを前提に、「受信者の利益」として受信者が放送対象地域外の放送を視聴することによる具体的な利益が示されなければ再放送に係る同意をしない「正当な理由」が肯定されるとして、このような観点から「放送の地域性に係る意図」と「受信者の利益」とを比較衡量したものであり、放送法144条3項の解釈・適用を誤ったものであるばかりか、その判断における具体的な比較衡量に当たっても、「番組編集上の意図」やその侵害とは関係がなく、そもそも考慮してはならないもの、あるいは重視してはならないものを考慮したり重視したりする一方で、「受信者の利益」を積極的に基礎付けるものであり、本来重視しなければならない事情を重視しなかったものであるから、事実に対する評価に誤りがあり、その判断は合理性を欠くものといわざるを得ない。」（38頁）

- (3) 前述のとおり、本件判決は、審理官、電波監理審議会、総務大臣その他の関係行政庁を拘束する（拘束力）。それゆえ、審理官、電波監理審議会、総務大臣は、本件判決の趣旨に従い、改めて第2次異議申立て手続を進行しなければならない。

そして、本件判決は、上板町の区域につき、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」があるという本件不同意裁定部分及び第2次決定の判断について、事実認定及び法律判断を誤っているという理由に基づき、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないと判断している。

それゆえ、① まず、審理官は、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条3項

に基づき、同意裁定をすべきであるとして、本件裁定のうち本件不同意裁定部分を取り消して同意裁定すべき旨の報告書を提出し、② 次に、電波監理審議会は、同報告書に基づき、同旨の決定案を議決し、③ 最後に、総務大臣が、同決定案に基づき、同旨の決定を行うことになる。これが本件判決の拘束力の効果に他ならない。

しかるに、総務大臣は、かかる手続を踏んで、本件判決の拘束力に従って、第2次異議申立てに対し、本件裁定のうち本件不同意裁定部分を取り消して同意裁定するとの決定をするという形で応答するどころか、かえって、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定申請の要件を満たさないとして、本件再度拒否処分を行っている。

しかし、これは、本件判決の形成力・拘束力を無視して、本来、行うべき第2次異議申立てに対する応答としての決定を行わず、全く異なる処分を行うものに他ならないから、前掲最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効である。

- (4) この点、総務大臣は、本件再度拒否処分の理由として、意見聴取に際し、讀賣テレビ放送が、上板町の区域について再放送同意する旨の意向を示していることを挙げる。

しかし、本件判決の形成力は第三者たる讀賣テレビ放送にも及ぶから（行政事件訴訟法32条1項）、讀賣テレビ放送は、本件不同意裁定部分について第2次決定が取り消され、改めて第2次異議申立てに対する決定がなされることを争えない。

そして、本件判決の拘束力により、総務大臣は、第2次異議申立てに対する応答として、本件判決の趣旨に従い、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条

3項に基づき、同意裁定をすべきである旨の決定をしなければならないのであって、この結論は、讀賣テレビ放送の意見如何によって左右されない。

要するに、讀賣テレビ放送は、本件判決の形成力・拘束力によって、上板町の区域について同意裁定がなされることを受け入れる旨の意向を示したにすぎず、これは当然のことである。

そして、讀賣テレビ放送がかかる意向を示そうが示すまいが、あるいは、同意裁定に反対しようがしまいが、最早、総務大臣は、本件判決の形成力・拘束力によって、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条3項に基づき、同意裁定をすべきである旨の決定をしなければならないのであるから、しかも、第2次異議申立ての審理は既に尽くされ、審理官は、審理を終結しているのであるから、総務大臣が、今更、讀賣テレビ放送の意見を聴取する必要性は全くない。

それゆえ、讀賣テレビ放送の上記意向は、法的に何らの意味もないというべきである。

- (5) そもそも、既に詳しく述べたとおり、第1次決定は、審査請求人が平成18年9月に申し込んだ協議が、平成23年6月時点で「協議が調わなかった」ために終了したとして、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当するに至ったから、本件裁定申請は放送法144条1項の要件を満たす適法なものであると判断している。

かかる第1次決定の判断には、不可変更力・実質的確定力が発生しているのであるから、今更、放送法144条1項の要件充足性について、総務大臣が新たに調査したり、讀賣テレビ放送の意見を聴取したりする必要性は全くない。

この観点からも、讀賣テレビ放送の上記意向は、法的に何らの意味もない

というべきである。

(6) そもそも、大臣裁定手続は、申請人である審査請求人と、処分庁である総務大臣との間の行政手続であり、私人間の民事手続ではない。

当然、民事訴訟と異なり、請求の認諾（民訴法266条）によって訴訟を終了させる制度もない。

そうすると、上記讀賣テレビ放送の意向は、せいぜい総務大臣が第2次異議申立てに対する決定を行う際の参考事情程度の意味しかない。

そして、これまで再放送に同意しない意向を示していた讀賣テレビ放送も、本件判決の形成力・拘束力によって、上板町の区域について同意裁定がなされることを受け入れる旨の意向を示したのであれば、総務大臣は、それを踏まえて、第2次異議申立てに対し、本件裁定のうち本件不同意裁定部分を取り消して同意裁定するとの決定をすれば足りる。

すなわち、讀賣テレビ放送が、上板町の区域について再放送同意する旨の意向を示していることは、総務大臣が第2次異議申立てに対する決定を行う際に、同意裁定すべきとの結論にプラスに働く事情として考慮すれば足りるのであり、それを超えて考慮すべきものではなく、まして、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件充足性を覆滅すべき事実として考慮することは許されない。

(7) 以上によれば、総務大臣は、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条3項に基づき、同意裁定をすべきである旨の決定をしなければならないにもかかわらず、本件再度拒否処分は、全く異なる処分を行っているから、前掲最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない。



第5 本件再度拒否処分は、総務大臣が、審査請求人に対し、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて行った点で、適正手続に違反して違法無効であり、取り消しを免れない

1 讀賣テレビ放送の平成30年10月11日付文書には、「平成30年9月21日付け総務大臣からの「放送法第144条第2項の規定による意見書の提出について（通知）」と題する書面が依頼会社宛てに送付されました。」との記載がある（1頁）。

これによれば、総務大臣は、讀賣テレビ放送に対し、放送法144条2項の規定による意見書の提出を求め、讀賣テレビ放送は、これに応じて、平成30年10月11日付文書を審査請求人に送付するとともに、同月19日付文書をもって、総務大臣に対し、その旨の上申をしたと認められる。

2 この点、放送法144条2項は、「総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」と定める。

しかし、既に詳しく述べたとおり、審査請求人は、平成23年6月21日、本件裁定申請を行っている。

そして、総務大臣は、同年10月20日、本件裁定拒否処分を行ったものの、平成24年12月5日、本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手する旨の第1次決定を行った。

それゆえ、総務大臣は、本件裁定申請がなされた平成23年6月頃に讀賣テレビ放送に対して意見書を提出する機会を与えたはずであるし、少なくとも、第1次決定を行った平成24年12月頃には讀賣テレビ放送に対して同機会を与えたはずであり、現に、讀賣テレビ放送は、大部の意見書を数回にわたり提

出している。(甲71～76)

3 これに対し、放送法144条2項は、本件裁定申請がなされてから約7年3か月、第1次決定がなされてからでも約5年9か月も経った平成30年9月の時点で、讀賣テレビ放送に対して意見書を提出する機会を与えることを要求していない。

なお、本件判決は、第2次決定を取り消すものであって、これまでになされた大臣裁定手続の全部を取り消すものではない。それゆえ、総務大臣は、本件裁定のうち本件不同意裁定部分につき、審査請求人の第2次異議申立てを受けながら、未だ応答をしていない状態に戻ったに留まり、審査請求人から本件裁定申請を受理した直後の状態に戻ったわけではない。

しかるに、総務大臣は、本件判決の形成力によって、これまでになされた大臣裁定手続の全部が取り消され、審査請求人から本件裁定申請を受理した直後の状態に戻ったかの如き前提で、放送法144条2項に基づき、改めて讀賣テレビ放送に対して意見書を提出する機会を与えたのであって、適正手続に違背している。

4 しかも、総務大臣は、前述のとおり、讀賣テレビ放送の平成30年10月11日付文書には、上板町の区域について再放送同意する旨明記されていること、讀賣テレビ放送から同月19日付文書にてその旨の上申があったことのみを理由に、同月25日付で、本件再度拒否処分を行っている。

すなわち、総務大臣は、平成30年9月21日付で讀賣テレビ放送に意見書の提出を求め、これを受けて、讀賣テレビ放送は、同年10月11日付文書を審査請求人に送り、かつ、同月19日付文書で総務大臣に上申し、更にこれを受けて、総務大臣は、わずかその6日後の同月25日には本件再度拒否処分を行ったというのである。

これは、総務大臣と讀賣テレビ放送とが、事前に協議を行い、本件再度拒否処分を行う計画を立てた上で、同計画どおりに手続を進めたと解するほかないのであって、極めて不当であるというほかない。

- 5 何より、総務大臣は、讀賣テレビ放送に対しては、改めて放送法144条2項に基づく意見書を提出する機会を与えながら、かつ、同意意見書を受けて本件再度拒否処分を行う方針を内部的に決定しながら、当事者である審査請求人に対しては、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて本件再度拒否処分を行っている。

これは、適正手続（デュー・プロセス）に違反している。

- 6 以上によれば、本件再度拒否処分は、総務大臣が、審査請求人に対し、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて行った点で、適正手続に違反して違法無効であり、取り消しを免れない。

## 第6 結 論

- 1 以上のとおり、第1次決定は、本件裁定申請が大臣裁定申請の要件を満たすとして、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手するとしたにもかかわらず、本件再度拒否処分は、第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うものに他ならないから、最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れない。
- 2 また、総務大臣は、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法144条3項に基づき、同意裁

定をすべきである旨の決定をしなければならないにもかかわらず、本件再度拒否処分は、全く異なる処分を行っているから、最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない。

3 さらに、本件再度拒否処分は、総務大臣が、審査請求人に対し、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて行った点で、適正手続に違反して違法無効であり、取り消しを免れない。

4 以上いかなる観点からしても、本件再度拒否処分は、違法無効であり、取り消しを免れない。

よって、速やかに本件再度拒否処分を取り消し、本件裁定のうち本件不同意裁定部分について第2次異議申立て手続を再開するとの決定を求める。

以 上



平成31年2月8日付け付議第1号事件

## 準備書面 (2)

令和元年 8月 5日

主任審理官 長 屋 文 裕 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

審査請求人 株式会社 ひ の き

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電 話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

審査請求代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁 護 士 中 田 祐 児

弁 護 士 島 尾 大 次

弁 護 士 高 木 誠 一 郎

弁 護 士 益 田 歩 美

弁 護 士 妹 尾 祥

弁 護 士 柴 谷 亮

弁 護 士 美 馬 和 仁

電波監理審議会の審理における準備書面(2)を提出する。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりである。

記

## 第1 本書面の目的

本書面は、次の諸点を述べ、もって、本件再度拒否処分が取消しを免れないことを明らかにするものである（括弧内は叙述箇所を示す）。

記

- 1 本件再度拒否処分は、放送法144条1項の解釈適用を誤り、最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であるから、取り消しを免れないこと（第2）
- 2 本件再度拒否処分は、本来なすべき裁定をせず、なすべきではない全く異なる拒否処分を行ったという点で、最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れないこと（第3）
- 3 総務大臣の準備書面(1)に対する反論（第4）
- 4 讀賣テレビ放送の準備書面(1)に対する反論（第5）

第2 本件再度拒否処分は、放送法144条1項の解釈適用を誤り、最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であるから、取り消しを免れない

- 1 放送法144条1項は、「協議が調わない」という不確定の条件事実が実現することによって（条件の成就）、一般放送事業者が、「総務大臣の裁定を申請」をする権利を取得することを規定している

(1) 放送法 144 条 1 項は、次のとおり定める。

「第 142 条第 1 項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。」

(2) この点、「協議が調わないとき」の「とき」は、「場合」と同じく仮定的条件を表す法令用語である（林修三「法令用語の常識」〔日本評論社〕7 頁、法制執務用語研究会「条文の読み方」〔有斐閣〕46 頁）。

一般に、「条件」とは、法律行為の効力の発生または消滅をもたらす、不確定の事実をいう。「条件の成就」という場合の「条件」は、この条件事実を指しており、事実そのものである。

一般に、「条件の成就」とは、条件事実が実現することをいう。実現とは、積極条件においてはその事実が発生すること、消極条件においてはその事実の不発生が確定することを指す。

民法では、条件の成就によって、法律行為の効力は、あるいは発生し（停止条件）、あるいは、消滅する（解除条件）。条件成就による効力の発生は当然であって、他に何らの行為も必要としない。（於保不二雄・奥田昌道編「新版注釈民法(4)」〔有斐閣〕558、586、588、594 頁）

法令が仮定的条件を付して何らかの効果を定める場合も、法律行為における条件の場合と同様に、仮定的条件の成就によって、当該効果が、あるいは発生し、あるいは、消滅することになる。

放送法 144 条 1 項の場合、「協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。」と定めるから、「協議が調わない」という不確定の条件事実が実現することによって（条件の成就）、

一般放送事業者は、「総務大臣の裁定を申請することができる」という効果が発生することになる。

- (3) 次に、「総務大臣の裁定を申請することができる」の「することができる」は、一定の能力、権利、権限、権能などを与えることを示す（前掲「法令用語の常識」48頁、前掲「条文の読み方」76頁）。

放送法144条1項の場合、「当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。」と定めるから、一般放送事業者は、「総務大臣の裁定を申請」する権利を取得することになる。

- (4) したがって、放送法144条1項の「協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。」という条項は、「協議が調わない」という不確定の条件事実が実現することによって（条件の成就）、一般放送事業者が、「総務大臣の裁定を申請」する権利を取得することを規定している。

2 本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定しているから、審査請求人は、「総務大臣の裁定を申請」する権利を取得しており、本件裁定申請は適法である

- (1) 前述のとおり、「条件」とは、法律行為の効力の発生または消滅をもたらす、不確定の条件事実そのものであり、「条件の成就」とは、条件事実が実現することをいう。実現とは、積極条件においてはその事実が発生すること、消極条件においてはその事実の不発生が確定することを指す。

- (2) 放送法144条1項の場合、「協議が調わないとき」という不確定の条件事実が実現することが条件の成就である。



そして、「協議が調わないとき」というのは、「協議が調う」という事実が発生しないことであるから、消極条件に当たる。それゆえ、「協議が調わないとき」という条件の成就とは、「協議が調う」という事実の不発生が確定することを指す。

- Q (3) 本件では、審査請求人は、平成23年6月21日、有線テレビジョン放送法13条3項に基づき、総務大臣に対し、讀賣テレビ放送につき再送信同意をすべき旨の裁定の申請（本件裁定申請）を行った（裁定申請書〔甲58〕）。

そして、平成23年6月24日、有線テレビジョン放送法を取り込む形で放送法が改正され、同月30日から施行された（有線テレビジョン放送法は、同日廃止された。）。

改正放送法は、有線テレビジョン放送法13条の大臣裁定制度をそのまま取り込み（144条）、経過措置として施行日前になされた裁定申請につき、同法144条1項の規定による裁定の申請とみなすとした（改正法の附則5条2項）。なお、改正放送法では、再送信を「再放送」と呼んでいる。

Q それゆえ、本件裁定申請は、かかる経過措置により、改正放送法による大臣裁定の申請とみなされることとなった。（審査請求人の準備書面(1)31頁）

したがって、審査請求人が本件裁定申請を行った平成23年6月21日時点までに、放送法144条1項所定の「協議が調わないとき」という不確定の条件事実が実現していれば（条件の成就）、すなわち、「協議が調う」という事実の不発生が確定していれば、審査請求人は、「総務大臣の裁定を申請」する権利を取得することになり、本件裁定申請も適法である。

- (4) そして、総務大臣は、平成24年12月5日、本件裁定拒否処分を取り消

し、大臣裁定手続に着手する旨の決定（第１次決定）を行った（甲６１）。

第１次決定は、次のとおり判示して、本件裁定申請時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、放送法１４４条１項所定の「協議が調わないとき」という不確定の条件事実が実現したこと（条件の成就）を認め、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手することを決定している。（審査請求人の準備書面(1)の３２、３３、４６頁）

「上記のとおり、本件の再放送同意申込みに関しては、異議申立人と参加人（注：讀賣テレビ放送）との間で「協議が調わないとき」に該当する状況にある、と認めることができる。

よって、本件裁定申請は放送法第１４４条第１項の要件を満たしているから、これを認容しなかった本件裁定拒否処分は、取消しを免れない。」

（１８頁）

- (5) 以上によれば、本件裁定申請（平成２３年６月２１日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定しているから、審査請求人は、「総務大臣の裁定を申請」する権利を取得しており、本件裁定申請は適法である。

3 本件裁定申請（平成２３年６月２１日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、効果が発生した以上、本件裁定申請の適法性が事後的に覆ることはあり得ず、本件裁定手続は適法に係属している

- (1) 前述のとおり、「条件」とは、法律行為の効力の発生または消滅をもたらす、不確定の条件事実そのものであり、「条件の成就」とは、条件事実が実現することをいう。実現とは、積極条件においてはその事実が発生すること、消極条件においてはその事実の不発生が確定することを指す。

- (2) 本件では、本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就している。

その結果、審査請求人は、「総務大臣の裁定を申請」する権利を取得するという効果が発生している。

事実の不発生が確定し、条件が成就することで、効果が発生したのであるから、当該効果が事後的に覆ることはあり得ない。

そもそも、事実の不発生が確定したからこそ、条件が成就したのであって、事後的に、条件事実の不発生（条件成就）という事実が覆ることは、概念矛盾である。

- (3) なお、条件事実が、一定の事実が発生することを内容とするか、発生しないことを内容とするかに従って、条件は、「積極条件」と「消極条件」に分類される。

事実の積極面を捉えるか、消極面を捉えるかによって、いずれの条件かが決まる。たとえば、「試験に合格したら」というのは積極条件であるが、「試験に不合格になったら」というのは——合格という事実が発生しないという面から捉えると——消極条件である。

積極条件と消極条件との区別は、条件成就の判定基準を異にする以外には、法律上、別段の実益はない。（前掲「新版注釈民法(4)」569頁）

- (4) 本件では、放送法144条1項は、「協議が調わないとき」という消極条件を定めているので、仮に、本件裁定申請時点で「協議」が調っていないとしても、その後に「協議」が調うこともあるのではないかという誤解もあり得る。

しかし、積極条件と消極条件とは、事実の積極面を捉えるか、消極面を捉えるかの違いであって、法律上の性質には何らの差異もない。

それゆえ、本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が

調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就した以上、その後に「協議が調う」という事実が発生する余地はない。万一、その後に「協議が調う」という事実が発生するのであれば、そもそも、本件裁定申請時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定したとはいえず、消極条件が成就したとはいえない。

上記設例のように、「試験に不合格になったら、借金を返してもらう」という契約をしたにもかかわらず、債務者が当該試験に不合格になれば、「試験に合格する」という事実の不発生が確定したことになり（消極条件の成就）、債務者は、借金の返済を免れない。仮に、債務者が次回の試験に合格したとしても、一旦、確定した「試験に合格する」という事実の不発生が事後的に覆るわけではない。

本件でも全く同様であって、仮に、讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、再放送同意を申し出たとしても、一旦、確定した「協議が調う」という事実の不発生が事後的に覆ることはあり得ない。

- (5) 以上によれば、本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、効果が発生した以上、本件裁定申請の適法性が事後的に覆ることはあり得ず、本件裁定手続は適法に係属している。

4 放送法144条1項と同様に、「協議が調わない」という不確定の条件事実を定める法令との比較からも、本件裁定申請の適法性が事後的に覆ることはあり得ず、本件裁定手続は適法に係属していることが明らかである

- (1) 放送法144条1項と同様に、「協議が調わない」という不確定の条件事実が実現することによって（条件の成就）、当事者が、一定の行為をする法律上の権利を取得することを規定する法令は、多数存在する。その主要なも

のを挙げれば、以下のとおりである。

① 民法 258 条 1 項

「 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。」

② 会社法 117 条 2 項

「 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。」

③ 会社法 119 条 2 項

「 新株予約権の価格の決定について、定款変更日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。」

④ 会社法 182 条の 5 の 2 項

「 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。」

⑤ 信託法 19 条 2 項

「 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、受託者又は受益者（中略）は、裁判所に対し、同項の共有物の分割を請求することができる。」

⑥ 信託法 19 条 4 項

「 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、各信託の受益者（中略）は、裁判所に対し、同項の共有物の分割を請求することができる。」

⑦ 信託法 104 条 2 項

「 受益権の価格の決定について、受益権取得請求の日から三十日以内に協議が調わないときは、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。」

⑧ 借地借家法 17 条 1 項

「 建物の種類、構造、規模又は用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいてはその借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるにもかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。」

⑨ 借地借家法 17 条 2 項

「 増改築を制限する旨の借地条件がある場合において、土地の通常の利用上相当とすべき増改築につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、その増改築についての借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。」

⑩ 生活保護法 77 条 2 項

「 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。」

⑪ 厚生年金保険法 78 条の 2 第 2 項

「 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求（中略）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。」

⑫ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 275 条 4 項

「 各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各一般社団法人等の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各一般社団法人等の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。」

- (2) これらの規定では、「協議が調わない」という不確定の条件事実が実現することによって（条件の成就）、当事者が、一定の行為をする法律上の権利を取得する。

たとえば、共有物の分割について、当該時点までに、共有者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、共有者は、

裁判所に対し、共有物分割を求めて訴訟を提起できる（民法258条1項）。

また、増改築を制限する旨の借地条件がある場合において、土地の通常の利用上相当とすべき増改築につき、当該時点までに、当事者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、借地権者は、裁判所に対し、借地権設定者の承諾に代わる許可を求めて非訟を提起できる（借地借家法17条2項）。

さらに、扶養義務者の負担すべき額について、当該時点までに、当事者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、保護の実施機関は、家庭裁判所に対し、負担すべき額の決定を求めて審判を提起できる（生活保護法77条2項）。

- (3) 特に、一部の規定では、一定の期間を定め、当該期間内に「協議が調わない」という不確定の条件事実が実現することによって（条件の成就）、当事者が、一定の行為をする法律上の権利を取得する。

たとえば、株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に、当事者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定を求めて非訟を提起できる（会社法117条2項）。

また、受益権の価格の決定について、受益権取得請求の日から三十日以内に、当事者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定を求めて非訟を提起できる（信託法104条2項）。

これらの規定は、株式の価格、新株予約権の価格、受益権の価格等につき、特に迅速な決定を要するため、一方当事者がずるずるといつまでも協議を引き延ばす事態を回避して、他方当事者が、早期に、一定の行為をする法律上



の権利を取得するべく、協議の「調う」べき一定の期間を定めることにより、遅くとも当該期間の終期には、「協議が調わない」という不確定の条件事実の成就の有無が明確になるようにしたものである。

なお、これらの規定は、当事者が、一定の行為をする法律上の権利を行使する期間についても、「その期間の満了の日後三十日以内」と一律に定めて、特に迅速な手続の進行を確保している。

- (4) これらの規定では、当該時点（協議の「調う」べき一定の期間を定めたときは当該期間の終期）までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、当事者は、裁判所に対し、訴訟、非訟を提起できるなどの法律上の権利を取得する。

それゆえ、当該時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、効果が発生したときは、最早、当該効果が事後的に覆ることはあり得ない。

たとえば、共有物の分割について、当該時点までに、共有者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、共有者が、裁判所に対し、共有物分割を求めて訴訟を提起したときは、最早、当該訴訟提起の効果が事後的に覆ることはあり得ない。

また、株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に、当事者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、株主又は株式会社が、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定を求めて非訟を提起したときは、最早、当該非訟提起の効果が事後的に覆ることはあり得ない。

特に、「効力発生日から三十日以内」などと、協議の「調う」べき一定の期間を定めた規定の場合、一旦発生した効果が、事後的に覆ることがあり得ないことは、より一層明白であるし、かかる期間の定めがない規定の場合も、

- (1) 前述のとおり、本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、効果が発生した以上、本件裁定申請の適法性が事後的に覆ることはあり得ず、本件裁定手続は適法に係属している。

これに反し、放送法144条1項は、「協議が調わないとき」という消極条件を定めているので、仮に、本件裁定申請時点で「協議」が調っていないくても、その後に「協議」が調うこともあると解するのは、全くの誤りである。

それゆえ、仮に、讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、再放送同意を申し出たとしても、一旦、確定した「協議が調う」という事実の不発生が事後的に覆ることはあり得ない。

すなわち、当該申し出は、本件裁定申請の適法性、及び、本件裁定手続の適法な係属に何らの影響をも与えない。

- (2) もちろん、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させれば、審査請求人は、本件裁定手続係属の必要性がなくなったと判断して、自ら本件裁定申請を取り下げることになる。

しかし、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、讀賣テレビ放送が、「再放送に応じる」等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない。

ただ、総務大臣は、かかる申し出をも本件裁定手続における弁論の全趣旨として適切に勘案した上で、同意裁定をすればよいだけのことである。

- (3) この点、共有物分割訴訟が適法に裁判所に係属した後に、被告（共有者）が、原告（共有者）に対し、共有物分割協議を申し出たとしても、共有物分

割訴訟が不適法になることはない。

もちろん、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続外で被告と共有物分割協議を成立させれば、原告は、共有物分割訴訟係属の必要性がなくなったと判断して、被告の同意を得て、自ら訴訟を取り下げることになる。

また、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続内で被告と共有物分割協議を成立させれば、和解によって訴訟は終了することになる。

しかし、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続の内外で被告と共有物分割協議を成立させていないにもかかわらず、単に、被告が、「共有物分割に応じる」等と一方的に原告に申し出ただけでは、共有物分割訴訟の実体審理には一切影響しない。

ただ、裁判所は、かかる申し出をも共有物分割訴訟における弁論の全趣旨として適切に勘案した上で、判決をすればよいだけのことである。

このように、共有物分割訴訟の場合と比較しても、讀賣テレビ放送の申し出は、本件裁定申請の適法性、及び、本件裁定手続の適法な係属に何らの影響をも与えないことが明らかである。

6 本件再度拒否処分は、放送法144条1項の解釈適用を誤り、最高裁昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であるから、取り消しを免れない

- (1) 本件再度拒否処分は、① 讀賣テレビ放送から審査請求人宛ての平成30年10月11日付文書では、「上板町の区域につきましても、貴社が依頼会社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を、同時再放送による放送によって、再放送することに放送法上の同意をいたしますので、その旨、本書をもってご通知させていただきます。」と明記されていること、② 讀賣テレビ放送から総務省に対して、同月19日付文書にて、審査請求人との協議の状況について、「上板町の区域につきましても、申請者である株式会社

ひのきが当社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を再放送すること  
に同意することとし、平成30年10月11日付けにて、本書添付のとおり、  
株式会社ひのき宛てにその旨を通知いたしました。」との上申があった  
ことを理由に、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わない  
とき」に該当せず、大臣裁定の申請の要件を満たさないため、拒否処分とす  
るとしている（別紙の4項〔2頁〕）。

- Q (2) しかし、前述のとおり、第1次決定は、本件裁定申請時点までに、「協議  
が調う」という事実の不発生が確定し、放送法144条1項所定の「協議が  
調わないとき」という不確定の条件事実が実現したこと（条件の成就）を認  
め、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手することを決定しており、  
かつ、適法に確定している。

Q それゆえ、讀賣テレビ放送は、最早、総務大臣において、本件裁定申請が  
同要件を満たす適法なものとして裁定手続に着手することを争うことはでき  
ず、総務大臣も、本件裁定申請が同要件を満たす適法なものであることを争  
って、裁定手続に着手するという第1次決定を取り消したり、変更したりで  
きない。

Q そうであるにもかかわらず、讀賣テレビ放送は、総務省に対し、上記②の  
上申をもって、本件裁定申請につき、放送法144条1項の「協議に応じず、  
又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定申請の要件を満たさないと  
して、総務大臣が裁定手続に着手することを争っているが、これは、本件裁  
定申請が放送法144条1項の要件を満たす適法なものであるとして裁定手  
続に着手するとした第1次決定の実質的確定力に反する。

また、総務大臣は、本件裁定申請につき、放送法144条1項の「協議に  
応じず、又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定申請の要件を満た  
さないとして、本件再度拒否処分を行っているが、これは、本件裁定申請が

放送法 144 条 1 項の要件を満たす適法なものであるとして裁定手続に着手するとした第 1 次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うものに他ならないから、第 1 次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効である。

そして、讀賣テレビ放送、総務大臣がかかる誤りを犯したのは、本件裁定申請（平成 23 年 6 月 21 日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、効果が発生した以上、本件裁定申請の適法性が事後的に覆ることはあり得ず、本件裁定手続は適法に係属しているにもかかわらず、放送法 144 条 1 項の解釈適用を誤り、「讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、再放送同意を申し出れば、一旦、確定した『協議が調う』という事実の不発生が事後的に覆る」などと誤解したからに他ならない。

- (3) 以上によれば、第 1 次決定は、本件裁定申請時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、放送法 144 条 1 項所定の「協議が調わないとき」という不確定の条件事実が実現したこと（条件の成就）を認め、本件裁定拒否処分を取り消し、裁定手続に着手することを決定しており、かつ、適法に確定しているにもかかわらず、総務大臣は、放送法 144 条 1 項の解釈適用を誤り、「讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、再放送同意を申し出れば、一旦、確定した『協議が調う』という事実の不発生が事後的に覆る」などという誤解に基づき、本件再度拒否処分を行ったというほかない。

それゆえ、本件再度拒否処分は、放送法 144 条 1 項の解釈適用を誤り、最高裁昭和 42 年 9 月 26 日判決等の判例に相反し、第 1 次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であるから、取り消しを免れない。

第 3 本件再度拒否処分は、本来なすべき裁定をせず、なすべきではない全く異な

る拒否処分を行ったという点で、最高裁平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない

- 1 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する（行政事件訴訟法33条1項）。

また、申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない（同条2項）。

- 2 本件判決は、本件不同意裁定部分及び第2次決定はいずれも違法なものであるとして、第2次決定は取消しを免れないと結論づけて（38頁）、第2次決定を取り消す旨の判決を言い渡した。

すなわち、本件判決は、本件不同意裁定部分及び第2次決定はいずれも違法なものであるとして、第2次決定（裁決）を取り消す判決であるから、第2次決定をした総務大臣、審理官、電波監理審議会その他の関係行政庁を拘束する（拘束力）。

そして、本件不同意裁定部分及び第2次決定はいずれも違法なものであるとして第2次決定が判決により取り消されたのであるから、本件裁定をした総務大臣は、本件判決の趣旨に従い、改めて本件裁定のうち本件不同意裁定部分について、改めて同意裁定をやり直さなければならない（この点、総務大臣の準備書面(1)10～12頁の主張を踏まえて、従前の主張を改める。）。

これが行政事件訴訟法33条1項、2項に基づく当然の帰結である。

- 3 しかるに、総務大臣は、かかる手続を踏んで、本件判決の拘束力に従って、本件裁定のうち本件不同意裁定部分について、改めて同意裁定をやり直すどこ

ろか、かえって、放送法 144 条 1 項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定申請の要件を満たさないとして、本件再度拒否処分を行っている。

しかし、これは、本件判決の形成力・拘束力を無視して、本来、行うべき同意裁定を行わず、全く異なる処分を行うものに他ならないから、最高裁平成 4 年 4 月 28 日判決に相反し、行政事件訴訟法 33 条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効である。

- 4 以上によれば、総務大臣は、本件裁定のうち本件不同意裁定部分について、改めて裁定をしなければならず、かつ、その内容は、上板町の区域について、讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法 144 条 3 項に基づき、同意裁定をするというものでなければならぬにもかかわらず、かかる裁定をせず、かえって、第 2 次異議申立ての元となる本件裁定申請自体が不適法であるとして、本件再度拒否処分を行ったのであり、なすべき裁定をせず、なすべきではない全く異なる拒否処分を行うという全く見当外れの措置を取ったというほかない。

それゆえ、本件再度拒否処分は、本来なすべき裁定をせず、なすべきではない全く異なる拒否処分を行ったという点で、最高裁平成 4 年 4 月 28 日判決に相反し、行政事件訴訟法 33 条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れない。

#### 第 4 総務大臣の準備書面(1)に対する反論

##### 1 同書面の第 3 (4、5 頁)について

- (1) 総務大臣は、讀賣テレビ放送の上申書添付の文書には、「上板町の区域につきましても、(中略)再放送することに放送法上の同意をいたします」と記載されていたため、総務大臣は、讀賣テレビ放送と審査請求人との間の当

事者間協議が調ったことが認められ、かつ、審査請求人が本件裁定申請を取り下げていなかったことを踏まえ、裁定申請後の事情変更によって、放送法144条1項に定める大臣裁定申請の要件である「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に最早該当しない状況となったので、本件再度拒否処分をした等と主張する。

- (2) しかし、既に詳しく述べたとおり、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、讀賣テレビ放送が、「再放送に応じる」等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない。

そもそも、本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、効果が発生した以上、本件裁定申請の適法性が事後的に覆ることはあり得ず、本件裁定手続は適法に係属している。

この理は、共有物分割訴訟が適法に裁判所に係属した後に、被告（共有者）が、原告（共有者）に対し、共有物分割協議を申し出たとしても、共有物分割訴訟が不適法になることはないことから明らかである。

- (3) したがって、総務大臣は、放送法144条1項の解釈適用を誤り、「讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、再放送同意を申し出れば、一旦、確定した『協議が調う』という事実の不発生が事後的に覆る」などという誤解に基づき、本件再度拒否処分を行ったというほかない。

それゆえ、本件再度拒否処分は、違法、無効である。

## 2 同書面の第4の1項（5、6頁）について



事実の不発生が確定し、放送法 144 条 1 項所定の「協議が調わないとき」  
という不確定の条件事実が実現したこと（条件の成就）を認め、本件裁定拒  
否処分を取り消し、裁定手続に着手することを決定しており、かつ、適法に  
確定している。

そうすると、総務大臣が、本件裁定申請時点ではなく、本件裁定手続が適  
法に係属した後の時点において、放送法 144 条 1 項がそのような定めをし  
ておらず、かつ、他に何らの法令上の根拠もないにもかかわらず、新たな行  
政処分の形式をもって、審査請求人が一旦取得した「総務大臣の裁定を申請  
」する権利を審査請求人から奪うことができるはずがない。

仮に、争訟裁断的性質をもつ行政行為について認められる不可変更力・実  
質的確定力にもかかわらず、事情変更が認められる場合には、新たな処分を  
行うことが可能であるとしても、だからといって、総務大臣が、法令の根拠  
なく、新たな行政処分の形式をもって、審査請求人が一旦取得した「総務大  
臣の裁定を申請」する権利を審査請求人から奪うことは正当化できない。

すなわち、総務大臣の主張は、本件裁定申請時点における放送法 144 条  
1 項に基づく本件裁定拒否処分と、本件裁定手続が適法に係属した後の時点  
における何らの法令上の根拠もない本件再度拒否処分とを混同しており、失  
当である。

(5) 以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

### 3 同書面の第 4 の 2 項（6～9 頁）について

(1) まず、総務大臣は、大臣裁定が当事者間の協議が成立する余地が無いとい  
う限定的場合のみにおいて行われるべき手続であるという趣旨を踏まえると、  
本件再度拒否処分のように、裁定手続に着手した後であっても、成立する余  
地のある形で協議が再開され、あるいは、協議が調った場合においては、第

一義である当事者間の協議を優先し、総務大臣は裁定手続を継続せず、拒否処分を行うことが適当である、仮に、本件のような事情の下において、審査請求人が主張するように、総務大臣が再度拒否処分を行うことができず、同意裁定を行うしかないこととなれば、第一義的に尊重されるべき当事者間の同意を、限定的に行われるべき大臣裁定による同意によって上書きするものに他ならず、再放送同意についての放送法の趣旨を著しく毀損することとなり、不適當である、そもそも、大臣裁定制度においては、当事者間の協議不調が要件である以上、要件該当性に変更が生じることは、制度上、当然に予定されている等と主張する。

しかし、前述のとおり、総務大臣が、本件裁定申請時点ではなく、本件裁定手続が適法に係属した後の時点において、放送法144条1項がそのような定めをしておらず、かつ、他に何らの法令上の根拠もないにもかかわらず、新たな行政処分の形式をもって、審査請求人が一旦取得した「総務大臣の裁定を申請」する権利を審査請求人から奪うことができるはずがない。

そもそも、本件裁定申請時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就した以上、その後に「協議が調う」という事実が発生する余地はないのであって、「裁定手続に着手した後であっても、成立する余地のある形で協議が再開され、あるいは、協議が調った場合」などという事態はあり得ない。

かえって、本件裁定手続が適法に係属した後の時点において、放送法144条1項がそのような定めをしておらず、かつ、他に何らの法令上の根拠もないにもかかわらず、総務大臣が、新たな行政処分の形式をもって、審査請求人が一旦取得した「総務大臣の裁定を申請」する権利を審査請求人から奪うことができることになれば、法令に基づかない不当な行政処分ということになるばかりか、基幹放送事業者は、一般放送事業者が一旦取得した「総務大臣の裁定を申請」する権利さえ、一般放送事業者に対し、再放送同意を

申し出ること、いつでも、随意に、奪う形で裁定手続を阻止できるのであって、著しく法的安定性を損なうことになり、到底許されない。

万一、総務大臣が主張するように、「大臣裁定制度においては、当事者間の協議不調が要件である以上、要件該当性に変更が生じることは、制度上、当然に予定されている」のであれば、放送法において、裁定手続が適法に係属した後の時点においても、総務大臣は、一般放送事業者が一旦取得した「総務大臣の裁定を申請」する権利を奪うことができること及びその具体的要件、手続等を明確に定めなければならないが、そのような定めは一切ない。

たとえば、共有物分割訴訟が適法に裁判所に係属した後に、被告（共有者）が、原告（共有者）に対し、共有物分割協議を申し出たとしても、共有物分割訴訟が不適法になることはないことから、総務大臣の主張を採用する余地はない。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

- (2) 次に、総務大臣は、裁定手続に着手した後に要件該当性に変更が生じた事例として、よさこいケーブルネットが、裁定申請の要件が失われたために、異議申立てを取り下げた事例がある、本件は、裁定手続に着手した後、処分が確定するまでの間に事情の変更が生じた点ではこれらの事例と同一であるが、審査請求人が本件裁定申請を取り下げなかったことから、本件裁定申請に対する応答を行う必要性を踏まえ、本件再度拒否処分を行った等と主張する。

しかし、審査請求人は、裁決があるまでは、その理由の如何を問わず、いつでも審査請求を取り下げることができる権利を有するのであって（行政不服審査法27条）、かかる法令上の根拠に基づく審査請求人の権利行使と、総務大臣による本件再度拒否処分によって一方的に審査請求人の「総務大臣の裁定を申請」する権利を奪うこととは、全く同視できない。

そもそも、よさこいケーブルネットが、異議申立てを取り下げたのは、裁定申請の要件が失われたからでもない。

いずれにせよ、よさこいケーブルネットが、法令の規定に基づき、自らの権利行使として、異議申立てを取り下げたからといって、それが、裁定手続に着手した後に要件該当性に変更が生じた事例であるとも、よさこいケーブルネットが、裁定申請の要件が失われたために、異議申立てを取り下げたともいえない。

総務大臣の上記主張は、事実的法律的根拠を全く欠き、牽強附会であるというほかない。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

#### 4 同書面の第4の3項（9、10頁）について

総務大臣は、第2次決定に対する取消訴訟の確定判決である本件判決の効力は、本件裁定のうち訴訟対象である本件不同意裁定部分のみに及ぶ、再度の裁定手続の対象も、本件不同意裁定部分である上板町の区域に係る部分のみである、よって、本件再度拒否処分の効力も上板町に係る裁定申請のみに及ぶものであり、本件再度拒否処分により本件裁定のうち本件同意裁定部分が維持できなくなるものではない等と主張する。

しかし、仮に、総務大臣が、本件再度拒否処分をもって、本件裁定申請は放送法144条1項の要件を満たさない違法なものであるとして、裁定手続に着手するとした第1次決定を取り消し、あるいは、変更する行政処分を新たに行うことを認めれば、既になされた大臣裁定、なかんずく確定した本件同意裁定部分は、その基盤を失って維持できなくなる。

しかるに、総務大臣は、一方では本件裁定のうち確定した本件同意裁定部分をそのまま維持しながら、他方ではその基盤たる第1次決定を取り消し、あるいは、変更しようとするのであるから、確定した第1次決定に依拠して構築さ

れた法律関係がまさに根幹から覆される事態に至るのであって、法的安定性を害することが甚だしく、これが許されないことは明らかである。（審査請求人の準備書面(1) 5 1 頁）

この点、仮に、本件再度拒否処分は、形式的には、上板町に係る裁定申請のみに効力が及ぶものであったとしても、本件裁定申請時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、放送法 1 4 4 条 1 項所定の「協議が調わないとき」という不確定の条件事実が実現したこと（条件の成就）を否定するものである以上、実質的には、本件同意裁定部分の基盤を維持できなくさせることは明らかである。

総務大臣は、審査請求人の主張を正解していないというほかない。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

#### 5 同書面の第 5 の 2 項（1 2 ～ 1 4 頁）について

総務大臣は、本件判決は、再度の審査手続において、審査官が取消判決の認定判断に抵触しない範囲で、認定判断をすることを禁じるものではない、本件再度拒否処分における認定判断は、放送法 1 4 4 条 3 項に規定される「正当な理由」の有無についての認定判断を行った本件判決とは異なり、放送法 1 4 4 条 1 項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」についての判断であるから、本件判決の拘束力に反しない、取消判決の効力は、事情が変更されていなくても、同じ理由による再処分を禁ずるにすぎず、別の理由による再処分を禁ずるものではないと解されるから、仮に、讀賣テレビ放送の任意同意による事情変更がなかったとしても、必ずしも同意裁定ではなく、異なる理由によって再度の不同意裁定を行うことも許容されている等と主張する。

しかし、本件判決（甲 6 7）は、本件裁定申請（平成 2 3 年 6 月 2 1 日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、本件裁定手続が適法に係属していることを前提に、第 2 次決定を取り

消したものである。このことは、本件判決が、「前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び記録上明らかな事実）」として、審査請求人が、平成23年6月21日、本件裁定申請を行い、以後、本件裁定手続が係属した事実を掲げていること（3、4頁）からも明らかである。

また、別の理由による再処分が直ちには禁じられないとしても、取消訴訟の口頭弁論終結時までに行政府が提出できたのに提出しなかった理由によって、行政府が同一処分を行うことは許されない（室井力ほか編「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法 第2版」〔日本評論社〕363、364頁）。したがって、何らの事情変更がないにもかかわらず、異なる理由によって再度の不同意裁定を行うことは到底許されない。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

#### 6 同書面の第5の3項（14、15頁）について

総務大臣は、裁定手続への着手に際し、放送法144条2項の規定により、讀賣テレビ放送への意見聴取手続を行う必要がある、放送法144条1項の趣旨は、当事者間の協議を第一義とし、大臣裁定は当事者間の協議が成立する余地が無いという限定的場合のみにおいて行われるべきであるとするから、讀賣テレビ放送が再放送に同意するという内容で当事者間の協議が調った本件裁定申請においては、かかる同意が尊重され、裁定を行うことができない等と主張する。

しかし、総務大臣は、本件裁定申請がなされた平成23年6月頃に讀賣テレビ放送に対して意見書を提出する機会を与えたはずであるし（総務大臣もこれを認めている〔同書面16頁〕）、少なくとも、第1次決定を行った平成24年12月頃には讀賣テレビ放送に対して同機会を与えたはずであり、現に、讀賣テレビ放送は、大部の意見書を数回にわたり提出している（甲71～76）。

これに対し、放送法144条2項は、本件裁定申請がなされてから約7年3

か月、第1次決定がなされてからでも約5年9か月も経った平成30年9月の時点で、讀賣テレビ放送に対して意見書を提出する機会を与えることを要求していない。

また、既に詳しく述べたとおり、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、讀賣テレビ放送が、「再放送に応じる」等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない。

そもそも、本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、効果が発生した以上、本件裁定申請の適法性が事後的に覆ることはあり得ず、本件裁定手続は適法に係属している。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

#### 7 同書面の第6の1、2項（15～17頁）について

総務大臣は、平成23年の本件裁定申請の直後に、讀賣テレビ放送に対して意見聴取の機会を付与したことを認めながら、事情の変化があった等として、一方では、放送法144条2項の趣旨からすれば、讀賣テレビ放送に再度の意見聴取の機会を付与すべきことは当然であるとしつつ、他方では、放送法上、裁定申請を行った一般放送事業者に対する意見書提出機会の付与は規定されていないし、既に讀賣テレビ放送の同意により、審査請求人が改めて意見表明等を行うことに何らの利益が無い等と主張する。

すなわち、総務大臣は、再度の裁定手続に当たり、讀賣テレビ放送、審査請求人とも、放送法上、意見聴取の機会が付与されていないことを認めつつ、讀賣テレビ放送については同法の趣旨から意見聴取の機会を与え、審査請求人については同法に基づき意見聴取の機会を与えなかったというのであって、著しく不公平、差別的な取扱いというほかなく、適正手続に違反していることは明

らかである。

そもそも、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、総務大臣が、既に讀賣テレビ放送の同意により、審査請求人が改めて意見表明等を行うことに何らの利益が無い等と決めつけること自体、予断と偏見によって本件再度拒否処分がなされたことを裏付けている。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

#### 8 同書面の第6の3項（17頁）について

総務大臣は、「総務大臣と讀賣テレビ放送とが、事前に協議を行い、本件再度拒否処分を行う計画を立てた上で、同計画どおりに手続を進めたと解するはかないのであって、極めて不当であるというほかない。」という審査請求人の主張に対し、証拠に基づかない憶測であり、総務大臣及び讀賣テレビ放送の名誉を毀損する不当な主張である等と主張する。

しかし、総務大臣は、平成30年9月21日付で讀賣テレビ放送に意見書の提出を求め、これを受けて、讀賣テレビ放送は、同年10月11日付文書を審査請求人に送り、かつ、同月19日付文書で総務大臣に上申し、更にこれを受けて、総務大臣は、わずかその6日後の同月25日には本件再度拒否処分を行っている。審査請求人は、かかる客観的事実（争いのない事実）に基づき、合理的に上記主張を行っているのであるから、上記主張が証拠に基づかない憶測であるとか、総務大臣及び讀賣テレビ放送の名誉を毀損する不当な主張である等という論難は失当である。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、理由がない。

### 第5 讀賣テレビ放送の準備書面(1)に対する反論

1 まず、讀賣テレビ放送は、平成30年10月11日付書面によって、審査請



求人に対し、再放送に同意する旨を通知しているから、本件裁定申請は、放送法144条1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」との要件を欠く、そもそも、讀賣テレビ放送が放送法上の同意をしていることは明らかであるから、少なくとも同意すべき旨の裁定がなされる実益はない等と主張する（2頁）。

しかし、既に詳しく述べたとおり、総務大臣が、本件裁定申請時点ではなく、本件裁定手続が適法に係属した後の時点において、放送法144条1項がそのような定めをしておらず、かつ、他に何らの法令上の根拠もないにもかかわらず、新たな行政処分の形式をもって、審査請求人が一旦取得した「総務大臣の裁定を申請」する権利を審査請求人から奪うことができるはずがない。

また、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、讀賣テレビ放送が、「再放送に応じる」等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない。

たとえば、共有物分割訴訟が適法に裁判所に係属した後に、被告（共有者）が、原告（共有者）に対し、共有物分割協議を申し出たとしても、共有物分割訴訟が不適法になることはないことから、讀賣テレビ放送の主張を採用する余地はない。

以上によれば、讀賣テレビ放送の上記主張は、理由がない。

2 次に、讀賣テレビ放送は、特段新たな再放送同意の申込みを審査請求人に求めているわけではなく、同意することを明示した上で、その手続として、申請の意思及び申請の具体的内容を書面により再確認するとともに、再放送業務に用いる設備概要等の情報提供を求めているにすぎない等と主張する（4頁）。

しかし、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、讀

賣テレビ放送が、特段新たな再放送同意の申込みを審査請求人に求めているか否かにかかわらず、「再放送に応じる（＝同意する）」等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない。

ただ、総務大臣は、かかる申し出をも本件裁定手続における弁論の全趣旨として適切に勘案した上で、同意裁定をすればよいだけのことであって、本件裁定申請につき、本件再度拒否処分を行う法的根拠はない。

以上によれば、讀賣テレビ放送の上記主張は、理由がない。

## 第6 結 論

以上のとおり、本件再度拒否処分は、違法無効であり、取り消しを免れない。

よって、速やかに本件再度拒否処分を取り消し、本件裁定のうち本件不同意裁定部分について同意裁定をすべきとの決定を求める。

以 上



平成31年2月8日付け付議第1号事件

## 準備書面 (3)

令和元年11月18日

主任審理官 長 屋 文 裕 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

審査請求人 株式会社 ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

審査請求代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁護士 中 田 祐

弁護士 島 尾 大

弁護士 高 木 誠 一

弁護士 益 田 歩

弁護士 妹 尾 祥

弁護士 柴 谷 秀

弁護士 美 馬 和 仁

そこで、以下では、民法258条1項、旧借地法8条ノ2、借地借家法17条1項における判例、立法担当者、学説による解釈を検討し、これを踏まえて、放送法144条1項の解釈適用について検討する。

## 2 民法258条1項における判例、学説による解釈

- (1) 民法258条1項は、「共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。」と規定する。

その趣旨について、大審院明治40年4月12日判決（民録13輯433頁）は、次のとおり判示して、ある共有者が共有物の分割を請求したが、他の共有者が分割すべきでないとして争うときには、共有物分割の訴訟を提起できるとしている。

「他ノ共有者ガ其分割ス可カラザルコトヲ争フトキハ、分割ノ請求者ガ其意思ヲ表示シタルノミニテハ当然分割ノ行ハル、可キモノニ非ザルヲ以テ、訴訟ヲ提起シテ其争ニ付判断ヲ受ケ請求ノ目的ヲ達スルハ当然ニシテ」（適宜、新字体に改め、濁点、句読点を補った。以下、大審院判例につき同じ。）

- (2) また、大審院昭和13年4月30日判決（新聞4276号8頁）は、次のとおり判示して、「協議したい旨を通知した後、わずか1週間の短期間内に返答がなかったことを理由に、直ちに共有物分割を請求する訴訟を提起したのは不当である」とする上告理由を斥けている。

「協議調ハザルトキトハ、共有者ノ一部ニ付共有物分割ノ協議ニ応ズルノ意思ナキコト明白ナル如キ場合ヲモ包含シ、必ズシモ所論ノ如ク現実ニ共有者ガ協議シタルモ不調ニ終リタル場合ノミニ局限スベカラザルモノト解スルヲ相当トス。（中略）

既ニ共有者ノ一部ノ者ガ分割ノ協議ニ応ゼザル場合ニ於テハ、他ノ共有

者ニ対シ、何等協議ノ交渉ヲ為サザル以前ニ於テモ、民法第二百五十八条ニ所謂協議調ハザルモノトシテ、直チニ共有者全員ヲ相手方トシ共有物分割ノ訴ヲ提起シ得ベキモノト解スルヲ相当ト（ス）」

- (3) さらに、最高裁昭和46年6月18日判決（民集25巻4号550頁）は、上記大審院昭和13年4月30日判決を引用した上で、次のとおり判示して、民法258条1項（旧規定）にいう「共有者ノ協議調ハサルトキ」とは、「現実に共有者が協議をしたが不調に終わった場合にのみ認められるべきであり、単に協議が困難な状態にあるだけでは足りない」とする上告理由を斥けている。

「民法二五八条一項にいう「共有者ノ協議調ハサルトキ」とは、共有者の一部に共有物分割の協議に応ずる意思がないため共有者全員において協議をなしえない場合を含むものであつて、必ずしも所論のように現実に協議をした上で不調に終つた場合に限られるものではない（大審院昭和一二年（オ）第一九二三号同一三年四月三〇日判決法律新聞四二七六号八頁）。

原審の確定した事実によれば、被上告人丸健次において本件共有不動産の分割協議に応ずる意思がなく、そのため共有者全員の間に右分割の協議をなしえなかつたというのであるから、本件共有物分割請求を適法であるとした原審の判断は正当として首肯することができる。」

- (4) この点、舟橋諄一「物権法」（有斐閣）390、391頁は、次のとおり述べて、これらの判例を支持している。

「共有物分割の訴を提起しうるためには、共有者間の協議の調わないことを要する。ここに協議が調わないというのは、現実に協議をしたが分割の方法について話がまとまらない場合だけでなく、はじめから協議をすることができない場合をも含む。そして、この後者の場合には、協議に応ずる

意思のないことが明らかな場合を含み（大判昭和13年4月30日新聞4276号8頁）、また、共有者の一部の者が協議に応じないため全員として協議することのできない場合を含む（したがって、一部の者が応じないときは、他の共有者に協議の交渉をせずに、ただちに共有者全員を相手方として分割の訴を提起することができる。前掲大判昭和13年4月30日）。」

- (5) 同様に、川島武宜・川井健編「新版 注釈民法(7)」(有斐閣) 476、477頁も、次のとおり述べて、これらの判例を支持している。

「裁判による分割を請求する訴えの要件としては、分割につき「共有者間に協議が調わない」こと（本条I〔＝民法258条1項〕）を要する。しかし判例はこの要件を広義に解している。（中略）

学説も判例に賛成する（末川317、舟橋391、柚木＝高木533、等）。（中略）

分割に当たっては分割の内容いかに重要で、事前の協議に重点をおく必要はないと思われ、上記判例（注：前掲各判例）を支持すべきものと思う。」

- (6) これらの判例、学説から明らかなとおり、民法258条1項にいう「協議が調わないとき」は、非常に広い概念であって、現実には協議をしたが不調に終わったことまでを要しない。

たとえば、はじめから協議をすることができない場合、他の共有者が分割すること自体を争っている場合、協議したい旨を通知したが1週間以内に返答がなかった場合、共有者の一部が協議に応じない場合、共有者の一部に協議に応ずる意思のない場合等も、「協議が調わないとき」に当たる。

3 旧借地法8条ノ2第1項、借地借家法17条1項における立法担当者、学説による解釈

- (1) 旧借地法8条ノ2第1項は、「防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利用状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ現ニ借地権ヲ設定スルニ於テハ堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルコトヲ相当トスルニ至リタル場合ニ於テ堅固ノ建物以外ノ建物ヲ所有スル旨ノ借地条件ノ変更ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ其ノ借地条件ヲ変更スルコトヲ得」と規定していた。

この点、立法担当者による香川保一・井口牧郎「借地法等改正関係法規の解説 改訂版」（法曹会）31～33頁は、次のとおり述べて、「協議調ハザルトキ」には、借地条件の変更それ自体について協議が成立しない場合のみならず、借地条件の変更それ自体については協議が成立したが、地代の変更、承諾料の支払その他の条件について協議が成立しない場合等も含まれることを明らかにしている。

「その協議が調わないか又は調ってもその内容が合理的でないことが多いのである。その原因としては、（中略）

さらに、右の借地条件の変更自体については地主も異議がないけれども、そのいわゆる変更料（変更の対価）の額について当事者間に折合いがつかないこともあるし、また、右の変更に伴う他の借地条件（例えば地代又は存続期間）の変更について話し合いがつかないことによる場合もあろう。

その協議の成立しない理由が合理性のある場合もあれば、不合理な場合もあるであろうが、いずれにしても、事情変更により、かかる借地条件の変更が合理的であるにもかかわらず、当事者間の協議が成立しない以上いかんともしい難いということは決して合理的なことではないであろうし、また、その協議も、これを合理的に調整する制度がないために、不合理な内容において成立することも、妥当でないであろう。（中略）

そこで、本項は、（中略）その変更についての当事者間の協議が調わな

いときは、当事者の申立によって、裁判所がその借地条件の変更の裁判をすることができるものとしたのである。」

- (2) また、同36頁は、次のとおり述べて、「協議調ハザルトキ」が非常に広い概念であって、協議の不調が申立の要件ないし変更の裁判の厳格な要件ではないことを明らかにしている。

「なお、本項（＝借地法8条ノ2第1項）は、「変更ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキ」に裁判所が申立によって変更の裁判をすることができるものとしているので、協議の不調が申立の要件ないし変更の裁判の要件のごとくであるが、右の「協議調ハザルトキ」とは、変更についてまず当事者間において協議をし、その協議の成立することが最も望ましいのであって、ただ協議がどうしても成立しないときに、その協議に代わるものとして、変更の裁判をすることができるものとしたのであって、例えば、申立の際に特にその要件として協議不調であるかどうかを審査するとか、申立の事前に協議がなされなかった場合には、申立を却下し、従って変更の裁判をしないというように、協議不調を厳格な要件として考える必要はないであろう。

例えば借地権者が協議をしないで申立をした場合にも、相手方が争うのであれば変更の裁判をしてもさしつかえないし、また裁判手続中において協議が成立すればそれで目的を達するわけである。」

- (3) この点、星野英一「借地・借家法」（有斐閣）も、次のとおり述べて、立法担当者と同じ見解を採っている。

「(iii) 変更の手続的要件

(a) 当事者に協議の調わなかった場合 すなわち、一方当事者が相手方に対して話し合いをする旨申し出たのに相手が応じなかった場合や、話し



合いがなされたが結論に至らなかった場合である。相手方の所在が不明であって話し合いをすることのできない場合もあろう。

協議は、「堅固ノ建物以外ノ建物ヲ所有スル旨ノ借地条件ノ変更」についてのそれである。これには、借地条件を堅固の建物の所有を目的とするものに改めることについて一方当事者が承諾しない場合と、右の点については協議が成立したが、地代の変更、承諾料の支払その他の条件について協議が成立しない場合とが含まれよう（衆議院法務委員会における菅野最高裁判所長官代理者の説明（香川編・205頁））。

(b) 協議が調わないという要件は適法要件か。適法要件とする説もあるが、そうでないとする説が多い。（中略）

当事者間の話し合いは、しばしば強者の意思が貫かれる恐れがあるから、なるべく裁判によるほうがより公正な結論になって望ましい、また、この種の問題の解決には迅速性が必要であるとする立場に立つならば、比較的穏やかな態度をとることとなろう。後説を妥当と考える。」（183、184頁）

「前説（注：協議が調わないという要件は適法要件とする説）をとっても、全く協議をしていない場合と、協議が開始されたが不調とまで至っていない場合とを分け、前者についてのみ却下するとしなければなるまい。話し合いが開始されたが、一回の会談で協議が成立せず、あるいは協議不調が明らかにならず、あるいは親族その他と相談した自ら研究するなどのために考慮を約し、あるいは相手方の考慮を促して何回も話し合いが重ねられたまま、そして裁判所で決めてもらおうとの合意も成立しないまま推移することがありうるからである。

時には、相手方が時間をかせぐため、徒らに引き延ばし作戦をとることも考えられよう。この場合、どのていどに至ったときは、協議不調という

ことができるか、それとも、協議不調とはいえないかの問題であり、判断が困難だからである。」（184、185頁）

- (4) さらに、「新版 注釈民法(15) 増補版」（有斐閣）475頁も、次のとおり述べて、立法担当者と同じ見解を採っている。

「事前に協議があり、かつ協議不調でない限り申立を却下すべきだというように、「協議不調」を厳格な意味での適法要件と解すべきではない（香川・前掲論文36、安岡ほか・前掲書212〔渋谷〕、星野・借地借家184）。協議を経ないで直ちにした申立も適法と解してよい（井口編・前掲書116〔南〕）。」

- (5) また、借地借家法17条1項は、旧借地法8条ノ2第1項を引き継いで、「建物の種類、構造、規模又は用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいてはその借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるにもかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。」と規定する。

その趣旨について、稲本洋之助・澤野順彦編「コンメンタール借地借家法第3版」（日本評論社）123頁は、次のとおり述べて、借地法8条ノ2第1項におけるのと同じ見解を採っている。

「「協議が調わないとき」とは、借地条件の変更について、一方当事者が相手方に対して話し合うことを申し出たが、相手方が話合いに応じなかった場合や、話合いはなされたが相手方が借地条件の変更に承諾しなかった場合である。本条の協議不調の要件は、比較的ゆるやかに解されるべきであり、はじめから協議することなく裁判所に借地条件の変更の申立てをし

た場合でも、相手方が争うのであれば協議不調としてその申立てを認めてもよいであろう（旧法下において学説の多くはこのように解していた。香川・曹時 18-10-36、星野・借地借家 184 など参照）。」

- (6) これらの立法担当者の解説、学説から明らかなとおり、旧借地法 8 条ノ 2 第 1 項にいう「協議調ハザルトキ」、借地借家法 17 条 1 項にいう「協議が調わないとき」は、非常に広い概念であって、協議不調を厳格な意味での適法要件（申立てないし変更の要件）として考える必要はない。

それゆえ、申立ての際に特にその要件として協議不調であるかどうかを審査するとか、申立ての事前に協議がなされなかった場合に申立てを却下するようなことは許されず、全く協議をしないで申立てをした場合でさえも、相手方が条件の変更を争うのであれば、申立ては適法である。

そもそも、協議をしても、明確に不調に至らずに推移することや、相手方が時間をかせいで徒らに引き延ばし作戦をとることもあり、どの段階で協議不調といえるかの判断自体が困難であるため、協議不調を厳格な適法要件として考えることはできないのである。

また、「協議調ハザルトキ」「協議が調わないとき」には、借地条件の変更それ自体について協議が成立しない場合のみならず、借地条件の変更それ自体については協議が成立したが、地代の変更、承諾料の支払その他の条件について協議が成立しない場合等も含まれる。

- 4 民法 258 条 1 項、旧借地法 8 条ノ 2 第 1 項、借地借家法 17 条 1 項における判例、立法担当者、学説による解釈を踏まえた放送法 144 条 1 項における「協議が調わないとき」の解釈

- (1) 放送法 144 条 1 項は、「第 142 条第 1 項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してす

る再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。」と規定する。

この点、同条項における「協議が調わないとき」の解釈については、判例、立法担当者、学説による議論はなされていない。

しかし、同様の規定である民法258条1項、旧借地法8条ノ2第1項、借地借家法17条1項における判例、立法担当者、学説による解釈によれば、放送法144条1項における「協議が調わないとき」についても、以下のとおり解釈できる。

- (2) まず、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」は、非常に広い概念であって、現実には協議をしたが不調に終わったことまでを要しない。

たとえば、はじめから協議をすることができない場合、基幹放送事業者が再放送すること自体を争っている場合、再放送したい旨を通知したが短期間に返答がなかった場合、基幹放送事業者が協議に応じない場合、基幹放送事業者が協議に応ずる意思のない場合等も、「協議が調わないとき」に当たる。

- (3) 次に、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」につき、協議不調を厳格な意味での適法要件（裁定申請ないし大臣裁定の要件）として考える必要はない。

それゆえ、裁定申請の際に特にその要件として協議不調であるかどうかを審査するとか、裁定申請の事前に協議がなされなかった場合に裁定申請を却下するようなことは許されず、全く協議をしないで裁定申請をした場合でさえも、基幹放送事業者が再放送を争うのであれば、裁定申請は適法である。

そもそも、協議をしても、明確に不調に至らずに推移することや、基幹放

送事業者が時間をかせいで徒らに引き延ばし作戦をとることもあり、どの段階で協議不調といえるかの判断自体が困難であるため、協議不調を厳格な適法要件として考えることはできないのである。

- (4) また、放送法 144 条 1 項にいう「協議が調わないとき」には、再放送それ自体について協議が成立しない場合のみならず、再放送それ自体については協議が成立したが、再放送の期間、区域、対価、諸費用（著作権料、承諾料等）の支払、更新の有無・方法、その他の条件について協議が成立しない場合等も含まれる。

5 本件再度拒否処分は、放送法 144 条 1 項の解釈適用を誤り、違法無効であるから、取り消しを免れない

- (1) これを本件について見るに、審査請求人は、遅くとも平成 18 年 9 月には、讀賣テレビ放送との間で、再送信の協議を開始したにもかかわらず、それから約 4 年 9 か月経っても再送信について合意に達しなかったのであるから、審査請求人が、平成 23 年 6 月 21 日、本件裁定申請を行った時点で、放送法 144 条 1 項にいう「協議が調わないとき」の要件を満たすことは明らかである。

前述のとおり、放送法 144 条 1 項にいう「協議が調わないとき」は、非常に広い概念であって、現実には協議をしたが不調に終わったことまでを要しない。そもそも、協議をしても、明確に不調に至らずに推移することや、基幹放送事業者が時間をかせいで徒らに引き延ばし作戦をとることもあり、どの段階で協議不調といえるかの判断自体が困難であるため、協議不調を厳格な適法要件として考えることはできない。

本件では、まさに讀賣テレビ放送が、時間をかせいで徒らに引き延ばし作戦をとったというほかないのであって、いかなる観点から見ても、「協議が

調わないとき」に該当することを疑う余地はない。

- (2) これに対し、総務大臣は、平成23年10月20日、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないとして、本件裁定申請を拒否する旨の処分（本件裁定拒否処分）を行った。

しかし、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」につき、協議不調を厳格な意味での適法要件（裁定申請ないし大臣裁定の要件）として考える必要はない。

それゆえ、裁定申請の際に特にその要件として協議不調であるかどうかを審査するとか、裁定申請の事前に協議がなされなかった場合に裁定申請を却下するようなことは許されず、全く協議をしないで裁定申請をした場合でさえも、基幹放送事業者が再放送を争うのであれば、裁定申請は適法である。

そうすると、そもそも、総務大臣が、「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件該当性を厳格に審査して、本件裁定拒否処分を行ったこと自体が、放送法144条1項の解釈適用を誤り、違法であることが明らかである。

- (3) さらに、総務大臣は、平成30年10月25日、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないことを理由に、本件裁定申請につき、再度の拒否処分（本件再度拒否処分）を行った。

しかし、本件裁定拒否処分が違法であるのと全く同じ理由で、総務大臣が、「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件該当性を厳格に審査して、本件再度拒否処分を行ったこと自体が、放送法144条1項の解釈適用を誤り、違法であることが明らかである。

- (4) この点、本件再度拒否処分は、① 讀賣テレビ放送から審査請求人宛ての

平成30年10月11日付文書では、「上板町の区域につきましても、（中略）再放送することに放送法上の同意をいたします（中略）」と明記されていること、② 讀賣テレビ放送から総務省に対して、同月19日付文書にて、審査請求人との協議の状況について、「上板町の区域につきましても、（中略）再放送することに同意することとし、平成30年10月11日付けにて、本書添付のとおり、株式会社ひのき宛てにその旨を通知いたしました。」との上申があったことを理由に、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」に該当せず、大臣裁定の申請の要件を満たさないため、拒否処分とするとしている。

しかし、既に本件裁定手続は適法に係属している以上、仮に、讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、再放送同意を申し出たとしても、本件裁定申請の適法性、及び、本件裁定手続の適法な係属に何らの影響をも与えない。

もちろん、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させれば、審査請求人は、本件裁定手続係属の必要性がなくなったと判断して、自ら本件裁定申請を取り下げることになる。

しかし、審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、讀賣テレビ放送が、「再放送に応じる」等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない。

- (5) この理は、共有物分割訴訟が適法に裁判所に係属した後に、被告（共有者）が、原告（共有者）に対し、共有物分割協議を申し出たとしても、共有物分割訴訟が不適法になることはないことから明らかである。

もちろん、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続外で被告と共有物分割協議を成立させれば、原告は、共有物分割訴訟係属の必要性がなくなった

と判断して、被告の同意を得て、自ら訴訟を取り下げることになる。

また、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続内で被告と共有物分割協議を成立させれば、和解によって訴訟は終了することになる。

しかし、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続の内外で被告と共有物分割協議を成立させていないにもかかわらず、単に、被告が、「共有物分割に応じる」等と一方的に原告に申し出ただけでは、共有物分割訴訟の実体審理には一切影響しない。

それゆえ、共有物分割訴訟の場合と比較しても、讀賣テレビ放送の申し出は、本件裁定申請の適法性、及び、本件裁定手続の適法な係属に何らの影響をも与えないことが明らかである。

- (6) このように、讀賣テレビ放送が、一方的に、審査請求人に対し、再放送することに放送法上の同意をする旨の通知書を送付したからといって、讀賣テレビ放送と審査請求人との間で再放送について協議が調ったとはいえない。

すなわち、審査請求人と讀賣テレビ放送の双方が合意に達して初めて協議が調ったことになるのであって、一方が他方に意思表示をただけでは、何らの合意も成立しておらず、協議が調ったとはいえないことが明らかである。

- (7) そもそも、前述のとおり、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」には、再放送それ自体について協議が成立しない場合のみならず、再放送それ自体については協議が成立したが、再放送の期間、区域、対価、諸費用（著作権料、承諾料等）の支払、更新の有無・方法、その他の条件について協議が成立しない場合等も含まれるところ、審査請求人と讀賣テレビ放送との間では、これらについて何ら協議が成立していない。

このため、審査請求人は、讀賣テレビ放送との間で成立した協議に基づいて問題なく再放送を行うということができず、現在も、讀賣テレビ放送側と



の間で紛争が継続している。たとえば、審査請求人が、再放送するに当たり、讀賣テレビ放送に支払うべき著作権、著作隣接権の使用料について、審査請求人と讀賣テレビ放送との間で合意に達していない。その結果、讀賣テレビ放送から著作権、著作隣接権を信託譲渡されたと主張する一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会（J A S M A T）は、審査請求人に対し、一方的な計算に基づく数億円もの使用料相当の損害賠償を請求する訴訟を提起し、現在も、上告審において争われている。

このように、現に、審査請求人と讀賣テレビ放送との間で再放送について協議が成立していないからこそ、紛争が続いているのであって、この点からも、協議が調ったとはいえないことが、より一層、明らかである。

- (8) 以上によれば、本件再度拒否処分は、放送法 1 4 4 条 1 項の解釈適用を誤り、違法無効であるから、取り消しを免れない。

なお、従前の主張のうち、以上の主張と抵触する部分は、以上の主張のとおり訂正する。

### 第 3 総務大臣の準備書面(2)に対する反論

#### 1 同書面の第 1（2～5 頁）について

- (1) まず、総務大臣は、民法 2 5 8 条 1 項につき、乙 2 0 号証を引用して、「協議が調わないこと」が訴えの利益であると主張する（3、4 頁）。

しかし、乙 2 0 号証は、前掲最高裁昭和 4 6 年 6 月 1 8 日判決の判例解説の抜粋であるところ、同判例解説は、同判例が前掲大審院昭和 1 3 年 4 月 3 0 日判決を踏襲したものであり、学説にも異論はないことを述べるにすぎない。

この点、総務大臣は、同判例解説のうち、「協議の不調は、実体上共有物分割請求権の発生要件ではなく、協議の成立が共有物分割の訴の利益を欠く

に至らしめると解することができるのではあるまいか。」という部分（104頁）を引用するようである。

しかし、同部分は、担当調査官の単なる私見であり、同判例が判示するものではない。

また、同部分は、民法258条1項にいう「協議調ハザルトキ」は、実体法上、共有物分割請求権を発生させるものではなく、それゆえ、協議不調を共有物分割請求訴訟の適法要件（提訴ないし分割の要件）と考えるべきではないこと、ただ、事後的に、訴訟手続の内外で共有物分割協議が成立した場合は、民訴法上の訴えの利益を欠くことになると思われることを述べるにすぎない。すなわち、「協議調ハザル」ことが訴えの利益というわけではなく、反対に、「共有物分割協議が成立したこと（＝協議が調ったこと）」が事後的に訴えの利益を失わしめることになるのではないかという当然の民訴法理を述べるに留まる。

したがって、総務大臣の上記主張は、理由がない。

- (2) 次に、総務大臣は、審査請求人が再放送にかかる同意の申込みをしていたことは争いのない事実であり、それに対して讀賣テレビ放送は確定的な同意をしているから、「協議が調わないとき」の状況は失われており、これを理由として行われた本件再度拒否処分は適法である等と主張する（5頁）。

しかし、審査請求人は、再放送にかかる同意の申込みをして、もって讀賣テレビ放送との間で再放送について協議を始めたにもかかわらず、前述のとおり、未だに再放送について協議は成立していない。

すなわち、審査請求人と讀賣テレビ放送との間では、再放送の期間、区域、対価、諸費用（著作権料、承諾料等）の支払、更新の有無・方法、その他の条件について、何ら協議が成立していない。

これに対し、讀賣テレビ放送が、再放送それ自体について同意する旨を一

方的に通知したからといって、協議が成立したことになるはずがない。かかる通知は、一方の共有者が、他方の共有者に対し、共有物分割それ自体については同意する旨を、あるいは、賃貸人が、借地権者に対し、借地条件の変更それ自体については同意する旨を、それぞれ一方的に通知するのと全く同じであって、それだけでは具体的な諸条件を含む協議が成立したとは到底いえないからである。

したがって、総務大臣の上記主張は、理由がない。

## 2 同書面の第3（5、6頁）について

総務大臣は、たとえ事後的にであっても「協議が調う」こととなり、基幹放送事業者が再放送に同意して一般放送事業者による再放送が可能となれば、一般放送事業者の権利は守られるのであり、裁定手続を維持する必要は失われる等と主張する（6頁）。

しかし、前述のとおり、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」につき、協議不調は、厳格な意味での適法要件（裁定申請ないし大臣裁定の要件）ではない。

また、前述のとおり、讀賣テレビ放送が、再放送それ自体について同意する旨を一方的に通知したからといって、協議が成立したことにはならない。

したがって、総務大臣の上記主張は、理由がない。

## 第4 讀賣テレビ放送の準備書面(2)に対する反論

讀賣テレビ放送は、審査請求人が、讀賣テレビ放送に対し、再放送することにつき同意を求めてきたのに対し、讀賣テレビ放送が本件同意をしたのであり、讀賣テレビ放送の本件同意によって、上板町での再放送同意に関する協議は成立している等と主張する（2頁）。

しかし、前述のとおり、讀賣テレビ放送が、再放送それ自体について同意す

る旨を一方的に通知したからといって、協議が成立したことにはならない。

したがって、讀賣テレビ放送の上記主張は、理由がない。

## 第5 新見育文教授の意見書（乙21）に対する反論

- 1 まず、新見育文教授は、意見書（乙21）において、放送法144条1項の規定する「協議に応じず、又は協議が整わないとき」という要件は、裁定申請開始の要件であるとともに、総務大臣による実体的判断を内容とする裁定（つまり、終局裁定）が下されるまで存続していることを求める要件、すなわち、裁定手続係属要件としての意義をも有する等と述べる（4頁）。

しかし、民法258条1項、旧借地法8条ノ2第1項、借地借家法17条1項における判例、立法担当者、学説による解釈を踏まえて既に主張したとおり、放送法144条1項における「協議が調わないとき」に関するかかる解釈は、誤りである。

したがって、新見教授の同意見は、理由がない。

- 2 次に、新見教授は、讀賣テレビ放送による平成30年任意同意によって、再放送の同意がなされており、少なくとも「再放送の同意それ自体」についての争いは解消している、したがって、本件の裁定申請の係属要件が満たされないことになり、総務大臣は申請を斥けることが適正な判断というべきである（4、5頁）、裁定のための手続要件が満たされていないことをもって、裁定拒否処分がなされることは適法である（5頁）等と述べる。

しかし、前述のとおり、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」につき、協議不調は、厳格な意味での適法要件（裁定申請ないし大臣裁定の要件）ではない。

また、前述のとおり、讀賣テレビ放送が、再放送それ自体について同意する旨を一方的に通知したからといって、協議が成立したことにはならない。この

点、新見教授も、「再放送の同意それ自体」と指摘しているところである。

したがって、新見教授の同意見は、理由がない。

## 第6 結 論

- 1 令和元年6月1日、改正地方税法の施行により、ふるさと納税は、返礼品を寄付額の3割以下の地場産品に限定する新制度に移行した。これに際し、総務省は、大阪府泉佐野市は改正法施行前の返礼品がこの基準に抵触したなどとして、同市をふるさと納税の新制度から除外した。

このため、泉佐野市は、同年6月10日、除外を不服として国の第三者機関である国地方係争処理委員会に審査を申し出た。

国地方係争処理委員会は、同申出について、地方自治法250条の14第1項に基づき審査した結果、同年9月3日、総務大臣に対し、総務大臣が挙げる理由は不指定の理由とすべきではない等として、同決定の趣旨に従い、除外決定につき、再度の検討を行うべきこと等を勧告した。

しかし、総務省が決定を変えなかったため、泉佐野市は、「総務省は実質的に法的規制を過去にさかのぼって適用しており、裁量権の逸脱・濫用である」等と主張して、総務大臣に対し、同決定の取消しを求めて提訴した。

この点、泉佐野市の千代松大耕市長は、大阪高裁で令和元年11月15日に開かれた第1回口頭弁論において、「総務省の自治体への違法な関与など、地方自治の根幹を揺るがす大きな問題を正すため、提訴に踏み切った」等と陳述している。

ここでは、総務大臣ないし総務省が、国地方係争処理委員会から勧告まで受けながら、広範な裁量権を主張して、法令に反する行政を行うことが許されるかが問われている。

- 2 本件も、これと全く同じである。

すなわち、総務大臣は、当初、審査請求人の裁定申請そのものを拒否した（本件裁定拒否処分）。

その後、総務大臣は、審査請求人の第1次異議申立てを受けて、本件裁定拒否処分を取り消したものの、上板町について不同意裁定を行い、審査請求人の異議申立て（第2次異議申立て）をも棄却する旨の決定（本件決定）を行った。

このため、審査請求人が、本件訴訟を提起し、東京高裁は、平成29年12月7日、本件決定を取り消す旨の判決を言い渡し、平成30年9月6日、同判決が確定した。

そうであるにもかかわらず、総務大臣は、わずか1月あまり後の同年10月25日、再び本件再度拒否処分を行った。

このように、総務大臣は、司法による判断まで受けながら、未だ頑なに、独自の見解に基づき、大臣裁定の拒否処分を繰り返すのであって、その結果、本来の放送法144条に基づく大臣裁定のあり方が大きく歪められている。

しかし、総務大臣ないし総務省が、司法による明確な判断まで受けながら、広範な裁量権を主張して、本件再度拒否処分という法令に反する行政を行うことが許されるはずがない。本件では、泉佐野市の事案と同様に、まさにこの点が問われているのである。

- 3 既に詳しく述べたとおり、本件再度拒否処分は、いかなる観点からも違法無効であり、取り消しを免れない。

よって、速やかに本件再度拒否処分を取り消し、本件裁定のうち本件不同意裁定部分について同意裁定をすべきとの決定を求める。

以 上



準 備 書 面 (1)

総 情 域 第 1 2 号

令和元年 5 月 2 4 日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

石 田 真 敏



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

なお、平成30年10月25日付総情域第82号で総務大臣が行った拒否処分（以下「本件再度裁定拒否処分」という。）に対して、株式会社ひのき（以下「審査請求人」という。）からなされた平成31年1月8日付審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、下記のとおり陳述する。

## 記

### 第1 審査請求の趣旨に対する陳述

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第2 審査請求人の主張する事実の認否

審査請求人は、審査請求人準備書面（1）第2 本件の事実経過において、本件の経緯について詳細に主張する。主張に係る事実の中には、総務大臣としては、否認ないし争うべき点も含まれているが、それらの事実、本件の結論を直接左右するものではないと考えられる。そのため、総務大臣は、本件の結論に係る以下の事実についてのみ、認否し、その他については、今後必要に応じて認否を行うこととする。

審査請求人の主張にかかる以下の事実については、認める。

- ① 審査請求人が、平成23年6月21日、総務大臣に対し、讀賣テレビ放送株式会社（以下「讀賣テレビ放送」という。）につき再送信同意をすべき旨の裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を行ったこと（審査請求人準備書面(1)第2の14(1)）
- ② 総務大臣が平成23年10月20日、放送法第144条第1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないとして、本件裁定申請を拒否する旨の処分（以下「本件裁定拒否処分」という。）を行ったこと（同準備書面第2の14(4)）
- ③ 審査請求人が同年11月7日、総務大臣に対し、本件裁定拒否処分を取り消し、再送信同意をすべき旨の裁定を求める旨の異議申立て（以下「第1次異議申立て」という。）を行ったこと（同準備書面第2の14(4)）
- ④ 総務大臣が、平成23年12月9日、電波監理審議会に第1次異議申立て事案を付



議したこと（同準備書面第2の14(5)）

- ⑤ 電波監理審議会が、平成24年11月28日、本件裁定拒否処分を取り消す旨の決定案を議決したこと（同準備書面第2の14(5)）
- ⑥ 総務大臣が、平成24年12月5日、同決定案に従い、本件裁定拒否処分を取り消し大臣裁定手続に着手する旨の決定（以下「第1次決定」という。）を行ったこと（同準備書面第2の14(5)）
- ⑦ 総務大臣が、平成25年7月23日、讀賣テレビ放送に対し、対象地域のうち上板町を除外して、北島町・松茂町についてのみ再送信同意をすべき旨の裁定（以下「本件裁定」という。）を行ったこと（同準備書面第2の16(1)）
- ⑧ 審査請求人が平成25年8月9日、本件裁定のうち徳島県板野郡上板町の区域における不同意裁定部分（以下「本件不同意裁定部分」という。）の取り消し、同部分につき再放送同意をすべき旨の決定を求めて再度の異議申立て（以下「第2次異議申立て」という。）を行ったこと及び本件裁定のうち、同意裁定部分は、審査請求人からも讀賣テレビ放送からも異議申立てがなく確定したこと（同準備書面第2の16(4)）
- ⑨ 第2次異議申立てが、平成25年8月28日付で電波監理審議会に付議されたこと（同準備書面第2の17(1)）
- ⑩ 電波監理審議会が平成27年2月18日、決定案の議決を行ったこと（同準備書面第2の17(2)）
- ⑪ 総務大臣が、同月25日、第2次異議申立てを棄却する旨の決定（以下「第2次決定」という。）を行ったこと（同準備書面第2の17(2)）
- ⑫ 審査請求人が、平成27年6月1日、東京高等裁判所に対し、国（総務大臣）を被告として、第2次決定の取消しを求める行政訴訟を提起したこと（同準備書面第2の18(1)）
- ⑬ 東京高等裁判所が平成29年12月7日、第2次決定を取り消す旨の判決（以下

「本件判決」という。)を言い渡したこと(同準備書面第2の<sup>18</sup>~~17~~(2))

- ⑭ 国が、本件判決を不服として、最高裁判所に上告受理を申し立てたこと(日付は審査請求人の主張にはないが平成29年12月21日付である。)
- ⑮ 最高裁判所が平成30年9月6日、上告を受理しない旨の決定をしたこと及びこれにより本件判決が確定したこと(同準備書面第2の19(1))
- ⑯ 総務大臣が、平成30年9月21日付で、審査請求人に対し、本件判決の確定を踏まえ、裁定手続に着手することを通知したこと(同準備書面第2の19(3))
- ⑰ 総務大臣が、同年10月25日、放送法第144条第1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないことを理由に、本件再度裁定拒否処分を行ったこと(同準備書面第2の19(3))

### 第3 総務大臣が本件再度裁定拒否処分を行った経緯について

総務大臣は、本件判決によって本件裁定のうち本件不同意裁定部分が違法とされたことを受けて、平成30年9月21日付け文書により、審査請求人及び讀賣テレビ放送に対し、再度の裁定手続に着手する旨通知した。(甲69)

再度の裁定手続きへの着手に当たっては、放送法第144条第2項の規定に基づき、総務大臣から讀賣テレビ放送に対し、意見書提出の機会を付与する旨併せて通知し(乙1)、讀賣テレビ放送は、平成30年10月19日付け文書により、審査請求人に対して上板町の区域における再放送に任意で同意すると平成30年10月11日に通知した旨の上申を総務大臣に対し行った。(乙2)

同上申書には、讀賣テレビ放送が審査請求人宛に送付した内容証明による通知文書が添付されており、同文書には、「上板町の区域につきましても、貴社が依頼会社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を、同時再放送による放送によって、再放送することに放送法上の同意をいたしますので、その旨、本書をもってご通知させていただきます。」と記載されていたため、総務大臣は、讀賣テレビ放送と審査請求人との間の

当事者間協議が調ったことが認められ、かつ本件再度裁定拒否処分時点で審査請求人による平成23年6月21日付けの本件裁定申請が取り下げられていなかったこと踏まえ、裁定申請後の事情変更によって、放送法第144条第1項に定める大臣裁定申請の要件である「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」にもはや該当しない状況となったものとし、平成30年10月25日付け文書により、本件裁定申請に対する本件再度裁定拒否処分を行い、審査請求人に対して通知した。（甲70）

第4 本件再度裁定拒否処分は、最高裁判所昭和42年9月26日判決等の判例に相反し、本件裁定申請に対する平成23年10月20日付け本件裁定拒否処分を取り消した平成24年12月5日付け第1次決定の不可変更力・実質的確定力に反して違法無効であり、取り消しを免れないとする審査請求人の主張について

1 本件再度裁定拒否処分と第1次決定の関係について

審査請求人は、本件再度裁定拒否処分について、争訟裁断的性質を持つ行政処分が有する不可変更力・実質的確定力に反し、第1次決定を取り消し、又は変更する違法無効な処分であると主張する。

しかしながら、総務大臣は、本件判決によって本件不同意裁定部分が効力を失ったことから、行政事件訴訟法第33条第2項の規定に基づいて改めて裁定を行うこととし、要件該当性に関する審査において、第1次決定以降の当事者間の協議状況に事情変更が認められなかったため、不可変更力・実質的確定力を有する第1次決定の内容を踏まえ、平成30年9月21日付けで再度の裁定手続きに着手したところである。一方で、本件再度裁定拒否処分は、讀賣テレビ放送が平成30年10月11日付けで審査請求人に送付した通知文書の内容から、平成30年9月21日に総務大臣が審査請求人及び讀賣テレビ放送に通知した裁定手続きへの着手後に事情変更が生じたと認められ、それによってもはや裁定申請の要件が失われたことを踏まえ、裁定手続きの途中において、本件裁定拒否処分とは別に新たに行った処分である。

第1次決定の不可変更力・実質的確定力は、平成30年9月21日の再度の裁定手続きへの着手時の要件該当性の審査だけでなく、本件再度裁定拒否処分を行うに当たっての要件該当性の審査にも及ぶが、いずれも第1次決定後の事情変更の有無について考慮する必要がある。即ち、争訟裁断的性質をもつ行政行為について認められる不可変更力・実質的確定力は、当該行政行為が行われた後に事情変更が無いという前提で、同じ処分の繰り返しを禁じるものであり、後述の取消判決の拘束力と同様、事情変更が認められる場合には、新たな処分を行うことが可能である。この点、審査請求人が不可変更力・実質的確定力の根拠として引用する最高裁判所昭和42年9月26日第3小法廷判決の田中二郎裁判官意見において、争訟裁断的性質を持つ行政処分について、「行政庁としても、裁決・決定のなされたときの客観的事情と全く同一の事情のもとに、裁決又は決定によつて取り消された処分と全く同じ処分を繰り返してすることは許されない」、「もつとも、新たな処分を必要とする新たな事情が生じた場合に、そのことを理由として、行政庁が新たに処分をすることを妨げるものではない」と述べられている。（乙3）本件再度裁定拒否処分は、讀賣テレビ放送が任意同意する旨を審査請求人に通知したことにより、第1次決定がなされたときから客観的事情が大きく変更されており、かつ新たな処分を必要とする新たな事情が生じたことを理由として行われた新たな処分であることから、第1次決定との関係において妨げられるものではない。

## 2 裁定手続きに着手した後に当事者間の協議が調った場合、拒否処分を行うことの適当性について

放送法第144条第1項において、協議の不調が再放送同意に係る総務大臣裁定の申請の要件とされているのは、「本来、再放送の同意問題は当事者間の協議により解決されることが望ましいものであり、大臣裁定は基本的に当事者間で協議が十分に尽くされたにもかかわらず、協議が調わない場合に初めて用いられる手段であるとの趣

旨」によるものである。(乙4 金澤薫「放送法逐条解説(改訂版)」〔一般社団法人情報通信振興会〕363頁)

この制度趣旨は、大臣裁定制度が整備された昭和61年の有線テレビジョン放送法改正法制定時の第104回国会において、郵政大臣が、「実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定に持っていく、こう基本的に考えた次第でございます。」と発言し、政府委員が「仮に裁定の申請があった場合におきましても、両当事者が十分に議論を尽くしたかどうか、それから当事者の話し合いで協議が成立する余地は本当はないのかといった点につきまして慎重な判断をしたいというふうに考えております。」と発言していることから認められる。(乙5及び乙6)

大臣裁定が当事者間の協議が成立する余地が無いという限定的場合のみにおいて行われるべき手続きであるという趣旨を踏まえると、一般放送事業者から総務大臣に裁定の申請が行われ、総務大臣が電気通信紛争処理委員会に諮問する以前の要件該当性審査の段階はもとより、本件再度裁定拒否処分のように、裁定手続きに着手した後であっても、成立する余地のある形で協議が再開され、あるいは協議が調った場合においては、第一義である当事者間の協議を優先し、総務大臣は裁定手続きを継続せず、拒否処分を行うことが適当である。仮に、本件のような事情の下において、審査請求人が主張するように、総務大臣が再度裁定拒否処分を行うことができず、同意裁定を行うしかないこととなれば、第一義的に尊重されるべき当事者間の同意を、限定的に行われるべき大臣裁定による同意によって上書きするものに他ならず、再放送同意についての放送法の趣旨を著しく毀損することとなり、不適當である。

この点、審査請求人は、本件再度裁定拒否処分の前提となる要件該当性の判断について、平成23年6月時点で「協議が調わなかった」ために終了したとされた協議が平成30年10月時点でなおも行われているとするものであって、第1次決定に全く

相反し、論理的に破綻していると主張する。しかしながら、そもそも大臣裁定制度においては、当事者間の協議不調が要件である以上、ある時点において協議不調の要件を満たしたとしても、裁定手続き着手後に協議が再開されて任意同意が成立した場合や、同意申し込みが取り下げられた場合等、要件該当性に変更が生じることは、制度上当然に予定されているものであると解するべきであり、本件においては、讀賣テレビ放送による同意が明確に認められるため、要件該当性に変更が生じたと判断するのが適当である。

裁定手続きに着手した後に要件該当性に変更が生じた事例として、過去、高知県の有線一般放送事業者であるよさこいケーブルネット株式会社（以下「よさこいケーブルネット」という。）が、岡山県及び香川県を放送対象地域とする基幹放送事業者である株式会社瀬戸内海放送（以下「瀬戸内海放送」という。）の地上デジタル放送の再放送について平成22年6月24日付けで裁定申請し、それに対して総務大臣が平成23年2月17日付けで行った拒否処分に対してよさこいケーブルネットが平成23年4月18日付けで異議申立てを行った後、瀬戸内海放送が任意同意の意向を示した事例、よさこいケーブルネットが、平成22年6月24日付けでテレビせとうち株式会社（以下「テレビせとうち」という。）の放送の再放送について裁定申請し、それに対して総務大臣が平成23年6月21日付けで行った不同意裁定に対してよさこいケーブルネットが平成23年7月21日付けで異議申立てを行った後、電波監理審議会における審理途中でよさこいケーブルネットが再放送を求める方針を改めた事例がある。これらの事例においては、裁定申請の要件が失われたために、裁定申請主体であるよさこいケーブルネットが、平成23年5月17日付けで瀬戸内海放送の地上デジタル放送の再放送に関する総務大臣が行った拒否処分にかかる異議申立てについて、平成25年11月22日付けでテレビせとうちの地上デジタル放送の再放送に関する総務大臣が行った不同意裁定にかかる異議申立てについて、それぞれ総務大臣に対して取り下げを行っている。（乙7、乙8、乙9、乙10、乙11、乙12及び乙

13)

これらの案件に対して、本件再度裁定拒否処分では、裁定手続きに着手した後、処分が確定するまでの間に事情の変更が生じた点ではこれらの事例と同一であるが、審査請求人が本件裁定申請を取り下げなかったことから、本件裁定申請に対する応答を行う必要性を踏まえ、本件再度裁定拒否処分を行ったものである。

なお、審査請求人は、本件再度裁定拒否処分を認めれば、基幹放送事業者は、一般放送事業者に対し、いつでも任意に協議を申し込むことによって、裁定申請の要件充足性を覆滅せしめ、進行している裁定手続きをなかったことにできるのであって、かくては、大臣裁定制度が根幹から崩壊するなどと主張する。しかしながら、裁定手続き着手後に基幹放送事業者側が改めて協議を申し込む場合、総務大臣は、基幹放送事業者側が申し込んだ協議によって申請要件に事情変更が生じたか否かを慎重に検討した上で判断するのであって、単に、裁定申請以前の協議に復帰するに過ぎない申し込み等事情変更が生じない程度の協議の申し込みであれば、裁定手続きを中断すべきものではなく、協議の再開の申し込みの有無という形式的な事実によって、総務大臣が一律に拒否処分を行うものではない。この点、本件は、讀賣テレビ放送が明確な同意を示しているのであって、事情変更が生じ、要件該当性が失われたとするのが適当である。

### 3 本件裁定の同意裁定部分への影響について

審査請求人は、本件裁定において、同意すべきとされた徳島県板野郡松茂町・北島町の区域の裁定について、本件再度裁定拒否処分によってその基盤を失って維持できなくなるなどと主張する。しかし、審査請求人は、平成25年8月9日に提出した第2次異議申立ての異議申立書において、「異議申立てに係る裁定のうち、徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分を取り消し、同部分につき再送信同意をすべき旨の裁定を求める。」としていることから（甲64）、本件裁定（甲63）のうち上板町の区

域にかかる部分のみを異議の対象としたのであり、松茂町・北島町の区域にかかる裁定については、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法第45条の規定により、審査請求人が本件裁定を知った日の翌日から起算して60日以内に異議を申立てなかった時点で確定し、審査請求人の本件不同意裁定部分への異議を棄却した第2次決定の対象とはなっていない。したがって、第2次決定に対する取消訴訟の確定判決である本件判決の効力は、本件裁定のうち訴訟対象である本件不同意裁定部分のみに及ぶものであり、本件判決の効力によって本件裁定のうち本件不同意裁定部分が効力を失ったことによる再度の裁定手続きの対象も、本件不同意裁定の部分である上板町の区域に係る部分のみである。この点、総務大臣は、平成30年9月21日付け文書による再度の裁定手続きに着手する旨の通知において、「平成30年9月6日付けで、東京高等裁判所平成27年（行ケ）第34号（決定取消請求事件）の判決が確定したことを踏まえ、裁定手続きに着手することを通知します。」としており（甲69）、本件裁定のうち本件判決の対象外の部分は再度の裁定手続きに着手していない。よって、本件再度裁定拒否処分の効力も上板町に係る裁定申請のみに及ぶものであり、審査請求人が主張するように、本件再度裁定拒否処分により本件裁定のうち松茂町・北島町の区域に係る同意裁定部分が維持できなくなるものではない。

第5 本件再度裁定拒否処分は、最高裁判所平成4年4月28日判決に相反し、行政事件訴訟法第33条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であり、取り消しを免れないとする審査請求人の主張について

1 本件判決の形成力の効力について

行政処分に対する取消訴訟においては、行政事件訴訟法第8条第1項において、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができるときにおいても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起すること



ができない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と定められている。放送法に基づく総務大臣の処分への審査請求に関しては、放送法第180条の規定により準用される電波法第96条の2において、「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分に不服がある者は、当該処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。」と定められ、裁決主義が採られているため、行政事件訴訟法第8条第1項ただし書きの規定が適用される。また、行政事件訴訟法第10条第2項において、「処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。」と定められており、原則である原処分主義が採られている場合、裁決の取消訴訟においては、原処分の違法を理由として取消しを求めることができないが、裁決主義が採られている場合は、同項の反対解釈として、原処分の違法を理由として裁決の取消しの訴えを提起できると解される。従って、放送法又は放送法に基づく命令の規定による総務大臣の処分に不服がある者は、原処分の違法を理由として裁決の取消しの訴えを提起できる。（乙14 宇賀克也「行政法概説Ⅱ行政救済法（第6版）」〔有斐閣〕134頁）

このような場合、取消訴訟において、取消訴訟の訴訟対象である審査請求についての決定の固有の違法事由のみならず、原処分が違法であることを理由として審査請求の決定の違法性が主張され、原処分が違法であることを理由として審査請求の結果を取り消す旨の判決が確定する場合があります。その判決の効力については、最高裁判所昭和50年11月28日第3小法廷判決において、「農地買収計画処分についての訴願を棄却した裁決に対して、買収計画処分及び裁決を受けた者から買収計画処分の違法であることを理由に行政事件訴訟特例法（昭和三十七年法律一三九号によつて廃止）による裁決取消の訴が提起され、右訴について買収計画処分の違法を理由として裁決を取り消す判決がされ、右判決が確定したときは、その買収計画処分の違法であること

が確定して右処分は効力を失うと解するのが、相当である。」と判示されている（乙15）。このことから、この場合の取消訴訟の確定の効力は、単に審査請求についての決定を取り消すのみならず、違法とされた原処分の失効にも及ぶと解するのが適当である。（乙16 室井力、芝池義一、浜川清「コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法」〔日本評論社〕301頁）

以上を本件に当てはめると、原処分である本件裁定のうち本件不同意裁定部分の違法性が第2次決定における異議申立て棄却決定取消しの理由となっていることから、本件判決の形成力により、本件裁定のうち本件不同意裁定部分の効力も失われ、裁決が判決により取り消されたときのやり直し義務を定める行政事件訴訟法第33条第2項の規定により、本件裁定の申請後・裁定前の時点に戻ることになる。

しかしながら、審査請求人は、「① まず、審理官が、電波監理審議会に改めて報告書を提出し、② 次に、電波監理審議会が、同報告書に基づき、決定案を議決し、③ 最後に、総務大臣が、同決定案に基づき、決定を行うことになる。」と主張しており、この主張は、本件判決により、第2次決定のみが効力を失い、本件裁定はそのまま維持されたものとしている点で、本件判決の効力を第2次決定のみに限定し、過小に評価したものである。

## 2 本件判決の拘束力について

取消判決の形成力により処分が遡及的に失効すると、その処分が行われる前の法律関係が回復するため、行政庁は、新たに処分をやり直すことになるが、行政事件訴訟法第33条において、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」（第1項）、「申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。」（第2項）と定

められている。

これを踏まえ、審査請求人は、「① まず、審理官は、上板町の区域について、読賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないとして、放送法第144条第3項に基づき、同意裁定をすべきであるとして、本件裁定のうち本件不同意裁定部分を取り消して同意裁定すべき旨の報告書を提出し、② 次に、電波監理審議会は、同報告書に基づき、同旨の決定案を議決し、③ 最後に、総務大臣が、同決定案に基づき、同旨の決定を行うことになる。これが本件判決の拘束力の効果に他ならない。」と主張している。

しかしながら、行政事件訴訟法第33条による取消判決の拘束力は、「その理由による処分・裁決は許されない」という裁判所の判断が行政庁に対する拘束力として働く結果によるものであり、同一事情・同一理由・同一手続による同一内容の処分の繰り返しは許されないとするものである。従って、取消判決の拘束力のもとで再度行われる処分においても、異なる事情・理由・手続によって同一内容の処分を行うことは許容される。（乙17 櫻井敬子、橋本博之「行政法（第4版）」〔弘文堂〕328頁、乙18 宇賀克也「行政法（第2版）」〔有斐閣〕352頁）

この点、審査請求人は、拘束力について、最高裁判所平成4年4月28日第3小法廷判決（乙19）について、「取消判決の右認定判断に抵触する認定判断をすることは許されない」、「取消判決の拘束力の及ぶ判決理由中の認定判断につきこれを誤りであるとして従前と同様の主張を繰り返すこと、あるいは右主張を裏付けるための新たな立証をすることを許すべきでない」等の部分を引用しているが、本判決は、再度の審査手続きにおいて、審査官が取消判決の認定判断に抵触しない範囲で、認定判断をすることを禁じるものではないであろう。この点、本件においては、本件再度裁定拒否処分における認定判断は、放送法第144条第3項に規定される「正当な理由」の有無についての認定判断を行った本件判決とは異なり、放送法第144条第1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」についての判断である

ことから、本件判決の拘束力に反するものではない。また、取消判決の効力は、事情が変更されていなくても、同じ理由による再処分を禁ずるに過ぎず、別の理由による再処分を禁ずるものではないと解されることから、仮に上申書が、再度の裁定手続きの継続を必要とする内容であり、讀賣テレビ放送の任意同意による事情変更がなかったとしても、必ずしも同意裁定ではなく、異なる理由によって再度の不同意裁定を行うことも許容されたものである。（乙18 宇賀克也「行政法（第2版）」〔有斐閣〕352頁）従って、再度の裁定を行う場合には、常に同意裁定とすることが適当とする審査請求人の主張は誤りである。

### 3 本件判決の形成力・拘束力と讀賣テレビ放送の関係について

審査請求人は、行政事件訴訟法第32条により、本件判決の形成力が第三者たる讀賣テレビ放送にも及ぶことを根拠に、総務大臣が、本件判決の拘束力によって同意裁定をすべきである旨の決定をするという結論が、讀賣テレビ放送の意見如何によって左右されないと主張する。しかしながら、1の通り、本件判決の効力により、第2次決定のみならず、本件裁定のうち本件不同意裁定部分の効力も取り消され、行政事件訴訟法第33条第2項の定めにより、審査請求人による本件裁定申請は維持されながら、本件裁定前の法律関係が回復され、総務大臣は、同項のやり直し義務に基づく裁定手続きに着手する必要があるが、裁定手続きへの着手に際し、最初の手続きとして、放送法第144条第2項の規定により、讀賣テレビ放送への意見聴取手続きを行う必要がある。さらに、前記2のとおり、異なる事情・理由・手続によって原処分と同一内容の処分を行うことは許容される以上、讀賣テレビ放送の意見は、「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」の該当性判断において当然考慮すべき重要な事項である。

また、審査請求人は、大臣裁定手続きについて、審査請求人と総務大臣との間の行政手続であり、私人間の民事手続ではないことから、民事訴訟法第266条に定める

請求認諾による訴訟終了の制度が整備されておらず、讀賣テレビ放送の意向は、取消判決の確定を受けて新たな判断を行う際の参考事情程度の意味しかないと主張する。

さらに、讀賣テレビ放送が再放送同意をする旨の意向を示していることについて、総務大臣が同意裁定を決定すべきとの結論にプラスに働く事情として考慮すべきであり、要件充足性を覆滅すべき事実として考慮することは許されないと主張する。しかしながら、同意裁定の手続きが民事訴訟でないことは当然であり、讀賣テレビ放送の意向を考慮すべきかどうかは同意裁定の手続きを定めた放送法第144条の趣旨に従って決せられるべきである。第4の2で述べたとおり、放送法第144条の趣旨は、当事者間の協議を第一義とし、大臣裁定は当事者間の協議が成立する余地が無いという限定的場合のみにおいて行われるべきであるとするものであるから、讀賣テレビ放送が再放送に同意するという内容で当事者間の協議が調った本件裁定申請においては、かかる同意が尊重され、裁定を行うことができないと解するのが適当である。

第6 本件再度裁定拒否処分は、総務大臣が、審査請求人に対し、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて行った点で、適正手続に違反して違法無効であり、取り消しを免れないとする審査請求人の主張について

1 讀賣テレビ放送への意見聴取機会の付与手続きについて

第5の1で述べた通り、総務大臣は、平成30年9月21日付け文書により、審査請求人に対し、再度の裁定手続きに着手する旨を通知するとともに、讀賣テレビ放送に対し、裁定の申請があった旨及び意見聴取機会を付与する旨の通知を行った。（乙1）意見聴取機会の付与については、放送法第144条第2項において、「総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者へ通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」と定められている。

審査請求人の主張するとおり、平成23年の本件裁定申請の直後に、総務大臣は讀賣テレビ放送に対して意見聴取の機会を付与している。しかしながら前記のとおり、放送法第144条第2項が基幹放送事業者に対して、意見聴取の機会を付与すべきものとしたのは、同意裁定制度自体が、当事者の意思を重視した制度であることから、当事者間の協議の状態を最終的に確認したうえで同意裁定の適否を判断することを可能ならしめる点にある。本件裁定申請においては、当初の意見聴取の機会の付与からすでに約7年を経過しており、さらには取消訴訟判決の確定等の重大な事情の変化もあったのであるから、放送法第144条第2項の趣旨からすれば、基幹放送事業者に再度の意見聴取の機会を付与すべきことは当然であって、仮に、意見聴取の機会を付与せずに同意裁定を行うとすれば、当事者の意思を重視する同意裁定制度の趣旨が損なわれることとなる。

## 2 審査請求人への意見表明及び弁明の機会、主張立証の機会の付与について

審査請求人は、総務大臣が、讀賣テレビ放送が提出した意見書を受けて本件再度裁定拒否処分を行う方針を内部的に決定しながら、当事者である審査請求人に対しては、何らの意見表明及び弁明の機会も、主張立証の機会も与えずに、一方的な讀賣テレビ放送の上申に基づいて本件再度裁定拒否処分を行ったことについて、適正手続きに違反していると主張する。

しかしながら、放送法上、裁定申請を行った一般放送事業者に対する意見書提出機会の付与は規定されていない。これは、当事者間の協議の状態を最終的に確認したうえで同意裁定の適否を判断するという放送法第144条第2項の趣旨は、基幹放送事業者に対する意思確認により果たしうるためである。裁定申請を行った一般放送事業者側が依然として裁定申請を継続する意思を有している場合には、意見表明や弁明を行わせる必要はなく、逆に事情の変更により、裁定申請の継続の意思を失うような場合には、第4の2記載のよさこいケーブルネットのように自ら裁定申請を取り下げれ

ばよいのである。

仮に、本件裁定申請から約7年が経過していることを踏まえ、讀賣テレビ放送が提出した意見書を受けて、総務大臣が、任意の手続きによって審査請求人の意見を聞くことがあり得るにしても、本件裁定申請においては、既に讀賣テレビ放送の同意により、審査請求人が改めて意見表明及び弁明、主張立証を行うことに何らの利益が無いと判断するのが相当である。

### 3 本件再度裁定拒否処分決定プロセスについて

審査請求人は、本件再度裁定拒否処分について、総務大臣と讀賣テレビ放送が、事前に協議を行い、本件再度裁定拒否処分を行う計画を立てた上で、同計画どおりに手続を進めたと解するほかないのであって、極めて不当であるというほかないと主張する。しかしながら、審査請求人のかかる主張に関し、審査請求人からは何らの証拠も示されていない。この主張は、証拠に基づかない憶測によるものに過ぎず、総務大臣及び讀賣テレビ放送の名誉を毀損する不当な主張であり、かかる事実が無い以上、本件再度裁定拒否処分の適正性は何ら損なわれない。

## 第7 結論

審査請求人の主張は、以上で述べた通り、第1次決定の不可変更力・実質的確定力の具体的内容、本件判決の形成力によって効力を失う処分の範囲、法に基づく適正な手続についての誤りに基づくものであり、不当である。

従って、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の定めにより、審査請求の理由がないものとして棄却されるべきである。

添 付 書 類

委任状

1通

以 上



別紙 2

平成 3 1 年 4 月 1 日

総務省

情報流通行政局長 山田 真貴子 殿

弁護士 森 亮二

大臣裁定の拒否処分に係る審査請求に関する  
電波監理審議会の審理における事務の委任について（回答）

平成 3 1 年 4 月 1 日付け総情域第 2 3 号により依頼のあった標記については、  
これを承諾します。

平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号事件



準 備 書 面 (2)

総 情 域 第 4 8 号

令和元年 9 月 2 日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

石 田 真 敏



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

総務大臣は、審査請求人の令和元年8月5日付準備書面(2)(以下、「審査請求人準備書面(2)という」)に対し、下記のとおり反論する。

記

## 第1 審査請求人準備書面（2）第2について

### 1. 事後的に「協議が調う」ことはないとの主張について

審査請求人は、放送法144条1項においては、そもそも事後的に協議が調うということがあり得ないかのような主張をしている。具体的には、審査請求人準備書面（2）第2の3（4）7頁における以下のような主張である。

「本件では、放送法144条1項は、「協議が調わないとき」という消極条件を定めているので、仮に、本件裁定申請時点で「協議」が調っていないなくても、その後に「協議」が調うこともあるのではないかという誤解もあり得る。しかし、積極条件と消極条件とは、事実の積極面を捉えるか、消極面を捉えるかの違いであって、法律上の性質には何らの差異もない。

それゆえ、本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就した以上、その後に「協議が調う」という事実が発生する余地はない。万一、その後に「協議が調う」という事実が発生するのであれば、そもそも、本件裁定申請時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定したとはいえず、消極条件が成就したとはいえない。

上記設例のように、「試験に不合格になったら、借金を返してもらう」という契約をしたにもかかわらず、債務者が当該試験に不合格になれば、「試験に合格する」という事実の不発生が確定したことになり（消極条件の成就）、債務者は、借金の返済を免れない。仮に、債務者が次回の試験に合格したとしても、一旦、確定した「試験に合格する」という事実の不発生が事後的に覆るわけではない。

本件でも全く同様であって、仮に、讀賣テレビ放送が、審査請求人に対し、再放送同意を申し出たとしても、一旦、確定した「協議が調う」という事実の不発生が事後的に覆ることはあり得ない。」

しかしながら、審査請求人が挙げる他の法令が定める「協議が調わないとき」についてもそうであるように、手続き中ないし訴訟継続中に協議が調うということは、普遍的に起こりうることである。その意味で、上記の「仮に、本件裁定申請時点で「協議」が調っ



ていなくても、その後に「協議」が調うこともあるのではないかという誤解もあり得る」の部分の意味不明といわざるを得ない。

ちなみに、上記主張の中で審査請求人が類似する事案として挙げる「試験に不合格になったら、借金を返してもらう」においては、「債務者が次回の試験に合格したとしても、一旦、確定した「試験に合格する」という事実の不発生が事後的に覆るわけではない」ものであることは、審査請求人の主張するとおりであろう。しかしながら、これは、「試験に不合格になったら、借金を返す」という合意の合理的な意思解釈が「次回の試験に不合格になったら、借金を返す」ということだからである。この場合、条件は、次回の試験に不合格になること、に尽きているので、次回の試験に不合格となった場合には、確定的に借金を返す義務が生じることになる。

これに対して、放送法144条1項は、ひとたび協議が不調となったら、必ず同意裁定を行うべきことを規定しているわけではない。これは審査請求人が同種法令として挙げる、他の法令においても同様である。

たとえば、審査請求人が、その法解釈において同種法令として挙げる民法258条1項は、「共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる」と規定している（下線は総務大臣）。同項について、審査請求人準備書面（2）第2の4（4）13頁は、以下のように主張する。

「たとえば、共有物の分割について、当該時点までに、共有者間に「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、共有者が、裁判所に対し、共有物分割を求めて訴訟を提起したときは、最早、当該訴訟提起の効果が事後的に覆るということとはあり得ない」

ここに「当該訴訟提起の効果が事後的に覆ることはあり得ない」の趣旨も明らかではないが、共有物分割請求訴訟の継続中に当事者間での和解が成立し「協議が調う」ことは現実にしばしばあることであり、その場合、訴訟は終了する。通常は、裁判上の和解で終了することが多いと思われるが、訴訟外の和解（協議が不調であった両者の意思の一致による協議の成立をいうものとする）があれば原告による訴えの取り下げがなされ、取り下

げなければ訴訟要件を欠くものとして訴えは却下されることとなる（協議が調わないことが訴えの利益であることについて乙20）。

審査請求人は、事後的に協議が調う場合に、訴訟が終了することまで否定するわけではないであろう。審査請求人準備書面（2）第2の5（3）15頁以降において以下のよう主張が見受けられる。

「もちろん、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続外で被告と共有物分割協議を成立させれば、原告は、共有物分割訴訟係属の必要性がなくなったと判断して、被告の同意を得て、自ら訴訟を取り下げることになる。また、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続内で被告と共有物分割協議を成立させれば、和解によって訴訟は終了することになる。しかし、原告が、被告の申し出に応じて、訴訟手続の内外で被告と共有物分割協議を成立させていないにもかかわらず、単に、被告が、「共有物分割に応じる」等と一方的に原告に申し出ただけでは、共有物分割訴訟の実体審理には一切影響しない。ただ、裁判所は、かかる申し出をも共有物分割訴訟における弁論の全趣旨として適切に勘案した上で、判決をすればよいだけのことである。」

ここで審査請求人は、「「共有物分割に応じる」等と一方的に原告に申し出ただけでは、共有物分割訴訟の実体審理には一切影響しない」とするが（下線は総務大臣）、これは言うまでもないことである。問題は、両者の間で協議が調い、即ち訴訟外の和解が成立した場合であり、その場合には、本案判決がなされることなく訴訟は終了する。上記の主張からすれば、審査請求人もこのことを否定するわけではなさそうである。

以上のように考えれば、結局のところ、審査請求人の主張は、本件においては、放送法144条1項の「協議が調わないとき」の状況が継続しているということに尽きるのではないかと思われる。

## 2. 「協議が調わないとき」のあてはめ

かくして、問題は、本件において放送法144条1項における「協議が調わないと

き」の状況があったかどうかの点に収束することとなる。審査請求人は、審査請求人準備書面（２）第５の１（３２頁）において、「審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で讀賣テレビ放送と再放送協議を成立させていないにもかかわらず」と主張する。しかしながら、本件において、再放送の申込みをしているのは審査請求人であって、讀賣テレビ放送ではない（審査請求人準備書面（１）第２の４及び５）。また、本件において審査請求人が求める同意裁定は、再放送にかかる読売テレビ放送の同意の裁定である。審査請求人が問題にすべきは、審査請求人の申込みに応じる旨の読売テレビ放送の同意があったか否かである。

そしてこの点については、参加人である讀賣テレビ放送は、２０１８年１０月１１日付で同意する旨を審査請求人に通知しており（丙１ノ１）、この同意が確定的なものであることを参加人準備書面（１）第２の２において明らかにしている。

審査請求人が再放送にかかる同意の申込みをしていたことは争いのない事実であり、それに対して讀賣テレビ放送は確定的な同意をしているのであるから、本件において、放送法１４４条１項における「協議が調わないとき」の状況は失われており、これを理由として行われた本件再度裁定拒否処分は適法である。

## 第２ 審査請求人準備書面（２）第３について

審査請求人は、審査請求人準備書面（２）第３において、本件再度裁定拒否処分は、行政事件訴訟法３３条に反し、本件判決の形成力・拘束力に反して違法無効であるとする。

この点に対する総務大臣の主張は、総務大臣準備書面（１）第５で述べたとおりである。本件判決の拘束力は異なる事情・理由・手続きによる同一内容の処分を否定するものではないのである。

## 第３ 審査請求人準備書面（２）第４の１ないし３について

審査請求人準備書面（２）第４における主張の大部分は、同準備書面第２及び第３の主張と重複するが、この第４における新たな主張として、以下のものがある。

「本件裁定申請（平成23年6月21日）時点までに、「協議が調う」という事実の不発生が確定し、消極条件が成就することで、放送法144条1項に基づき、審査請求人が「総務大臣の裁定を申請」する権利を取得するという効果が発生したにもかかわらず、総務大臣が、事情の変更として、審査請求人が一旦取得した「総務大臣の裁定を申請」する権利を審査請求人から奪うことができるという法令上の根拠は一切認められない」（審査請求人準備書面（2）第4の2（3）23頁）

というものである。同準備書面第4の2（4）24頁、同準備書面第4の3（1）25頁及び同準備書面第4の3（2）26頁においても同旨の主張がなされている。

放送法144条1項の「協議が調わないとき」の状況の発生によって、審査請求人が奪われることのない権利を獲得するというこの主張は、同条項の法意と相容れないものである。なぜなら、たとえ事後的にであっても「協議が調う」こととなり、基幹放送事業者が再放送に同意して一般放送事業者による再放送が可能となれば、一般放送事業者の権利は守られるのであり、裁定手続きを維持する必要は失われるからである。

これを審査請求人が例にとる共有物分割請求訴訟についてみれば、訴訟提起時において「協議が調わない」ものとして訴訟要件を満たしたとしても、後に訴訟外で和解が成立し、かつ原告が訴訟を取り下げない場合には、訴えは却下されることになる。審査請求人の主張は、「いったん訴訟継続した以上、訴えを却下するのは原告の裁判を受ける権利を奪うことであって、許されない」というに等しいものである。

審査請求人は、同準備書面第4の3（2）26頁において、よさこいケーブルネットの異議申立て取り下げの事例に言及し、申立人は法令上の根拠に基づいて取り下げることができるが総務大臣は「裁定を申請する権利」を奪うことはできないと主張する。しかしながら、これは正しく裁判所において、訴訟継続中に訴えの利益を欠くこととなった場合と同じであり、裁判所が訴えを却下することができるのと同様に、総務大臣は裁定拒否処分ができるのである。

#### 第4 審査請求人準備書面（2）第4の4について

審査請求人は、松茂町・北島町の同意裁定部分について、本件再度裁定拒否処分が「同意裁定部分の基盤を維持できなくさせることは明らかである」と主張する。しかしながら、総務大臣準備書面（1）第4の3で主張したとおり、松茂町・北島町の同意裁定部分については、本件裁定後に期間の経過により確定しており、第2次異議申立て以降は、すべて不同意部分のみが手続きの対象となっている。本件再度裁定拒否処分も不同意部分のみにかかる裁定申請に対する処分であり、松茂町・北島町の同意裁定部分にはなんら影響を及ぼさない。

#### 第5 審査請求人準備書面（2）第4の5について

審査請求人は、「別の理由による再処分が直ちには禁じられないとしても、取消訴訟の口頭弁論終結時までには行政庁が提出できたのに提出しなかった理由によって、行政庁が同一処分を行うことは許されない」と主張する。しかしながら、本件再度裁定拒否処分は、本件判決が確定した後に、讀賣テレビ放送が再放送の申込みに対して同意したことを理由とするものであり、取消訴訟の口頭弁論終結時までには提出できた理由によるものではない。

#### 第6 審査請求人準備書面（2）第4の6及び7について

審査請求人は、讀賣テレビ放送が平成24年頃に意見書を提出していることから、長期間経過後であっても、再度の意見提出の機会を付与することは不適當であると主張するようである。しかしながら、放送法144条2項の趣旨からすれば、当初の意見聴取からすでに7年を経過し、さらには取消訴訟の確定等の重大な事情の変化があったことを踏まえば、再度の意見聴取の機会を与えるべきことは当然である。

さらに審査請求人は、「総務大臣は、再度の裁定手続きに当たり、讀賣テレビ放送、審査請求人とも、放送法上、意見聴取の機会が付与されていないことを認めつつ、讀賣テレビ放送については同法の趣旨から意見聴取の機会を与え、審査請求人には同機会を与えなかったというのであって、著しく不公平、差別的な取扱いというほかなく、適正手続き



に違反していることは明らか」と主張する。しかしながら、この点に関する総務大臣の主張は、放送法144条2項の解釈として、審査請求人への意見聴取機会は付与されていないが、讀賣テレビ放送への意見聴取機会は付与されているというものである（総務大臣準備書面（1）第6の2）。したがって、審査請求人のこの主張は、総務大臣の主張の誤解に基づくものである。

#### 第7 審査請求人準備書面（2）第4の8について

審査請求人は、「総務大臣と讀賣テレビ放送とが、事前に協議を行い、本件再度拒否処分を行う計画を立てた上で、同計画どおりに手続を進めたと解するほかないのであって、極めて不当であるというほかない」という審査請求人の主張は、争いのない事実に基づくものであると主張する。しかしながら、特に問題とされるべき総務大臣と讀賣テレビ放送の間で①事前協議を行ったうえ②本件再度裁定拒否処分を行う計画を立てた、という部分については、一切の根拠がなく、審査請求人の憶測に基づくものであることが明らかである。

審査請求人の上記主張は、総務大臣および讀賣テレビ放送の名誉を毀損する不当な主張である。

以 上

平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号事件



準 備 書 面 (3)

総 情 域 第 7 7 号

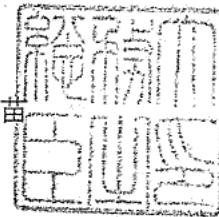
令和元年12月10日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

高 市 早 苗



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

総務大臣は、審査請求人の令和元年11月18日付準備書面(3)(以下、「審査請求人準備書面(3)という」)に対し、下記のとおり反論する。

記

## 第1 審査請求人準備書面(3)第2について

### 1. 他の法令における「協議が調わないとき」の解釈について

#### (1) 民法258条1項

審査請求人は、民法258条1項についての3つの判例を挙げて、「協議が調わないとき」を広く解釈すべきであることを主張する。

第一に、大審院明治40年4月12日判決は、ある共有者が共有物の分割を請求したが、他の共有者が分割すべきでないとして争うときには、共有物分割の訴訟を提起できるとするものである。一部の者が争うときは他の共有者と協議をしなくてもいいという趣旨で本判決を引用するものと思われるが、一部の者であっても分割について争うときは、もとより「協議が調わないとき」にあたるべきであろう。これに対して本審査請求事件は、複数の当事者のうち、一部の者が再放送について争うような事情はないため、本判決とは事案を異にする。

第二に、大審院昭和13年4月30日判決は、共有者の一部が協議に応じる意思がないことが明白な場合に、現実に協議が不調に終わらなくとも分割請求訴訟を提起できるとするものである。共有者の一部が協議に応じる意思がないことが明白であれば、提訴前に現実の協議を求めるのは無益であるから、これを「協議が調わないとき」にあたるとするのは当然であろう。これに対して本審査請求事件は、讀賣テレビ放送に協議に応じる意思がないことが明白といった事情はないため、本判決とは事案を異にする。本審査請求事件においては、他方当事者である讀賣テレビ放送は、現実に協議を続けたばかりか、最終的には再放送に同意するに至っており、当事者が「協議に応じる意思がないことが明白」であるといった事情は見られない。

第三に、最高裁昭和46年6月18日判決も、前記大審院昭和13年4月30日判決と同様、共有者の一部が協議に応じる意思がないことが明白な場合であって、やはり本審査請求事件とは事案を異にする。

審査請求人は、これらの判例と判批から、以下のように結論づける(第2の2(6))。

これらの判例、学説から明らかなとおり、民法258条1項にいう「協議が調

わないとき」は、非常に広い概念であって、現実には協議をしたが不調に終わったことまでを要しない。たとえば、はじめから協議をすることができない場合、他の共有者が分割すること自体を争っている場合、協議したい旨を通知したが1週間以内に返答がなかった場合、共有者の一部が協議に応じない場合、共有者の一部に協議に応ずる意思のない場合等も、「協議が調わないとき」に当たる。

民法258条1項に関するこの結論について、総務大臣は争わない。しかしながら、本審査請求事件は、①初めから協議をすることができない場合、②他の共有者が分割すること自体を争っている場合、③協議したい旨を通知したが1週間以内に返答がなかった場合、④共有者の一部に協議に応じる意思のない場合のいずれにも当たらず、類似する事情もない。本審査請求事件における争点は、審査請求人による再放送にかかる同意の申込みに対して讀賣テレビ放送が確定的な同意をしたことにより、放送法144条1項における「協議が調わないとき」の状況が失われたかどうかである。

## (2) 旧借地法8条ノ2第1項、借地借家法17条1項

旧借地法8条ノ2第1項および借地借家法17条1項についても、審査請求人は、立法担当者や学説の説明を挙げて、「協議が調わないとき」の範囲が広いことを主張する。具体的には、新版注釈民法(15)増補版の以下の記述を引用する。

「事前に協議があり、かつ協議不調でない限り申立を却下すべきだというように、「協議不調」を厳格な意味での適法要件と解すべきではない(香川・前掲論文36、安岡ほか・前掲書212[渋川]、星野・借地借家184)。協議を経ないで直ちにした申立も適法と解してよい(井口編・前掲書116[南])。』

協議を前置しない場合にも協議不調とすべきでないことについても、総務大臣は争わない。繰り返しになるが、本審査請求事件の争点は、審査請求人による再放送にかかる同意の申込みに対して讀賣テレビ放送が確定的な同意をしたことにより、放送法144条1

項における「協議が調わないとき」の状況が失われたかどうかである。

## 2. 再放送の諸費用等の条件に関する協議の成立について

審査請求人は、再放送における細部にわたる条件において合意に達していない場合には、放送法144条1項の協議の際の「協議が調わないとき」に当たるとする。具体的には以下のとおりである。

そもそも、前述のとおり、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」には、再放送それ自体について協議が成立しない場合のみならず、再放送それ自体については協議が成立したが、再放送の期間、区域、対価、諸費用（著作権料、承諾料等）の支払、更新の有無・方法、その他の条件について協議が成立しない場合等も含まれるところ、審査請求人と讀賣テレビ放送との間では、これらについて何ら協議が成立していない。このため、審査請求人は、讀賣テレビ放送との間で成立した協議に基づいて問題なく再放送を行うということができず、現在も、讀賣テレビ放送側との間で紛争が継続している。たとえば、審査請求人が、再放送するに当たり、讀賣テレビ放送に支払うべき著作権、著作隣接権の使用料について、審査請求人と讀賣テレビ放送との間で合意に達していない。その結果、讀賣テレビ放送から著作権、著作隣接権を信託譲渡されたと主張する一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会（JASMAT）は、審査請求人に対し、一方的な計算に基づく数億円もの使用料相当の損害賠償を請求する訴訟を提起し、現在も上告審において争われている。

この主張は誤りである。なぜならそもそも、放送法144条の同意裁定は、細部にわたる条件を確定することを想定していない。細部にわたる条件については、同意裁定の後に、私法上の合意として、基幹放送事業者と一般放送事業者の間で行われるべきものである。この点において、公法である放送法144条1項は、私法である借地借家法等と性格を大きく異にする。たとえば前記借地借家法17条1項の借地条件の変更についてみれば、

裁判所は借地条件変更の本裁判をする際に、付随裁判により、変更後の条件を確定することができる。すなわち、同条3項は、「当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができる」（同条3項）として付随裁判の権限を定めているのである。裁判所はこの付随裁判の際に、原則として鑑定委員会の意見を聴くべきものとされる（同条6項）。これに対して、放送法144条には、このような条項は存在しない。総務大臣は、「再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法」について定めることができるものの（同条4項）それ以上の細部にわたる条件、特に再放送にかかる著作権および著作権隣接権の使用料については定めることができない。

これまでの同意裁定案件全36件においても、同意裁定において使用料をはじめとする細部にわたる条件が定められたことは一度もない。仮に、本件再度拒否処分がなかったとして、そしてさらに審査請求人が総務大臣の同意裁定を得られたとしても、その同意裁定は、使用料も含めた細部にわたる条件を指定するものではないのである。

同意裁定の制度を創設した昭和61年の旧有線テレビジョン放送法改正の審議に係る国会答弁においても、同意裁定制度と著作権隣接権に関する許諾の合意はまったく別の制度であり、著作権隣接権に関する許諾は同意裁定の対象外であることが明らかにされている（乙6 12頁）。

## 第2 審査請求人準備書面（3）第3および第4について

### 1. 乙20号証について（第3の1（1））

乙20号証については、審査請求人が主張するとおり、「協議の成立が共有物分割の訴えの利益を欠くに至らしめると解することができる」の部分を証拠とするものである。審査請求人は、これを「担当調査官の単なる私見」とするが、民法258条1項における協議不調が訴えの利益であることについては、他にも文献が存在する（乙22）

なお、この点に関する以下の審査請求人の主張は理解することが困難である。

また、同部分は、民法258条1項にいう「協議調ハザルトキ」は、実体法上、共

有物分割請求権を発生させるものではなく、それゆえ、協議不調を共有物分割請求訴訟の適法要件（提訴ないし分割の要件）と考えるべきではないこと、ただ、事後的に、訴訟手続の内外で共有物分割協議が成立した場合は、民訴法上の訴えの利益を欠くことになると思われることを述べるにすぎない。すなわち、「協議調ハザル」ことが訴えの利益というわけではなく、反対に、「共有物分割協議が成立したこと（＝協議が調ったこと）」が事後的に訴えの利益を失わしめることになるのではないかという当然の民訴法理を述べるに留まる。

もともと、審査請求人は、協議の成立により訴えの利益が失われるということを「当然の民訴法理」とするのであるから、この点については、審査請求人と総務大臣の間に争いはないように思われる。

## 2. 「協議が調わないとき」（第3の1（2）、第3の2および第4）

審査請求人は、標記の各部分において、讀賣テレビ放送による本件同意によっても「協議が調わないとき」の要件が失われていないと主張する。審査請求人はその主張の理由として、再放送の対価等の条件について合意に達していないことを挙げる。しかしながら、そもそも144条1項の同意裁定は、再放送の対価等の条件を定める制度ではない。この点は、前記第1の2で述べたとおりである。なお、審査請求人は、未定の諸条件の中に、再放送の区域を挙げるが、これについては讀賣テレビ放送の本件同意により上板町であることが確定している。

## 第3 審査請求人準備書面（3）第5について

審査請求人は、総務大臣提出の意見書（乙21）を批判するが、この主張も従前の繰返しである。ちなみに、第5の2において

前述のとおり、放送法144条1項にいう「協議が調わないとき」につき、協議不調は、厳格な意味での適法要件（裁定申請ないし大臣裁定の要件）ではない

と主張するが、これはミスリーディングな記述である。「厳格な意味での適法要件」という表現は、審査請求人準備書面（３）第２の３(４)において、引用される「新版注釈民法(15)増補版」のものである。ところが、引用元での「厳格な意味での適法要件」とは、その直前に説明されるとおり、「事前に協議があり、かつ協議不調でない限り申立てを却下すべきだ」というように「協議不調を」厳格な意味での適法要件と解すべきではない」というものである。審査請求人が批判する意見書（乙２１）は、手続き開始前の協議の有無や協議の不調を問題にするものではなく、手続き開始後に協議が調った場合について述べられたものである。

#### 第４ 審査請求人準備書面（３）第６について

標記の部分は、放送法１４４条の同意裁定とはまったく無関係な地方税法に関する紛争であり、審査請求人が何をもって「本件も、これと全く同じ」と主張するのか理解に苦しむところである。

#### 第５ おわりに

民放２５８条１項および借地借家法１７条１項の裁判は、放送法１４４条１項の同意裁定とは、性質を異にする規定である。そのため、それらの条文における「協議が調わないとき」の解釈もおおのずかと異なったものとなる。審査請求人が主張するとおり、放送法１４４条１項においても、一般放送事業者が基幹放送事業者に対して協議したい旨を通知したが長期間返答がない場合や、基幹放送事業者に初めから協議に応じる意思のない場合には、民放２５８条１項および借地借家法１７条１項の解釈と同様に「協議が調わないとき」にあたると解釈することができる。

しかしながら、放送法１４４条１項においては、再放送の対価が決まらないかぎり「協議が調わないとき」の状況が維持されると解釈することはできない。これは、放送法１４４条１項の同意裁定制度が、付随裁判の制度をもつ借地借家法１７条とは、まったく異なる性質のものだからである。同意裁定は、再放送の対価を指定する制度ではないので



ある。

以上



平成31年2月8日付け付議第1号事件

準備書面 (1)

令和元年 5月 24日

電波監理審議会

主任審理官 長 屋 文 裕 殿

参加人

〒540-8510

大阪府中央区城見2丁目2番33号

電 話

FAX

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 伝 川 幹

同 代理人

〒530-0017

大阪府北区角田町8番1号

梅田阪急ビルオフィスタワー34階

電 話 06-6311-8800

FAX

協和綜合法律事務所

弁護士 岩 井 泉

同 代理人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビル南館11階

電 話 03-3216-1171

FAX

協和綜合パートナーズ法律事務所

弁護士 關 健 一

電波監理審議会の審理における準備書面を提出します。  
なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりです。

## 第1 参加人の意見

本件について、参加人は、既に総務大臣の裁定により再放送同意をしたとされる松茂町及び北島町に加え、上板町についても、平成30年10月11日付け書面によって、審査請求人に対し、地上デジタルテレビジョン放送を同時再放送による放送をもって再放送することにつき、放送法上の同意をする旨を通知し、同書面は、同年10月13日に、審査請求人に到達している（丙1の1～2）。

従って、平成23年6月21日付けの審査請求人による総務大臣の裁定申請は、平成30年10月25日付け総務大臣の裁定拒否処分が判断するところ、放送法第144条第1項の規定する「協議に応じず、又は協議が整わないとき」との要件を欠くものである。そもそも、同法第3項は、参加人が再放送に係る同意をしないことを前提として、総務大臣が、正当な理由がある場合を除き当該同意をすべき旨の裁定をするものとされているところ、本件においては参加人が放送法上の同意をしていることは明らかであるから、少なくとも同意すべき旨の裁定がなされる実益はない。

また、審査請求人は、平成31年4月10日付け準備書面（1）（以下、「審査請求人準備書面（1）」という。）において、参加人とのこれまでの協議等の経緯について縷々主張している。審査請求人が主張する経緯は、あくまで審査請求人の主観的な主張であって、参加人の認識と異なる点もある。しかし、上記のとおり参加人が同意するに至っている以上、同意すべきか否かが判断される裁定手続において、審査請求人の上記主張には意味がないので、参加人としては、逐一反論することはしない。

参加人の意見は以上のとおりであるが、念のため、参加人が、上板町について上記同意を行うことにした具体的な事実経緯を明らかにしておく。

## 第2 参加人が上板町に関する再放送にも同意するに至った経緯

### 1 異議申立決定取消訴訟等について

平成25年7月23日、総務大臣は、徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域に関し、参加人の大阪放送局のデジタルテレビジョン放送を、審査請求人（株式会社ひのき）が再放送することに、同意しなければならない

旨の裁定をおこなった（甲６３）。同裁定では、板野郡上板町の再放送同意をしなければならない旨の裁定が除かれていたことから、審査請求人が平成２５年８月９日付けで異議申立てをおこなった（甲６４）。

平成２７年２月２５日、総務大臣が、審査請求人からの平成２５年８月９日付けでなされた総務大臣裁定に対する異議申立て（甲６４）に対し、これを棄却する決定をおこなった（甲６５）。

本件審査請求人が東京高等裁判所に同決定の取消訴訟を提起し（東京高等裁判所平成２７年（行ケ）第３４号事件）、平成２９年１２月７日、同決定を取り消す旨の判決がなされ（甲６７）、これに対する上告受理申立（最高裁平成３０年（行ヒ）第１４７号事件）も不受理となった（甲６８）。

以上の経緯については、審査請求人の指摘するとおりである。

このような経緯を踏まえ、参加人としては、平成２５年７月２３日付け総務大臣裁定（甲６３）に基づき再放送同意をしたものとされる松茂町及び北島町の外、上板町について、デジタル放送の再放送同意を再度検討することになった。

なお、参加人は、上記総務大臣裁定（徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域に関し、参加人の大阪放送局のデジタルテレビジョン放送を、審査請求人が再放送することに、参加人が同意しなければならない旨を含む裁定。甲６３）に対しては、異議申立てを行っていない。

## ２ 参加人の上板町に関する同意の決定について

- (１) 参加人は、平成２９年１２月頃より、上記東京高裁判決の内容を踏まえ、上板町についてもこのまま再放送同意しないという対応を続けるか否かについて検討を行ってきた。

そして、参加人は、上記上告受理申立が平成３０年９月６日付けで不受理となり、上記取消訴訟の帰趨が確定したことを受けて、上板町の取扱いを決定するべく社内で協議を重ねた。その結果、既に確定している上記東京高裁判決と矛盾する対応を続けることは難しいとの判断に至り、平成３０年１０月５日、上板町についても、審査請求人に対し、任意に再放送同意をすることを決断するに至った。

その後、上記のとおり、参加人は審査請求人に対し、平成３０年１０月１１日付け書面によって、上板町についても、地上デジタルテレビジョン放送を同時再放送による放送をもって再放送することにつき、放送法上の

同意をする旨を通知し、同年10月13日に、同書面は審査請求人に到達した（丙1の1～2）。

（2）上記のとおり、参加人としては、諸般の事情を考慮し独自の判断で、上板町についてのデジタル放送の再放送につき同意する旨を決定したものである。

審査請求人は、総務大臣が平成30年9月21日付けで参加人に意見書の提出を求めていること等を指摘したうえで（審査請求人準備書面（1）・61頁16行目以下）、総務大臣と参加人が事前に協議を行い、上記上板町への同意を行ったかのように主張するが、この主張は事実と反する。最高裁判所による上記不受理決定が平成30年9月6日になされた後、参加人においても最終的な再放送同意の是非につき社内協議を行ってきたものであり、審査請求人への通知が同年10月11日付けであることも何ら不自然ではない。

また、審査請求人は、参加人は審査請求人に対し送付した、平成30年10月11日付け書面（丙1の1）に、「別途郵送させていただきます、『地上デジタルテレビジョン放送再放送同意申入書』及び『再放送の業務に用いる電気通信設備概要』に所定の事項を記入の上」との記載されていることを指摘し、参加人が審査請求人に改めて再放送同意を申し込むように要求していると主張する（審査請求人準備書面（1）・51頁19行目～24行目）。そのうえで、審査請求人は「讀賣テレビ放送は、審査請求人に対し、平成30年10月以降に再放送同意申込書を新規に提出させ、改めて再放送同意の協議を始めようとしている」とし（審査請求人準備書面（1）・52頁7行目～9行目）、「改めて再放送同意の協議を始めようとしていることをもって、放送法144条1項の要件充足性が覆滅されるなどということはあり得ない」（審査請求人準備書面（1）・52頁17行目～19行目）などと主張する。

審査請求人の上記主張の内容は必ずしも明らかではないが、参加人は、特段新たな再放送同意の申込みを審査請求人に求めているわけではなく、同意することを明示した上で、その手続として、申請の意思及び申請の具体的内容を書面により再確認するとともに、再放送業務に用いる設備概要等の情報提供を求めているにすぎない。そのことは、参加人が審査請求人に送付した書面、とりわけ「再放送の業務に用いる電気通信設備概要」

（丙2）の内容や、平成30年10月11日付け書面（丙1の1、丙2）の内容を参照すれば自明である。

### 第3 結語

以上のとおり，審査請求人の主張には理由がないから，参加人はその旨意見を申し述べる。

以 上

平成31年2月8日付け付議第1号事件



準備書面 (2)

令和元年8月28日

電波監理審議会

主任審理官 長 屋 文 裕 殿

参加人

〒540-8510

大阪府中央区城見2丁目2番33号

電 話

FAX

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 大 橋 善 光

同 代理人

〒530-0017

大阪府北区角田町8番1号

梅田阪急ビルオフィスタワー34階

電 話 06-6311-8800

FAX

協和綜合法律事務所

弁護士 岩 井 泉

同 代理人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビル南館11階

電 話 03-3216-1171

FAX

協和綜合パートナーズ法律事務所

弁護士 關 健 一

電波監理審議会の審理における準備書面を提出します。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりです。

1 放送法 144 条第 1 項の「協議に応じず、又は協議が整わない」との要件に欠けること

(1) 上板町の再放送についての意思の合致があること

ア 審査請求人は、「審査請求人が、参加人の申し出に応じて、本件裁定手続外で参加人と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、参加人が、『再放送に応じる』等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない」旨主張する（審査請求人準備書面（2）「第 5・1」）。

しかし、本件においては、そもそも、審査請求人が参加人に対し、徳島県板野郡松茂町、北島町及び上板町の各全域に関し、参加人の大阪放送局のデジタルテレビジョン放送を再放送することにつき同意を求めてきたのに対し、この求めに応じて参加人が本件同意をしたのであり、参加人の本件同意によって、上板町での再放送同意に関する協議は成立している。

したがって、既に現時点において「協議に応じず、又は協議が整わない」という要件に欠ける状態に至っていることは明らかである。

イ また、審査請求人は、「審査請求人が、讀賣テレビ放送の申し出に応じて、本件裁定手続外で参加人と再放送協議を成立させていないにもかかわらず、単に、参加人が、特段新たな再放送同意の申込みを審査請求人に求めているか否かにかかわらず、『再放送に応じる（＝同意する）』等と一方的に審査請求人に申し出ただけでは、本件裁定手続の実体審理には一切影響しない。」旨主張する（同「第 5・2」）

しかし、上記アのとおり、参加人は審査請求人の求めに対し本件同意を行っているのであって、その主張は前提において誤りがある。

なお、審査請求人は、「総務大臣は、参加人が『再放送に応じる（＝同意する）』等と一方的に審査請求人に申し出たということは、本件手続における弁論の全趣旨として適切に勘案した上で、同意裁定をすればよいだけのことである」旨主張する（同「第 5・2」）。

しかし、放送法第 144 条第 3 項は、「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。」と規定している。すなわち、同項は、放送事業者が同意をしていないことを前提としており、放送事業者が同意をしている場合に同意裁



定を行うことは予定していない。したがって、審査請求人の上記主張は同項の解釈として失当である。

## (2) 審査請求人のその他の主張に対する反論

ア 審査請求人は、「審査請求人が一旦取得した『総務大臣の裁定を申請する権利』を審査請求人から奪う」等とも主張する（審査請求人準備書面（2）・「第5・1」）。

審査請求人が主張する当該権利が如何なる根拠に基づくものであるのかは不明であるが、審査請求人の上記主張は、再放送に関する協議が成立していないという前提での立論であり、上記（1）のとおり、既に協議が成立している以上、その前提において誤っている。

イ また、審査請求人は、共有物分割訴訟の例を指摘して、事後的に被告側から共有物分割協議の申入れがあっても、当該訴訟が不適法になることはないとならない等とも繰り返し主張する（審査請求人準備書面（2）第32頁15～18行目）。

しかし、審査請求人が自ら指摘するとおり、上記主張はあくまで「被告から原告に対する共有物分割協議の申入れ」を前提としたものであり、本件とは全く事案を異にするものである。

## (3) 小括

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がない。

## 2 参加人の上板町に関する同意の決定について

参加人が本件同意をすることを決定した経緯は、既に、令和元年5月24日付け参加人準備書面（1）「2（1）」において主張したとおりである。

即ち、参加人は、上告受理申立（最高裁平成30年（行ヒ）第147号事件）が平成30年9月6日付けで不受理となったことを踏まえ、上板町の取扱いを決定するべく社内で協議を重ね、平成30年10月5日、上板町についても、審査請求人に対し、任意に再放送同意をすることを決断するに至り、平成30年10月11日付け書面によって、上板町についても、地上デジタルテレビジョン放送を同時再放送による放送をもって再放送することにつき、放送法上の同意をする旨を通知し、同年10月13日に、同書面は審査請求人に到達したものである（丙1の1～2）。

したがって、総務大臣と参加人とが事前協議を行い、本件同意を決定したというような事実はない。

以 上

## 第六章 そ の 他

## 委 任 状

私は、第一東京弁護士会所属 弁護士中田祐児、徳島弁護士会所属 弁護士島尾大次、同弁護士高木誠一郎、同弁護士益田歩美、同弁護士妹尾祥、同弁護士柴谷亮、同弁護士美馬和仁を代理人と定め下記事項を委任する

1. 総務大臣が平成30年10月25日付総情域第82号で審査請求人に対して行った拒否処分に対し、審査請求する件及びこれに附帯する一切の件。

2. 復代理人選任の件

平成 31 年 / 月 〇 日

住所

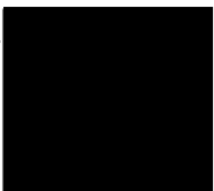
氏名

徳島県板野郡北島町江尻字竹蛇池27番地の8

株式会社 ひ の き

代表取締役

檜 悟





平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号事件

様式 2

## 代 理 人 選 任 届

令和 元 年 5 月 27 日

主任審理官  
長屋 文裕 殿

審査請求人  
徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27・8  
株式会社ひのき  
代表取締役 檜 悟



私は、電波監理審議会の審理において、下記の者を代理人として選任しましたので届け出ます。

### 記

代理人  
氏 名 檜 広之  
住 所 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27・8  
職 業 株式会社ひのき 常務取締役

代理人  
氏 名   
住 所 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27・8  
職 業 株式会社ひのき 

平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号事件



## 指定職員通知書

平成 31 年 3 月 5 日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

石 田 真 敏



電波監理審議会の審理において、下記のとおり指定職員を指定しましたので、通知します。

### 記

1. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室長 田邊 光男
2. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室課長補佐 津田 康平
3. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係長 羽間 朗
4. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室総務事務官 鈴木 康介
5. 情報流通行政局情報流通行政局総務課課長補佐 吉田 弘毅
6. 情報流通行政局情報流通行政局総務課法規係長 今宮 拓也





代理人選任通知書

平成 31 年 3 月 5 日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

石 田 真 敏



電波監理審議会の審理において、下記の者を代理人として選任しましたので、通知します。

記

代 理 人

氏 名 森 亮二

郵便番号、住所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

電話番号 03-5425-2561

FAX番号 03-5425-2563

職 業 弁護士



指定職員通知書

令和元年 5 月 2 4 日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

石 田 真 敏



電波監理審議会の審理において、下記のとおり指定職員を指定しましたので、通知します。

記

1. 情報流通行政局衛星・地域放送課長 井幡 晃三
2. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室長 田邊 光男
3. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室課長補佐 津田 康平
4. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係長 羽間 朗
5. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室総務事務官 鈴木 康介
6. 情報流通行政局総務課情報通信政策総合研究官 本間 祐一
7. 情報流通行政局総務課課長補佐 吉田 弘毅
8. 情報流通行政局総務課法規係長 今宮 拓也



平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号事件



## 指定職員通知書

令和元年 8 月 7 日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

総務大臣

石 田 真 敏



電波監理審議会の審理において、下記 1 のとおり指定職員の指定を取り消し、同 2 のとおり新たに指定しましたので、通知します。

### 記

1 指定を取り消す職員

情報流通行政局衛星・地域放送課長 井幡 晃三

情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室長 田邊 光男

情報流通行政局総務課情報通信政策総合研究官 本間 祐一

情報流通行政局総務課課長補佐 吉田 弘毅

情報流通行政局総務課法規係長 今宮 拓也

2 新たに指定する職員

情報流通行政局衛星・地域放送課長 吉田 恭子

情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室長 井上 淳

情報流通行政局総務課課長補佐 大手 英明

情報流通行政局総務課法規係長 濱元 宏子

平成31年2月8日付け付議第1号事件



代理人選任届

平成31年4月5日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

参加人

〒540-8510

大阪市中央区城見2丁目2番33号

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 伝 川 幹

[担当窓口

電話番号

FAX

私は、電波監理審議会の審理において、下記の者を代理人として選任しましたので、届けます。

記

代 理 人

氏 名 岩 井 泉

住 所 〒530-0017

大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー34階

電 話 06-6311-8800

FAX

職 業 弁護士

代 理 人

氏 名 關 健一

住 所 〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル南館11階

電 話 03-3216-1171

FAX

職 業 弁護士

代 理 人

氏 名

住 所

電 話

F A X

職 業

〒540-8510

大阪府中央区城見2丁目2番33号



代理人選任届

令和 元年 7 月 29 日

主任審理官

長 屋 文 裕 殿

参加人

〒540-8510

大阪市中央区城見2丁目2番33号

読賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 大 橋 善 光

[担当窓口: ]

電話番号

FAX

私は、電波監理審議会の審理において、下記の者を代理人として選任しましたので、届け  
ます。

記

代 理 人

氏 名

住 所

電 話

F A X

職 業

〒540-8510

大阪市中央区城見2丁目2番33号

読賣テレビ放送株式会社 職員

平成31年2月8日付け付議第1号事件



上 申 書

(本店所在地変更について)

令和元年12月24日

電波監理審議会

主任審理官 長 屋 文 裕 殿

参加人

大阪府中央区城見一丁目3番50号

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 大 橋 善 光

同 代理人

〒530-0017

大阪府北区角田町8番1号

梅田阪急ビルオフィスタワー34階

電 話 06-6311-8800

FAX

協和綜合法律事務所

弁護士 岩 井 泉

同 代理人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビル南館11階

電 話 03-3216-1171

FAX

協和綜合パートナーズ法律事務所

弁護士 關 健 一



# 履歴事項全部証明書

大阪府中央区城見一丁目3番50号  
読売テレビ放送株式会社

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                    |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 会社法人等番号  | 1200-01-091917                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |
| 商号       | 読売テレビ放送株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |
| 本店       | 大阪市中央区城見二丁目2番33号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成 1 年 2 月 1 3 日変更 |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                    |
|          | 大阪市中央区城見一丁目3番50号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和 1 年 9 月 1 日移転   |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 令和 1 年 9 月 2 日登記   |
| 公告をする方法  | 大阪市において発行する読売新聞に掲載する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |
| 会社成立の年月日 | 昭和33年2月13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |
| 目的       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放送法による基幹放送事業</li> <li>2. 放送番組の企画、制作及び販売</li> <li>3. 放送関連技術の研究、開発、指導及び販売</li> <li>4. 電気通信事業法による電気通信事業</li> <li>5. コンピュータに関するソフトウェアの開発、販売並びに情報処理、情報提供に関する業務</li> <li>6. 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等催物の企画、制作、興行、仲介及び放送事業に係る教育、厚生、文化、スポーツ事業の経営</li> <li>7. 映画の企画、制作、購入、販売、興行、配給及び輸出入</li> <li>8. 映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、制作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信サービスの提供</li> <li>9. 知的財産権（著作権、著作隣接権、工業所有権等）の取得、譲渡、利用許諾及び管理業務</li> <li>10. 著作物、標章等を使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、玩具、飲食物等の販売</li> <li>11. 放送・インターネットを利用した通信販売及びその斡旋並びにその企画</li> <li>12. 各種情報の収集、処理及び情報提供サービスに関する業務</li> <li>13. 放送・通信に関する顧客の開拓・管理及び市場調査の情報分析・販売</li> <li>14. 出版物の発行及び販売</li> <li>15. 放送・通信業務に係る設備・機器の販売及び賃貸</li> <li>16. 不動産の賃貸</li> <li>17. 音楽、映画等の興行場、展示会場及び駐車場の経営</li> <li>18. 広告代理店業務</li> <li>19. 労働者派遣業務</li> <li>20. ビルメンテナンス業務</li> <li>21. 損害保険代理業務及び生命保険募集に関する業務</li> <li>22. 車両運行管理業務</li> <li>23. 前各号の事業に関連及び附帯する一切の事業</li> </ol> |                    |

|                                  |                                                                                              |                                                                  |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
|                                  | 平成23年 6月30日変更                                                                                | 平成23年 6月30日登記                                                    |
| 発行可能株式総数                         | 520万株                                                                                        | 平成17年 6月22日変更<br>平成17年 7月 4日登記                                   |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数             | 発行済株式の総数<br>130万株                                                                            |                                                                  |
| 株券を発行する旨<br>の定め                  | 当会社の株式については、株券を発行する                                                                          | 平成17年法律第87号第1<br>36条の規定により平成18<br>年 5月 1日登記                      |
|                                  | 平成30年 7月31日廃止                                                                                | 平成30年 8月 6日登記                                                    |
| 資本金の額                            | 金6億5000万円                                                                                    |                                                                  |
| 株式の譲渡制限に<br>関する規定                | 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。<br>平成18年 7月25日設定                            | 平成18年 7月26日登記                                                    |
| 株主名簿管理人の<br>氏名又は名称及び<br>住所並びに営業所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社<br>大阪市中央区北浜四丁目5番33号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>平成24年 4月 1日変更 | 平成24年 4月 2日登記                                                    |
| 役員に関する事項                         | 取締役 渡 邊 恒 雄                                                                                  | 平成27年 6月19日重任<br>平成27年 7月 1日登記<br>平成28年 6月24日退任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|                                  | 取締役 越 智 常 雄                                                                                  | 平成27年 6月19日重任<br>平成27年 7月 1日登記<br>平成28年 6月24日退任<br>平成28年 7月 7日登記 |



|  |            |                |               |
|--|------------|----------------|---------------|
|  | <u>取締役</u> | <u>本 田 邦 章</u> | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            |                | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>本 田 邦 章</u> | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  |            |                | 平成30年 6月22日退任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>望 月 規 夫</u> | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            |                | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>望 月 規 夫</u> | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  |            |                | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>望 月 規 夫</u> | 令和 1年 6月21日退任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |



|  |            |                |               |
|--|------------|----------------|---------------|
|  | <u>取締役</u> | <u>五味 康 昌</u>  | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            |                | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            |                | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>五味 康 昌</u>  | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  |            |                | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>伝 川 幹</u>   | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            | <u>伝 川 幹</u>   | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            | <u>伝 川 幹</u>   | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  |            | <u>伝 川 幹</u>   | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  |            | <u>伝 川 幹</u>   | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>村 上 博 保</u> | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            |                | 平成28年 6月24日退任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |

|  |            |             |               |
|--|------------|-------------|---------------|
|  | <u>取締役</u> | <u>齋藤敬</u>  | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |             | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            |             | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |             | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            |             | 平成29年 6月23日退任 |
|  |            |             | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>川畑年弘</u> | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |             | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            |             | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |             | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            |             | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |             | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>川畑年弘</u> | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |             | 平成30年 7月 5日登記 |
|  |            |             | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |             | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>佐藤義雄</u> | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |             | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |            |             | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |             | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            |             | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |             | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>佐藤義雄</u> | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |             | 平成30年 7月 5日登記 |
|  |            |             | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |             | 令和 1年 7月 4日登記 |



|  |            |              |               |
|--|------------|--------------|---------------|
|  | <u>取締役</u> | <u>大久保好男</u> | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |              | 平成27年 7月 1日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>大久保好男</u> | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |              | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>大久保好男</u> | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |              | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>大久保好男</u> | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |              | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | 取締役        | 大久保好男        | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>六田明弘</u>  | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |              | 平成27年 7月 1日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>六田明弘</u>  | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |              | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>六田明弘</u>  | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |              | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>六田明弘</u>  | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |              | 平成30年 7月 5日登記 |
|  |            |              | 令和 1年 6月21日退任 |
|  |            |              | 令和 1年 7月 4日登記 |

|  |            |                |               |
|--|------------|----------------|---------------|
|  | <u>取締役</u> | <u>常 陰 均</u>   | 平成27年 6月19日重任 |
|  |            |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>常 陰 均</u>   | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>常 陰 均</u>   | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>常 陰 均</u>   | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>常 陰 均</u>   | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>木 瀬 浩 平</u> | 平成27年 6月19日就任 |
|  |            |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>木 瀬 浩 平</u> | 平成28年 6月24日重任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>木 瀬 浩 平</u> | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>木 瀬 浩 平</u> | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>木 瀬 浩 平</u> | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>赤 座 弘 一</u> | 平成28年 6月24日就任 |
|  |            |                | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>赤 座 弘 一</u> | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  |            |                | 平成30年 6月22日退任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |



|  |            |                  |               |
|--|------------|------------------|---------------|
|  | <u>取締役</u> | <u>原 俊 一 郎</u>   | 平成28年 6月24日就任 |
|  |            |                  | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            |                  | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                  | 平成29年 7月 6日登記 |
|  |            |                  | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                  | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>原 俊 一 郎</u>   | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                  | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>小 石 川 伸 哉</u> | 平成28年 6月24日就任 |
|  |            |                  | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            |                  | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                  | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>小 石 川 伸 哉</u> | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                  | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>小 石 川 伸 哉</u> | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                  | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>山 口 寿 一</u>   | 平成28年 6月24日就任 |
|  |            |                  | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |            |                  | 平成29年 6月23日重任 |
|  |            |                  | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>山 口 寿 一</u>   | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                  | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>山 口 寿 一</u>   | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                  | 令和 1年 7月 4日登記 |

|  |            |                |               |
|--|------------|----------------|---------------|
|  | <u>取締役</u> | <u>吉 田 満</u>   | 平成29年 6月23日就任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>吉 田 満</u>   | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | 取締役        | 吉 田 満          | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>梅 田 尚 哉</u> | 平成29年 6月23日就任 |
|  |            |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>梅 田 尚 哉</u> | 平成30年 6月22日重任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | 取締役        | 梅 田 尚 哉        | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>大 橋 善 光</u> | 平成30年 6月22日就任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | 取締役        | 大 橋 善 光        | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>取締役</u> | <u>竹 内 寛</u>   | 平成30年 6月22日就任 |
|  |            |                | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | 取締役        | 竹 内 寛          | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | 取締役        | 藤 原 伸 一        | 令和 1年 6月21日就任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | 取締役        | 隅 田 壮 一        | 令和 1年 6月21日就任 |
|  |            |                | 令和 1年 7月 4日登記 |



|  |                                                                                            |               |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|  | <u>兵庫県西宮市城山5番12-308号</u><br><u>代表取締役</u> <u>望 月 規 夫</u>                                    | 平成27年 6月19日重任 |
|  |                                                                                            | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |                                                                                            | 平成28年 6月24日重任 |
|  |                                                                                            | 平成28年 7月 7日登記 |
|  |                                                                                            | 平成29年 6月23日重任 |
|  |                                                                                            | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>兵庫県西宮市高松町3番3-704号</u><br><u>代表取締役</u> <u>伝 川 幹</u>                                      | 平成30年 6月22日退任 |
|  |                                                                                            | 平成30年 7月 5日登記 |
|  |                                                                                            | 平成27年 6月19日重任 |
|  |                                                                                            | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |                                                                                            | 平成28年 6月24日重任 |
|  |                                                                                            | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>兵庫県西宮市高松町3番3-704号</u><br><u>代表取締役</u> <u>伝 川 幹</u>                                      | 平成29年 6月23日重任 |
|  |                                                                                            | 平成29年 7月 6日登記 |
|  |                                                                                            | 平成30年 6月22日重任 |
|  |                                                                                            | 平成30年 7月 5日登記 |
|  |                                                                                            | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |                                                                                            | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>兵庫県西宮市高松町3番3-704号</u><br><u>代表取締役</u> <u>伝 川 幹</u>                                      | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |                                                                                            | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>大阪市北区中之島六丁目1番38-1302号</u><br><u>代表取締役</u> <u>大 橋 善 光</u>                                | 平成30年 6月22日就任 |
|  |                                                                                            | 平成30年 7月 5日登記 |
|  | <u>大阪市北区中之島六丁目1番38-1302号</u><br><u>代表取締役</u> <u>大 橋 善 光</u>                                | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |                                                                                            | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>監査役</u> <u>野 村 明 雄</u><br><u>(社外監査役)</u><br><u>監査役</u> <u>野 村 明 雄</u><br><u>(社外監査役)</u> | 平成25年 6月21日重任 |
|  |                                                                                            | 平成25年 7月 3日登記 |
|  |                                                                                            | 平成29年 6月23日重任 |
|  |                                                                                            | 平成29年 7月 6日登記 |

|  |                              |                |               |
|--|------------------------------|----------------|---------------|
|  | <u>監査役</u><br><u>(社外監査役)</u> | <u>石 川 博 志</u> | 平成27年 6月19日重任 |
|  |                              |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |                              |                | 令和 1年 6月21日退任 |
|  |                              |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>監査役</u>                   | <u>檜 垣 隆 男</u> | 平成27年 6月19日就任 |
|  |                              |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |                              |                | 令和 1年 6月21日退任 |
|  |                              |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>監査役</u><br><u>(社外監査役)</u> | <u>杉 山 美 邦</u> | 平成27年 6月19日就任 |
|  |                              |                | 平成27年 7月 1日登記 |
|  |                              |                | 平成29年 6月23日辞任 |
|  |                              |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>監査役</u><br><u>(社外監査役)</u> | <u>溝 口 烈</u>   | 平成29年 6月23日就任 |
|  |                              |                | 平成29年 7月 6日登記 |
|  | <u>監査役</u><br><u>(社外監査役)</u> | <u>溝 口 烈</u>   | 令和 1年 6月21日重任 |
|  |                              |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>監査役</u>                   | <u>齋 藤 敬</u>   | 令和 1年 6月21日就任 |
|  |                              |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  | <u>監査役</u><br><u>(社外監査役)</u> | <u>八 木 誠</u>   | 令和 1年 6月21日就任 |
|  |                              |                | 令和 1年 7月 4日登記 |
|  |                              |                | 令和 1年10月 9日辞任 |
|  |                              |                | 令和 1年10月16日登記 |



|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     |               |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 有限責任監査法人トーマツ                        | 平成27年 6月19日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     | 平成27年 7月 1日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 有限責任監査法人トーマツ                        | 平成28年 6月24日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     | 平成28年 7月 7日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 有限責任監査法人トーマツ                        | 平成29年 6月23日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     | 平成29年 7月 6日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 有限責任監査法人トーマツ                        | 平成30年 6月22日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     | 平成30年 7月 5日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                               | 有限責任監査法人トーマツ                        | 令和 1年 6月21日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     | 令和 1年 7月 4日登記 |
| 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定      | <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>平成25年 6月21日設定 平成25年 7月 3日登記</p>                                              |                                     |               |
| 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定 | <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成27年 6月19日変更 平成27年 7月 1日登記</p> |                                     |               |
| 取締役会設置会社に関する事項              | 取締役会設置会社                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |               |
| 監査役設置会社に関する事項               | 監査役設置会社                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |               |
| 監査役会設置会社に関する事項              | 監査役会設置会社                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成18年 7月 5日登記                       |               |

大阪市中央区城見一丁目3番50号  
讀賣テレビ放送株式会社

|                 |                                          |
|-----------------|------------------------------------------|
| 会計監査人設置会社に関する事項 | 会計監査人設置会社<br>平成18年 7月 5日登記               |
| 登記記録に関する事項      | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により<br>平成12年 4月20日移記 |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(大阪法務局管轄)

令和 元年11月20日  
大阪法務局北出張所  
登記官

北 田 英 明

